

---

# 柏 崎 市

## 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

【令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）】

---

令和3年（2021年）3月改定

柏 崎 市



# 目次

---

第1章 計画策定の基本的考え方.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
(1) 他の計画等との関係.....	2
(2) 計画の対象地域.....	8
(3) 計画の範囲.....	8
(4) 計画目標年次.....	8
3 基本理念と基本方針.....	9
(1) 基本理念.....	9
(2) 基本方針.....	9
4 計画の点検、見直し、評価.....	10
第2章 市域の概況.....	11
1 社会的概況.....	11
(1) 本市の位置.....	11
(2) 交通の概況.....	12
(3) 気象の概況.....	12
2 人口の概況.....	13
(1) 人口の推移.....	13
(2) 年齢別人口.....	14
3 産業の概況.....	15
第3章 ごみ処理の概況.....	16
1 ごみ処理体制の概要.....	16
(1) ごみ処理事業の経緯.....	16
(2) ごみ処理の主体.....	18
(3) ごみ処理フロー.....	20
(4) ごみ排出量.....	21
(5) 収集・運搬の状況.....	23
(6) 中間処理の状況.....	26
(7) 最終処分の状況.....	30
(8) ごみの減量化・資源化の取組.....	31
(9) その他環境美化に関する取組.....	35
(10) ごみ処理経費.....	37
(11) 刈羽村に係るごみ処理・最終処分場に関する事務の受託.....	38
(12) 施策の実施状況.....	39

2 計画の目標達成状況と課題	42
(1) 発生抑制に関する課題	42
(2) 収集・運搬に関する課題	44
(3) 中間処理に関する課題	45
(4) 資源化に関する課題	46
(5) 最終処分に関する課題	49
(6) ごみ処理経費に関する課題	49
第4章 ごみ排出量の見通し	50
1 人口の実績と将来人口	52
(1) 人口の予測	52
(2) 将来人口	53
2 令和2年度(2020年度)の排出量(見込み)	54
3 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測	55
(1) 家庭系ごみ予測結果	55
(2) 事業系ごみ予測結果	59
(3) 現状のまま推移した場合のごみ排出量	62
第5章 将来値の設定(目標設定)	64
1 目標値の設定	64
(1) 1人1日当たりごみ排出量	64
(2) リサイクル率	65
(3) 削減するための取組	66
2 目標達成時のごみ排出量の見通し	68
第6章 ごみ処理基本計画	71
1 施策の体系	71
2 基本方針1 廃棄物の発生抑制・循環的利用の促進	74
(1) 発生抑制(リデュース)	74
(2) 再使用(リユース)	74
(3) 再生利用(リサイクル)	74
3 基本方針2 廃棄物の適正処理の推進	75
(1) 収集・運搬計画	75
(2) 中間処理計画	78
(3) 最終処分計画	83
4 基本方針3 不法投棄防止対策の推進	84
(1) 環境クリーン推進条例の適用	84
(2) パトロールの実施	84
(3) 不法投棄防止看板等の設置	84
5 ごみの排出を抑制するための方策	85
(1) 市民による取組	85

(2) 事業者による取組.....	86
(3) 市による取組.....	87
(4) 個別の事項に対する取組.....	89
6 その他ごみの処理に関し必要な事項.....	90
(1) 在宅医療廃棄物に関する対策.....	90
(2) 適正処理困難物対策.....	90
(3) 不適正処理対策.....	90
(4) 災害時の廃棄物処理.....	91
(5) 感染症流行時の対応.....	91



# 第1章 計画策定の基本的考え方

---

## 1 計画策定の趣旨

柏崎市（以下「本市」という。）では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき平成28年（2016年）3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、市民・事業者・行政が一体となって、施策を進めてまいりました。

本市の1人1日当たりごみ排出量は、平成27年度（2015年度）の排出量からは減少したものの、近年は横ばい傾向となっています。前計画の1人1日当たりごみ排出量の目標達成には、より一層の発生抑制、循環的利用の促進が必要です。また、資源化の取組に関しては、紙やビンなどの減少や、容器素材の軽量化の進展など、社会情勢や生活スタイルの変化に対応した施策の見直しが必要です。

中間処理施設の整備に関しては、平成30年（2018年）3月に策定した「柏崎市ごみ処理場整備実施計画」と令和2年（2020年）3月に策定した「一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」を踏まえ、施設の整備を進めてまいります。

なお、資源物中間処理施設は、新しいごみ処理施設の竣工<sup>しゅん</sup>後に、整備に関して検討します。

最終処分場のエコグリーン柏崎夏渡は、設備補修など施設の延命化を図り、令和20年度（2038年度）まで期間を延長して使用する予定です。

本計画では、本市の廃棄物施策に関する評価を行い、中間見直しを行います。また、施策の見直しでは、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）に基づく考え方を取り入れます。さらに、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食ロス削減推進法」という。）に基づく食品ロスの削減や海洋プラスチックの原因ともなっているプラスチック製容器包装の回収を行う「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）などにより3Rを推進します。

令和2年（2020年）以降の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）による新しい生活様式に伴うごみの排出量の変化を勘案した上で、引き続き、市民、事業者及び本市が協働により一体となって、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

## 2 計画の位置付け

### (1) 他の計画等との関係

廃棄物処理法第6条第1項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」としています。

本計画の策定に当たっては、国、県の廃棄物関連の計画並びに柏崎市第五次総合計画及び柏崎市環境基本計画第3次計画と整合を図り、一般廃棄物の処理に関する基本的な方針を定めます。また、本計画実施のための具体的な施策については、毎年度策定するごみ処理実施計画において定めるものとします。

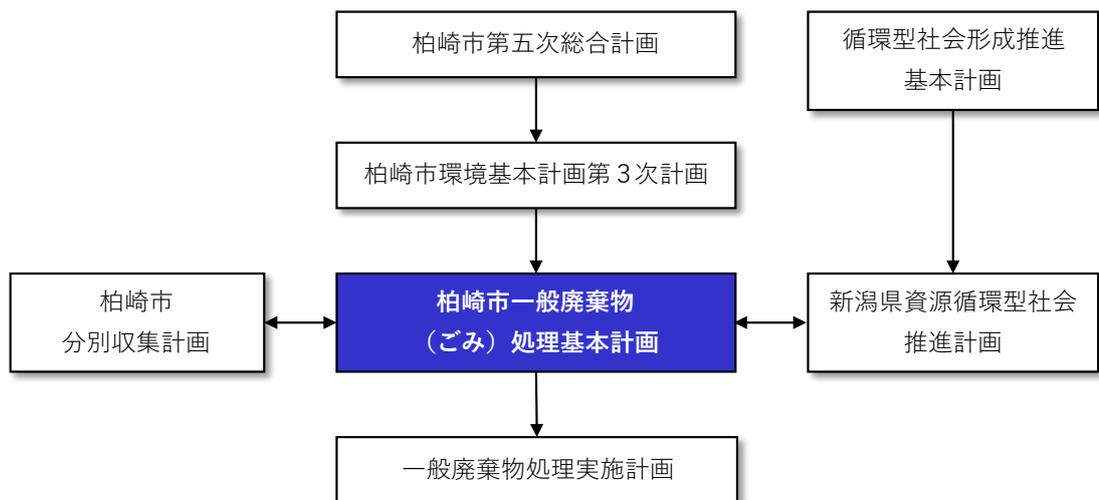


図 1-1 本計画と関連計画の関係

## ア 柏崎市第五次総合計画（基本構想・前期基本計画）

平成 28 年度（2016 年度）に柏崎市第五次総合計画（基本構想・前期基本計画）を策定しました。

前期基本計画は、基本構想に掲げた将来都市像の実現に向け、平成 29 年度（2017 年度）から令和 3 年度（2021 年度）までの 5 年間の施策を具体的に示しています。ごみに関連する施策を抜粋します。

柏崎市第五次総合計画（前期基本計画）																	
平成 29 年度（2017 年度）～令和 3 年度（2021 年度）																	
ごみに関する施策	<p>●防災・生活・環境～『頼もしさ』をつなぐまちをめざして～</p> <p>1 快適な生活環境を支える『頼もしさ』をつくる</p> <p>(1) 良好な生活を支える環境を守る</p> <p>ア 環境衛生機能の保全 老朽化が進んでいる廃棄物処理施設は、搬入量の変化や搬入物の性状の変化に対応した延命化又は更新の方針を決定し、対策を進めます。</p> <p>2 豊かな環境を守る『頼もしさ』をつくる</p> <p>(1) 資源を有効活用する</p> <p>ア ごみの適正処理の推進 家庭や事業者に対する廃棄物の分別の周知徹底を図り、ごみの減量化・資源化を進めるとともに、ごみの適正かつ安全な処理を推進します。</p> <p>イ ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進 学校教育や社会教育、事業者周知などの様々な機会を通じ、ごみの減量やリサイクルの必要性に対する市民や事業者の意識啓発を進め、環境への関心を高めます。また、ごみの発生抑制・再使用・再生利用を促進するため、ごみの減量化・資源化に貢献する市民や事業者などを支援します。</p> <p>(2) 美しい自然を守る</p> <p>ア 不法投棄の防止と環境美化の推進 環境美化活動に取り組む地域住民の活動を支援し、地域環境の保全を進めます。不法投棄の防止対策として、関係機関と連携し、パトロール活動などの監視体制を強化します。</p>																
目標指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現在値 平成 27 年度 (2015 年度)</th> <th>目標値 令和 3 年度 (2021 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 人 1 日 当 た り の ご む の 排 出 量</td> <td>945 g</td> <td>890 g</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>19.9%</td> <td>21.6%</td> </tr> <tr> <td>ごみ最終処分場埋立量</td> <td>3,307 t</td> <td>2,971 t</td> </tr> <tr> <td>クリーンデー柏崎の参加率</td> <td>29.0%</td> <td>31.0%</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	現在値 平成 27 年度 (2015 年度)	目標値 令和 3 年度 (2021 年度)	1 人 1 日 当 た り の ご む の 排 出 量	945 g	890 g	リサイクル率	19.9%	21.6%	ごみ最終処分場埋立量	3,307 t	2,971 t	クリーンデー柏崎の参加率	29.0%	31.0%
区 分	現在値 平成 27 年度 (2015 年度)	目標値 令和 3 年度 (2021 年度)															
1 人 1 日 当 た り の ご む の 排 出 量	945 g	890 g															
リサイクル率	19.9%	21.6%															
ごみ最終処分場埋立量	3,307 t	2,971 t															
クリーンデー柏崎の参加率	29.0%	31.0%															

## イ 柏崎市環境基本計画第3次計画

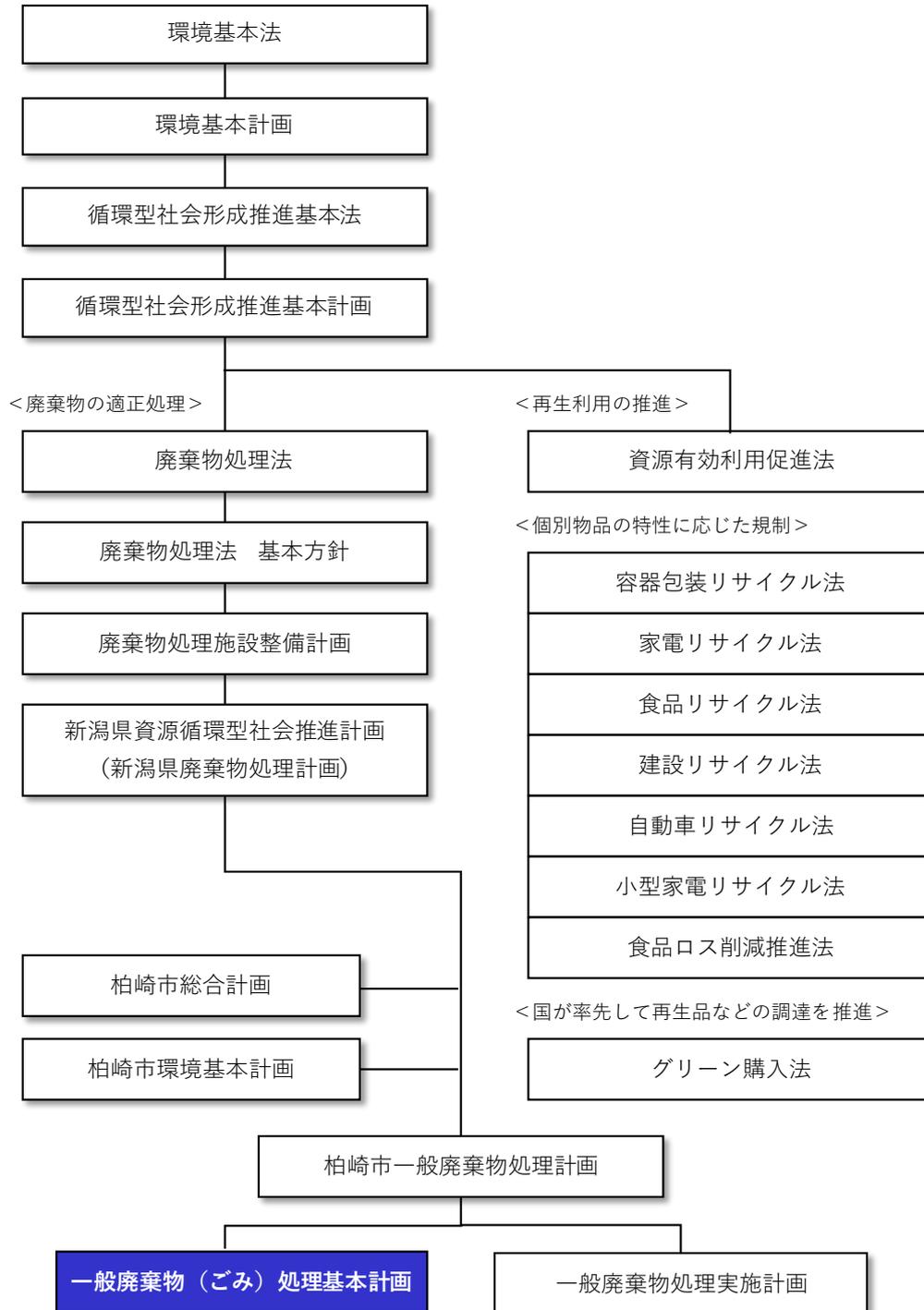
低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を同時に実現し、健全で恵み豊かな環境を将来世代に継承していくため、柏崎市環境基本計画第3次計画を策定しました。ごみに関連する施策を抜粋します。

柏崎市環境基本計画第3次計画																							
令和元年度（2019年）～令和10年度（2028年）																							
ごみに関する施策	<p>●基本目標 資源の有効活用</p> <p>1 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用（3R）活動の推進</p> <p>(1) 廃棄物の循環的利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域全体がごみ減量の意識を高め、積極的に3Rを実践できる環境を整えるため、事業者や地域に対して、資源を有効活用するための拠点の整備や有機物資源<sup>※1</sup>などを活用する仕組みづくりの支援を行います。</li> </ul> <p>(2) 3Rに関する意識啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>園児や児童生徒に対して、3Rの大切さやごみの分別について興味を持って学べるような体験型・参加型の学習機会を充実させていきます。</li> </ul> <p>2 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>(1) 廃棄物処理過程の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の排出ルールについて周知方法等を工夫し、適正な分別を促します。</li> <li>人口減少や高齢化世帯の増加、多様化する廃棄物の品目に柔軟に対応できる収集体制と資源化ルートの整備を行います。</li> <li>廃棄物処理施設は、改修や設備の運転方法の見直しを適宜行い、適正な廃棄物処理を行える処理性能を維持します。</li> </ul> <p>(2) 廃棄物エネルギーの有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理施設の新設に向けて、現状の廃棄物排出量等に合わせた適正規模の設計による施設効率化と廃棄物から効果的にエネルギー回収できる方法を検討します。</li> </ul>																						
	<p>●基本目標 美しい自然と生活環境の維持保全</p> <p>1 不法投棄の防止と環境美化の推進</p> <p>(1) 不法投棄対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察や町内会など関係団体と連携し、不法投棄に対する注意喚起や取締りを行うとともに、不法投棄の早期発見と速やかな回収を行います。</li> </ul>																						
目標指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現在値 平成29年度 (2017年度)</th> <th>目標値 令和7年度 (2025年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ総排出量</td> <td>28,683t</td> <td>24,712t</td> </tr> <tr> <td>1人1日当たりのごみの排出量</td> <td>928g</td> <td>869g</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>19.6%</td> <td>23.1%</td> </tr> <tr> <td>最終処分埋立量累計（埋立率） （埋立最大容量 102,000 m<sup>3</sup>）</td> <td>49,666 m<sup>3</sup> (48.7%)</td> <td>75,593 m<sup>3</sup> (74.1%)</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設処理基準 達成率（排出ガス基準・水質基準）</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>クリーンデー柏崎の参加率</td> <td>前年度末人口の 28.4%</td> <td>前年度末人口の 31%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現在値 平成29年度 (2017年度)	目標値 令和7年度 (2025年度)	ごみ総排出量	28,683t	24,712t	1人1日当たりのごみの排出量	928g	869g	リサイクル率	19.6%	23.1%	最終処分埋立量累計（埋立率） （埋立最大容量 102,000 m <sup>3</sup> ）	49,666 m <sup>3</sup> (48.7%)	75,593 m <sup>3</sup> (74.1%)	廃棄物処理施設処理基準 達成率（排出ガス基準・水質基準）	100%	100%	クリーンデー柏崎の参加率	前年度末人口の 28.4%	前年度末人口の 31%	
区 分	現在値 平成29年度 (2017年度)	目標値 令和7年度 (2025年度)																					
ごみ総排出量	28,683t	24,712t																					
1人1日当たりのごみの排出量	928g	869g																					
リサイクル率	19.6%	23.1%																					
最終処分埋立量累計（埋立率） （埋立最大容量 102,000 m <sup>3</sup> ）	49,666 m <sup>3</sup> (48.7%)	75,593 m <sup>3</sup> (74.1%)																					
廃棄物処理施設処理基準 達成率（排出ガス基準・水質基準）	100%	100%																					
クリーンデー柏崎の参加率	前年度末人口の 28.4%	前年度末人口の 31%																					

※1 有機物資源：エネルギー利用（木質ペレット・バイオマス発電等）やマテリアル利用（堆肥化・紙パルプ等）ができる程度にまとまった生物起源による物質のこと。

## ウ 関係法令等

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と他計画との関係は図 1-2 に示すとおりです。



資料：ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年（2016 年）9 月）の図 3 に加筆

図 1-2 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画と他の計画との関係

## エ 国の上位計画における数値目標

国は、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）の中で一般廃棄物の数値目標を定めています。また、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）第15条第1項の規定に基づいて定めた「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）の中で数値目標を示しています。

### （ア）廃棄物処理法の基本方針（平成28年1月21日環境省告示第7号）

廃棄物処理法の基本方針では、循環型社会への転換を更に進めていくため、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては、不法投棄・不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮し、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、循環的な利用が行われないものについては、適正処分することとしています。

表 1-1 廃棄物処理法の基本方針の数値目標

指標	数値目標
ごみ排出量	平成24年度（2012年度）と比較し、令和2年度（2020年度）において約12%削減 1人1日当たり家庭系ごみ500g/人日
再生利用の割合*	平成24年度（2012年度）と比較し、令和2年度（2020年度）において6ポイント増加の約27%
最終処分量	平成24年度（2012年度）と比較し、令和2年度（2020年度）において約14%削減

※ 再生利用の割合は、リサイクル率を表します。

### （イ）第四次循環基本計画（平成30年6月19日閣議決定）

第四次循環基本計画では、循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き重視しつつ、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、数値目標、各主体の連携や期待される役割、国が実施すべき取組など、国内外における循環型社会の形成を推進する総合的な施策が示されています。

表 1-2 第四次循環基本計画の数値目標

指標	数値目標
1人1日当たりの ごみ排出量	約850g/人/日 (参考:平成28年度(2016年度)と比較し、令和7年度(2025年度)において約8%削減)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量*	約440g/人/日 (参考:平成28年度(2016年度)と比較し、令和7年度(2025年度)において約13%削減)
事業系ごみ排出量	約1,100万トン (参考:平成28年度(2016年度)と比較し、令和7年度(2025年度)において約15%削減)
一般廃棄物の 最終処分量	約320万トン (参考:平成24年度(2012年度)と比較し、令和7年度(2025年度)において約32%削減)
家庭系食品ロス量	令和12年度(2030年度)目標:平成12年度(2000年度)(433万t※ 暫定値)の半減
事業系食品ロス量	食品リサイクル法の基本方針で目標を設定

※ 家庭系ごみ排出量は燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの合計であり、資源物や集団回収量は含まない。

#### オ 新潟県資源循環型社会推進計画における数値目標

新潟県は、平成23年度(2011年度)に「新潟県資源循環型社会推進計画」を策定し、県民、事業者及び市町村と連携・協力を図りながら、持続可能な循環型社会の形成を図ってきました。平成27年度(2015年度)に策定した「第2次新潟県資源循環型社会推進計画」(以下「県計画」という。)では、これまでの達成状況や現状の課題及び国の基本方針を踏まえ、令和2年度(2020年度)までに達成すべき数値目標(以下「県の数値目標」という。)を設定しています。

表 1-3 県の数値目標

項目	目標
1人1日当たり ごみ排出量	令和2年度(2020年度)における1人1日当たりごみ排出量を957g以下 (平成25年度(2013年度)比8%削減)
1人1日当たり ごみ排出量 (再生利用除く)	令和2年度(2020年度)における1人1日当たりごみ排出量を700g以下 (平成25年度(2013年度)比12%削減)
再生利用率*	令和2年度(2020年度)において27%以上 (平成25年度(2013年度)比3.8ポイント増加)
最終処分率	令和2年度(2020年度)において8.8%以下 (平成25年度(2013年度)比1.0ポイント削減)

※ 再生利用率は、リサイクル率を表します。

## (2) 計画の対象地域

本計画の対象区域（計画対象区域）は、柏崎市全域とします。

## (3) 計画の範囲

計画の範囲については、本市が自ら処理、あるいは本市以外の者に委託して処理する一般廃棄物及び刈羽村から「ごみ処理・最終処分場に関する事務の委託に関する規約（平成17年5月1日施行）」に基づき事務委託を受け、処理する一般廃棄物とします。

## (4) 計画目標年次

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までとします。

令和7年度（2025年度）では、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度、各々の取組の進捗状況を踏まえ、見直しを行います。さらに、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても検討し、必要に応じて新たな対策を講じていくものとします。

平成27年度 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 年度 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 年度 (2025)
前計画策定	←				前計画 (中間見直し)	←				計画目標年度
	前計画期					本計画期				

### 3 基本理念と基本方針

#### (1) 基本理念

市民・事業者・行政が一体となって、廃棄物の発生抑制・循環的利用の促進を進めてきたことから、本市のごみの排出量は減少傾向にあります。引き続きこの傾向を維持することが大切ですが、更なる発生抑制・循環的利用の促進のためには、市民・事業者・行政のそれぞれが果たすべき義務と責任を自覚し、役割を担っていく必要があります。

そこで、「協働」の考えに基づき、各主体が力を合わせて行動し、持続可能な循環型社会の構築を目指します。

以上のことから、本計画の基本理念は、前計画同様、次のとおりとします。

～市民・事業者・行政の協働による環境負荷の少ない循環型社会の構築～

#### (2) 基本方針

##### 基本方針 1

##### 廃棄物の発生抑制・循環的利用の促進

ごみ減量の意識を高め、積極的に3Rを実践し、資源が循環する社会を構築します。また、1人1人が3Rの大切さを知り、ごみの分別に自然と取り組めるような環境教育を推進します。

##### 基本方針 2

##### 廃棄物の適正処理の推進

ごみの適正かつ安全な処理の推進により、ごみ減量化、資源化を推進するとともに、改修や設備の運転方法の見直しを適宜行い、処理性能の維持を図ります。また、処理の効率化とエネルギーを有効活用できる新たな処理施設の検討を進めます。

##### 基本方針 3

##### 不法投棄防止対策の推進

不法投棄の未然防止と早期の発見や対応を行うために、広く意識啓発を図るとともに、関係団体と連携し、不法投棄の防止に取り組みます。

#### 4 計画の点検、見直し、評価

ごみの減量目標を達成していくためには、各施策の取組状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。この考えに基づき、本計画は、P l a n（計画）、D o（施策の実行）、C h e c k（点検）及びA c t（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図ります。

また、各施策を検証し、効率的・経済的な施策の実施を行います。

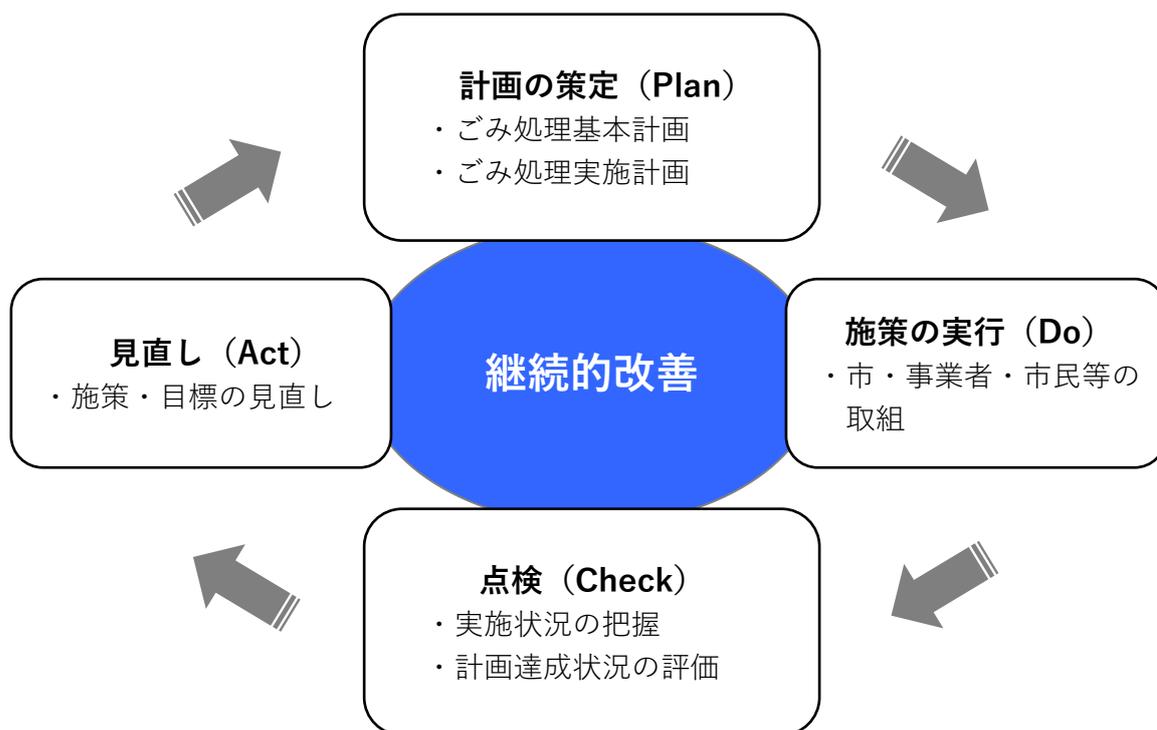


図1-3 PDCAサイクル

## 第2章 市域の概況

### 1 社会的概況

#### (1) 本市の位置

本市は、新潟県のほぼ中央に位置し、面積 442.7km<sup>2</sup>、東西 27.4km、南北 40.2km と南北にやや細長い形状をしており、首都圏東京から約 300km、関西圏大阪へ約 520 km の距離にあります。

地域の南西から東部一帯にかけて、米山、黒姫山、八石山、西山連峰などの山地に囲まれています。北西方向は、延長 42km に及ぶ海岸線で日本海に面しています。

また、鯖石川、鵜川及び別山川の 3 河川が流れ、下流域には柏崎・刈羽平野が開け、水田地帯を形成しています。

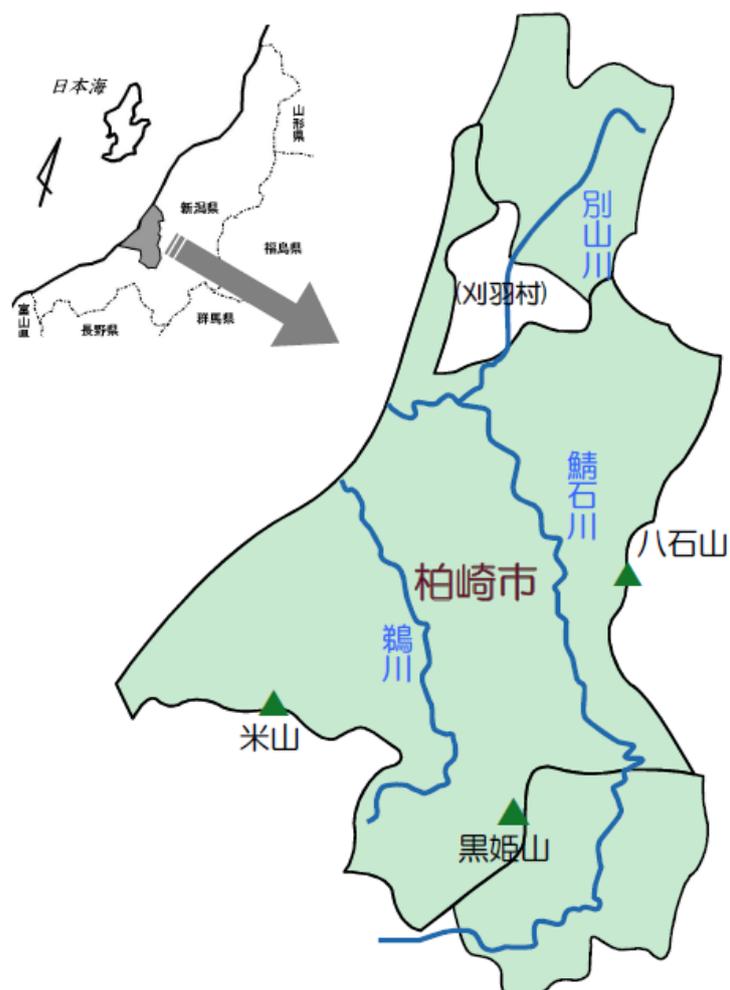


図 2-1 本市の位置図

## (2) 交通の概況

県都の新潟市へは84kmの距離にあり、北陸自動車道で1時間30分、JR信越本線特急では1時間15分で結ばれています。首都圏東京へは北陸・関越自動車道で約3時間、JR上越新幹線では約2時間、関西圏大阪へは北陸自動車道で約5時間30分の距離にあります。

また、平成27年(2015年)3月の北陸新幹線(長野～金沢)開通に伴い、両方の新幹線が活用可能となり、更に鉄道の利便性が向上しました。

## (3) 気象の概況

本市は、日本海に面し、冬は雪が多く、夏は晴天が多い気候となっています。また、過去10年間における平均気温は、14.1℃、最高気温38.8℃、最低気温-5.3℃、平均年間降雨量2,240.3mm、平均年間降雪量277.6cmとなっています。

表 2-1 年別気象状況の推移

年	気温(℃)			風速(m/sec)		年間降雨量(mm)	年間降雪量(cm)	湿度(%)		
	最高	最低	平均	最大	平均			最高	最低	平均
平成22年 (2010年)	35.6	-4.1	14.2	36.8	2.3	2,600.0	418	99.0	22.3	82.9
平成23年 (2011年)	37.9	-3.5	13.7	28.5	2.2	2,151.5	354	99.3	20.0	81.1
平成24年 (2012年)	35.8	-4.4	13.6	38.0	2.2	2,394.0	608	98.6	23.8	83.5
平成25年 (2013年)	35.9	-4.4	13.9	33.8	2.3	2,714.0	241	98.3	18.3	82.4
平成26年 (2014年)	35.2	-5.3	13.6	30.4	2.3	2,274.0	293	97.7	13.0	79.6
平成27年 (2015年)	38.8	-2.9	14.3	31.6	2.2	1,741.0	63	97.7	14.1	77.9
平成28年 (2016年)	37.0	-5.1	14.5	31.3	2.0	1,958.0	238	97.7	5.0	76.9
平成29年 (2017年)	38.6	-3.1	13.7	29.0	2.4	2,354.0	133	98.0	15.8	78.7
平成30年 (2018年)	38.7	-5.3	14.5	29.3	2.2	2,141.0	333	98.0	17.5	79.5
令和元年 (2019年)	37.7	-1.8	14.6	30.5	2.2	2,075.5	95	98.0	15.5	79.0

資料：消防本部 各年1月1日から12月31日まで

## 2 人口の概況

### (1) 人口の推移

本市の人口は減少の傾向が続いており、令和元年度（2019年度）末現在、82,284人となっています。また、世帯当たりの員数も減少しており、2.37人となっています。

表 2-2 人口の推移

年度	人口 (人)	平成22年を 100として(%)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり 員数(人)
平成22年(2010年)	90,766	100.0	34,150	2.66
平成23年(2011年)	89,940	99.1	34,228	2.63
平成24年(2012年)	89,511	98.6	34,359	2.61
平成25年(2013年)	88,608	97.6	34,424	2.57
平成26年(2014年)	87,857	96.8	34,617	2.54
平成27年(2015年)	86,813	95.6	34,726	2.50
平成28年(2016年)	85,776	94.5	34,758	2.47
平成29年(2017年)	84,671	93.3	34,817	2.43
平成30年(2018年)	83,504	92.0	34,800	2.40
令和元年(2019年)	82,284	90.7	34,785	2.37

※ 各年度の3月31日付人口を各年度人口として集計  
資料：柏崎市 住民基本台帳人口

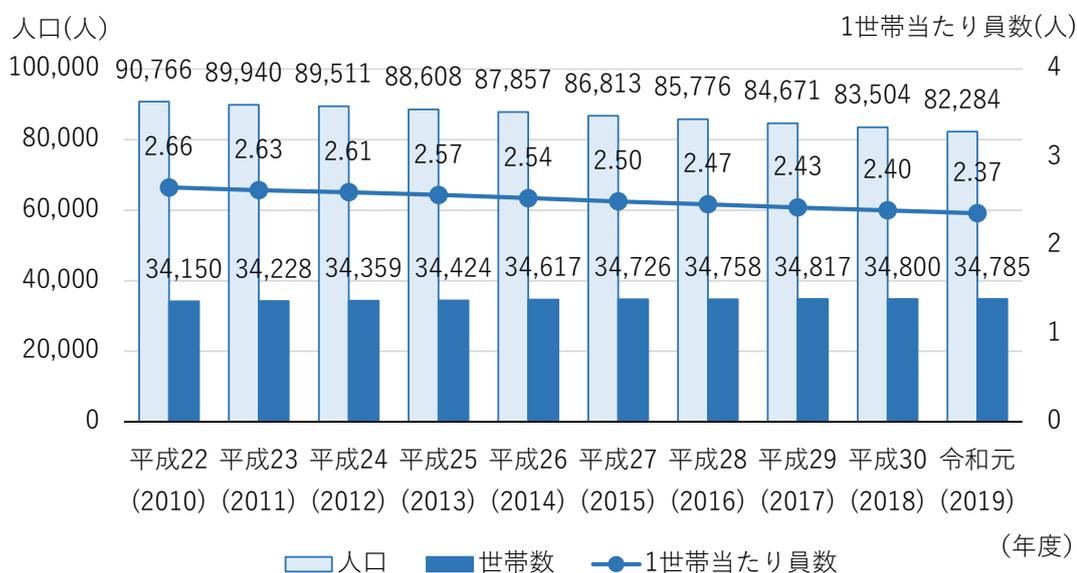


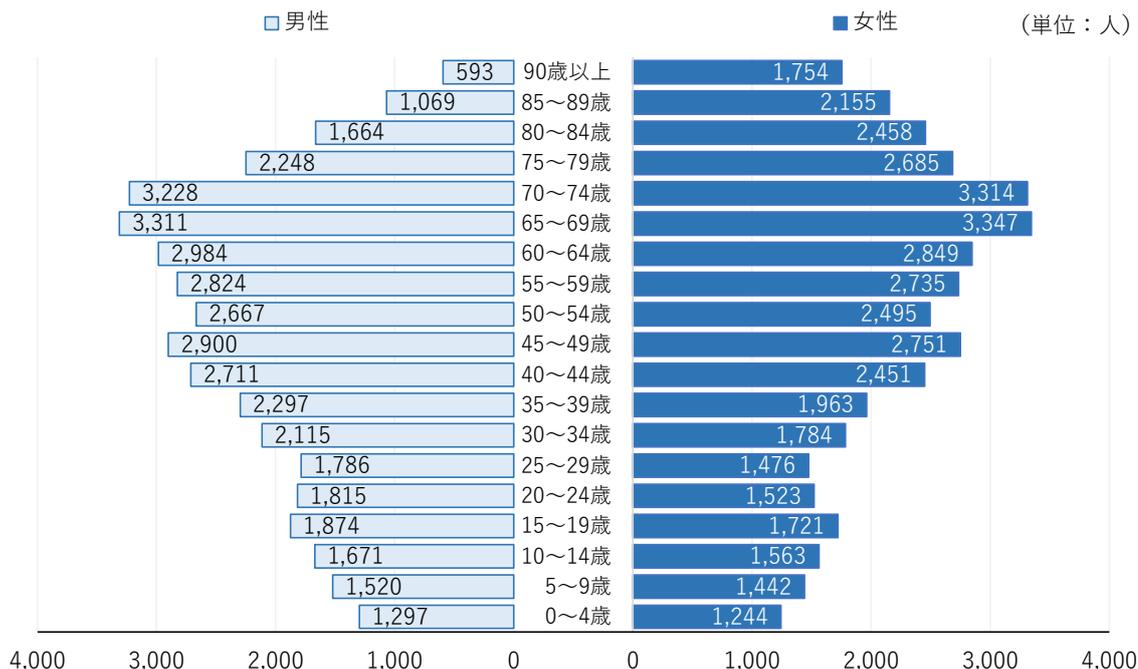
図 2-2 人口の推移

## (2) 年齢別人口

年齢別人口の実績を図 2-3 に示します。

令和元年度(2019年度)末現在の人口では、男女ともに65～69歳の世代が最も多く、第1次ベビーブームの影響によるものと考えられます。

また、年齢別人口の分布では、0～14歳までの年少人口は市全体の10.6%、15～64歳までの生産年齢人口は55.6%、65歳以上の老年人口は33.8%となっており、全国的な少子高齢化の傾向と同様の傾向を示しています。



資料：柏崎市 住民基本台帳人口 令和2年(2020年)3月31日現在

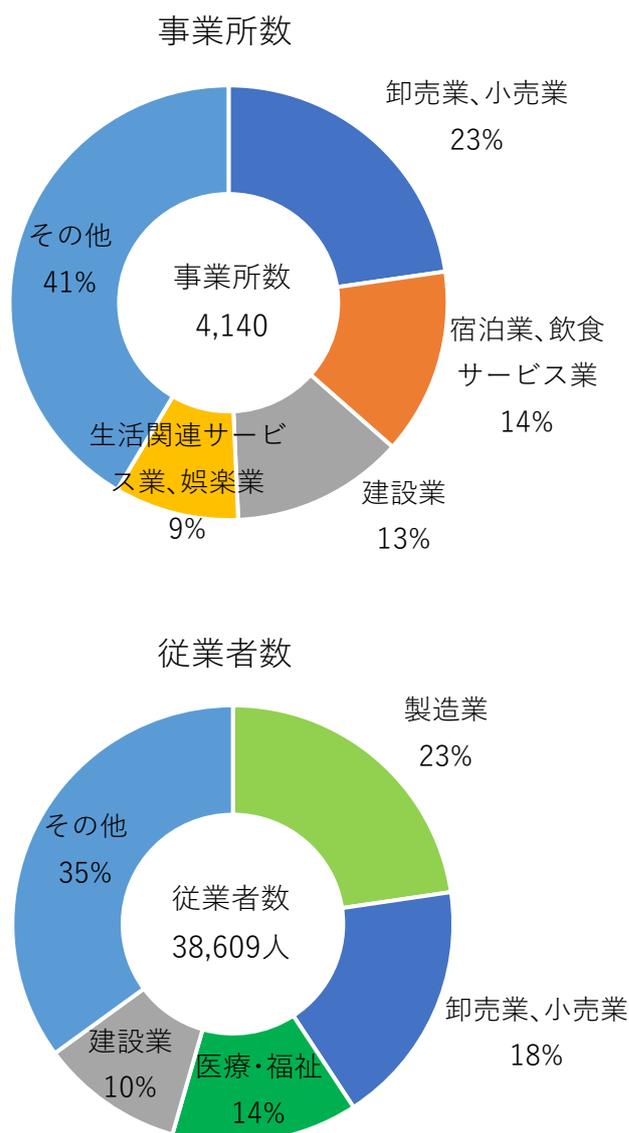
図 2-3 年齢別人口

### 3 産業の概況

平成28年度（2016年度）における産業別事業所数及び従業者数を図2-4に示します。

事業所数、従業者数は第三次産業が最も多く、項目別では、事業所数は卸売業、小売業が23%と最も多く、次いで宿泊業、飲食及びサービス業が14%、建設業が13%となっています。

従業者数では、製造業が23%と最も多く、次いで卸売業、小売業が18%、医療・福祉が14%となっています。



資料：柏崎市統計年鑑（令和元（2019）年版）（「経済センサス-活動調査」（平成28（2016）年6月1日現在））

図2-4 事業所数及び従業者数

## 第3章 ごみ処理の概況

### 1 ごみ処理体制の概要

#### (1) ごみ処理事業の経緯

ごみ処理・処分等に関する主な経緯を表3-1に示します。

表3-1 柏崎市におけるごみ処理事業の経緯

年 度	経 緯
昭和 28 年 (1953 年)	固定炉 (11t/日) 建設
昭和 40 年 (1965 年)	現在のクリーンセンター (旧清掃センター) に機械炉 (25t/日) 建設
昭和 51 年 (1976 年)	同敷地内に全連続炉 (90t/日) 建設
平成元年 (1989 年)	ごみ処理施設 (160t/日:80t/日×2 炉) 粗大ごみ処理施設 (40t/日) 建設工事
平成 4 年 (1992 年)	ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設稼働開始
平成 5 年 (1993 年)	びん類 (無色透明、茶色、緑青、黒)、スプレー缶の分別収集開始
平成 6 年 (1994 年)	空き缶 (スチール・アルミ混合) の分別収集開始
平成 8 年 (1996 年)	可燃性粗大ごみ処理施設稼働開始 紙類 (新聞、雑誌、ダンボール)、布類の分別収集開始
平成 10 年 (1998 年)	ペットボトル、紙パックの分別収集開始 びん類を 3 種類 (無色透明、茶色、黒) に変更、布類をもめんに変更 資源物圧縮減容機稼働開始
平成 12 年 (2000 年)	白色トレイ、プラスチック製容器包装、紙製容器包装の分別収集開始
平成 13 年 (2001 年)	ダイオキシン類削減対策工事事業開始
平成 14 年 (2002 年)	ダイオキシン類削減対策工事完了 廃乾電池の店頭回収を開始
平成 16 年 (2004 年)	せん定枝、廃蛍光管の分別収集開始 もめんの回収をリサイクルセンターのみに変更 資源物リサイクルセンター開設 (東本町地内) 粗大ごみ有料化

年 度	経 緯
平成 17 年 (2005 年)	機密書類（直接搬入のみ）の分別収集開始
平成 19 年 (2007 年)	白色トレイをプラスチック製容器包装との混合収集に変更
平成 20 年 (2008 年)	資源物リサイクルセンター移設（クリーンセンター構内） 廃食用油の分別収集開始
平成 21 年 (2009 年)	庭の草とせん定枝の混合収集開始、雑誌を「雑誌・雑紙」に変更 家庭ごみ有料化
平成 22 年 (2010 年)	ごみ処理場、最終処分場大規模修繕 5 か年計画開始（平成 26 年度 (2014 年度) まで）
平成 24 年 (2012 年)	使用済小型家電（リサイクルセンターのみ）の試験回収を実施
平成 25 年 (2013 年)	使用済小型家電の回収を開始 資源物圧縮減容機更新
平成 26 年 (2014 年)	古着の分別収集開始 リサイクル協力店制度開始
平成 27 年 (2015 年)	使用済小型家電の対象品目を 89 品目に変更 一般廃棄物処理手数料の従量制導入
平成 30 年 (2018 年)	西本町資源物リサイクルセンター開設
令和 2 年 (2020 年)	インクカートリッジの拠点回収を開始

## (2) ごみ処理の主体

令和2年度(2020年度)現在において、各段階におけるごみの処理・処分の処理主体を表3-2に示します。処理体制のフローを図3-1に示します。

表3-2 ごみ処理の主体

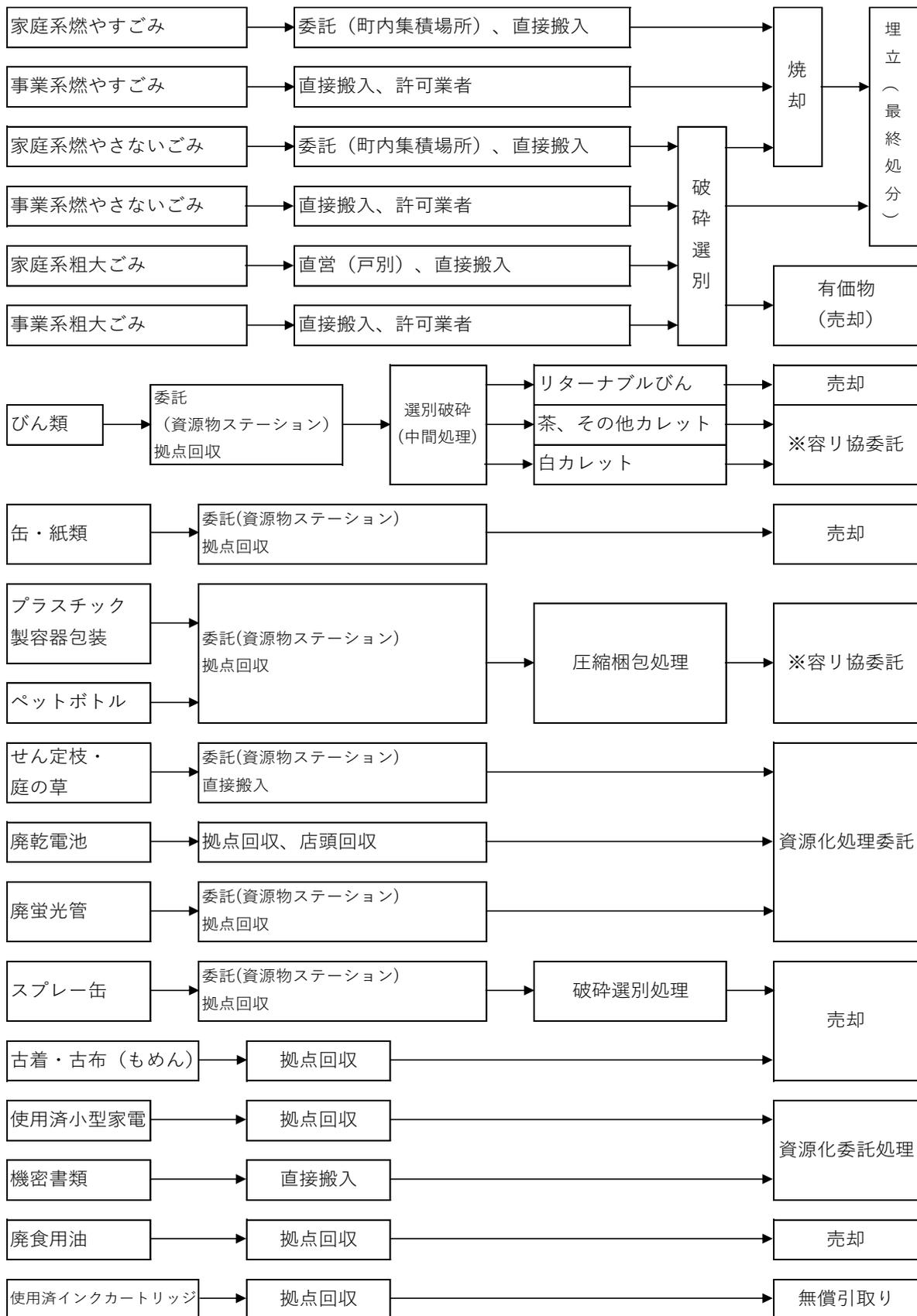
区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
ごみ	燃やすごみ	委託※1	柏崎市	柏崎市	
	燃やさないごみ				
	粗大ごみ	直営※2			
資源物	ペットボトル	委託※3	柏崎市	—	
	空き缶		委託	—	
	スプレー缶				
	空きびん (透明、茶色、その他)		柏崎市	—	
	廃蛍光管		委託	—	
	プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)		柏崎市		
	紙類		新聞	委託	—
			雑誌・雑紙		
			ダンボール		
			紙パック		
			紙製容器包装		
	せん定枝・庭の草		委託※1	委託	—
	古着・古布(もめん)		自己搬入	委託	—
使用済小型家電					
廃食用油					
廃乾電池					
機密書類					
使用済インクカートリッジ※4	自己搬入	—	—		

※1 委託又はクリーンセンターへ搬入

※2 直営又はクリーンセンターへ搬入

※3 委託又は資源物リサイクルセンターへ搬入

※4 事業者による無償引取り



※容リ協 = 日本容器包装リサイクル協会

図 3-1 処理体制フロー

### (3) ごみ処理フロー

令和元年度（2019年度）のごみ処理フロー図を図3-2に示します。

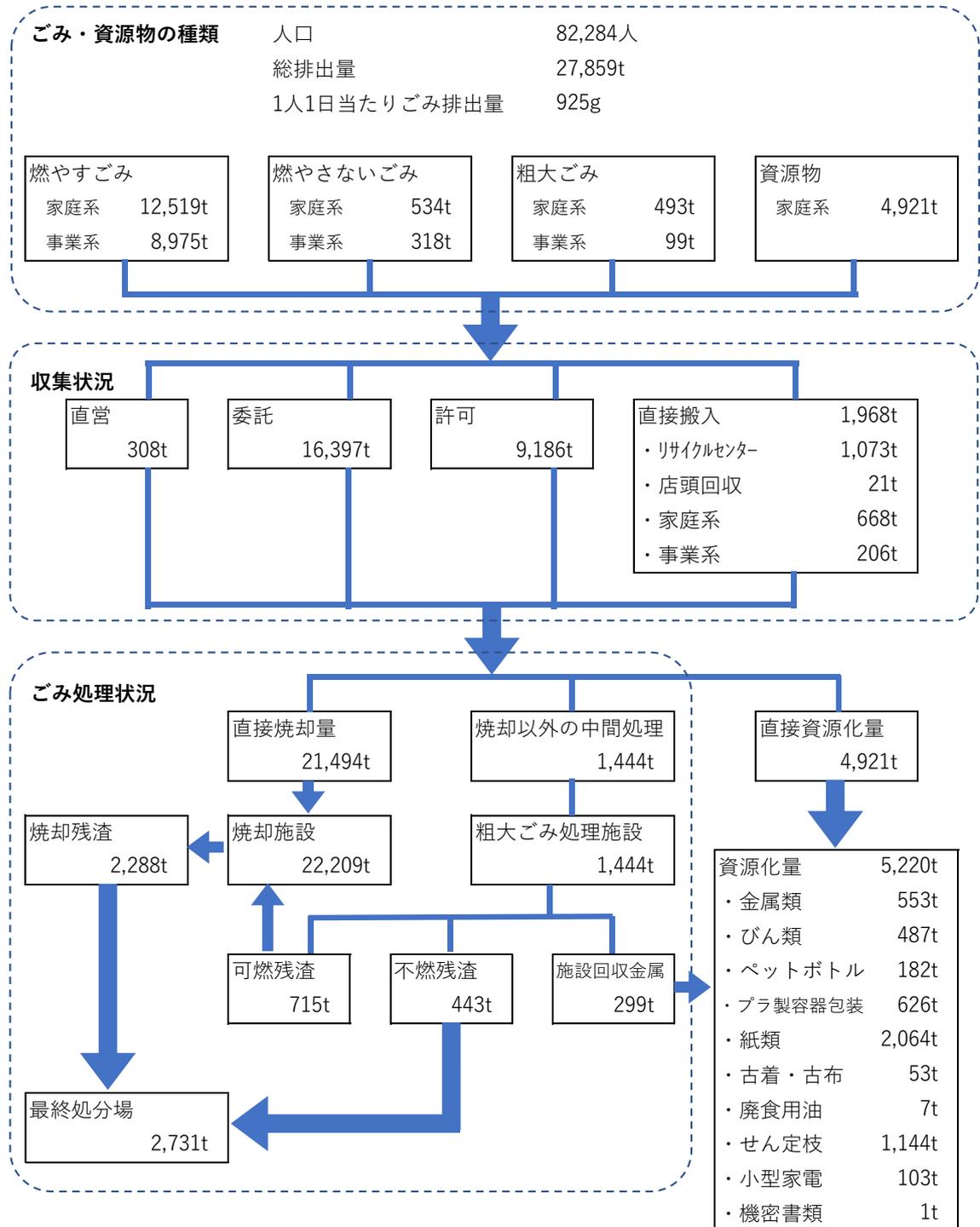


図3-2 ごみ処理フロー（令和元年度（2019年度））

備考：焼却残渣及び不燃残渣は、刈羽村の分を除きます。

#### (4) ごみ排出量

ごみの排出量の実績を表 3-3、図 3-3 及び図 3-4 に示します。

ごみ排出量は、近年、おおむね減少傾向にあり、平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）において家庭系ごみは約 7%減少、事業系ごみも約 7%減少しています。

家庭系ごみの内訳では、燃やすごみ及び資源物は減少していますが、燃やさないごみ及び粗大ごみは増加しています。

事業系ごみの内訳では、燃やすごみ及び燃やさないごみは減少していますが、粗大ごみは令和元年度（2019 年度）に増加しています。

1 人 1 日当たり家庭系ごみ、1 人 1 日当たり事業系ごみでは、平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）において約 2%減少となっています。

北陸地方及び全国の 1 人 1 日当たりごみ排出量と本市の比較を図 3-5 に示します。

全国の 1 人 1 日当たりごみ排出量は緩やかに減少していますが、新潟県では平成 29 年度以降増加しているのに対し、本市は全国と同じような傾向となっています。

表 3-3 ごみ排出量の推移

区分		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
総人口（住民基本台帳3月末）	人	86,813	85,776	84,671	83,504	82,284
日数	日	366	365	365	365	366
家庭系ごみ	t/年	19,814	18,962	18,921	18,590	18,467
燃やすごみ	t/年	13,267	12,668	12,706	12,549	12,519
燃やさないごみ	t/年	507	475	485	528	534
粗大ごみ	t/年	374	384	402	446	493
資源物	t/年	5,666	5,435	5,328	5,067	4,921
事業系ごみ	t/年	10,133	10,046	9,762	9,615	9,392
燃やすごみ	t/年	9,556	9,507	9,330	9,208	8,975
燃やさないごみ	t/年	498	458	354	327	318
粗大ごみ	t/年	79	81	78	80	99
ごみ排出量	t/年	29,947	29,008	28,683	28,205	27,859
1人1日当たり家庭系ごみ	g/人日	624	606	612	610	613
1人1日当たり事業系ごみ	g/人日	319	321	316	315	312
1人1日当たりごみ排出量	g/人日	943	927	928	925	925
平成27年度比	%	100	98	98	98	98

注) 小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

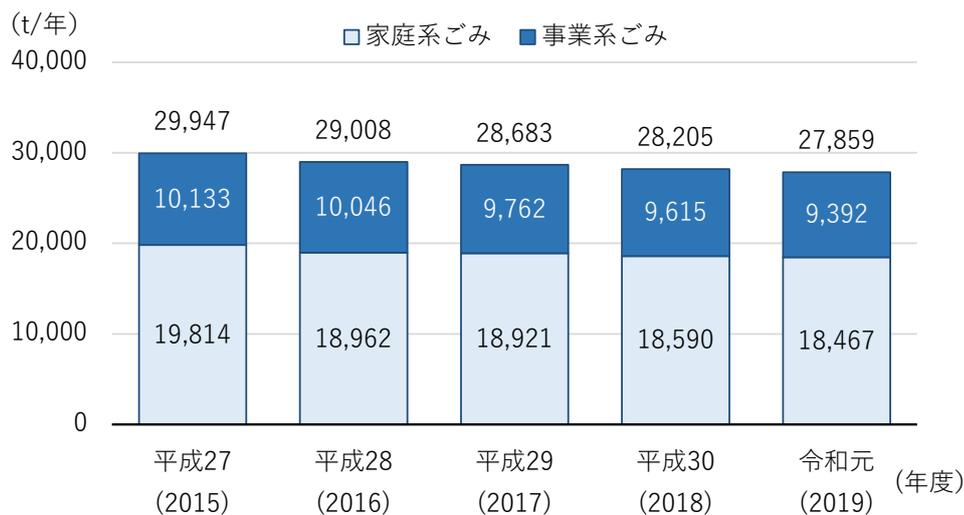


図 3-3 ごみ排出量の推移

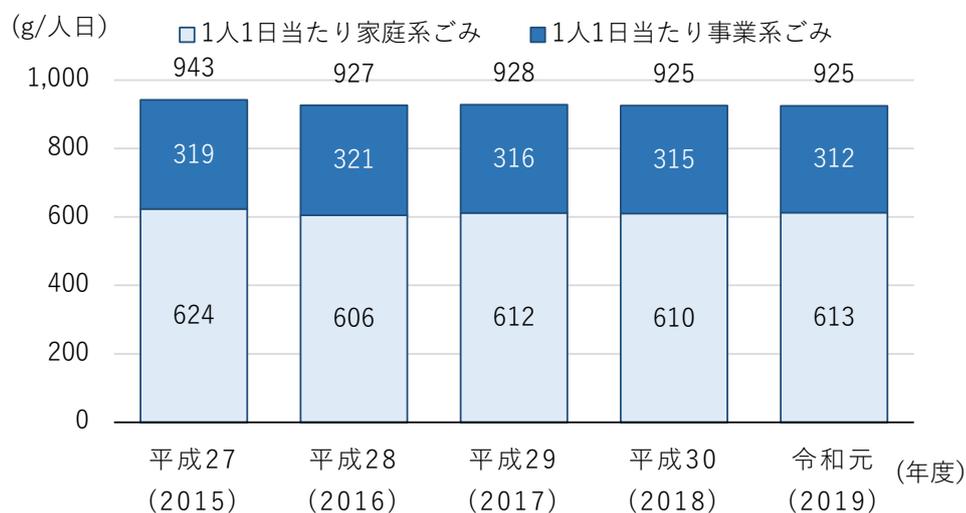


図 3-4 1人1日当たりの排出量の推移

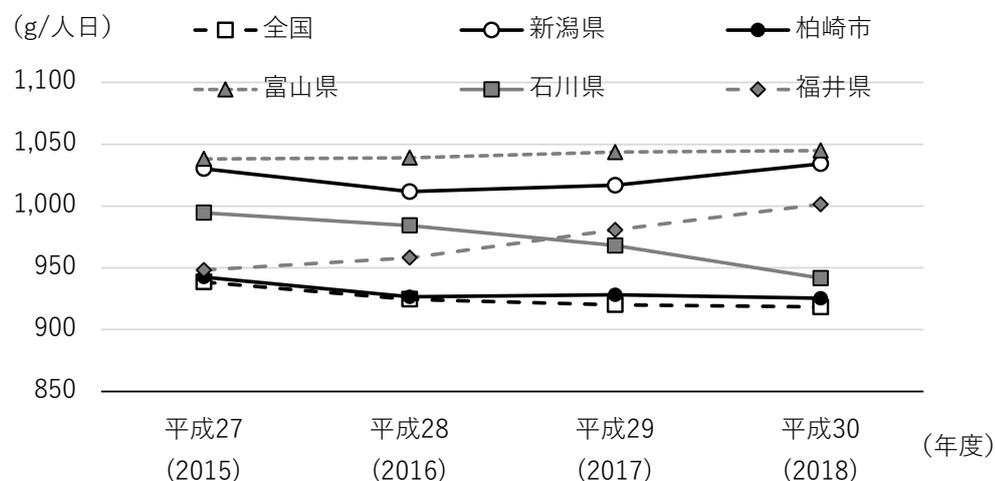


図 3-5 北陸地方及び全国の1人1日当たりごみ排出量との比較

(5) 収集・運搬の状況

ア 家庭系ごみ

家庭系ごみの収集の実施状況を表 3-4 に示します。

家庭から出るごみは、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」及び「粗大ごみ」に分けて収集しています。また、資源物は、各町内の資源物ステーションから収集しているものと資源物リサイクルセンター等で拠点回収しているものがあります。

表 3-4 収集の実施状況

区 分		収集場所	収集回数	排出形態	
ごみ	燃やすごみ	町内集積場所、クリーンセンターかしわざき	週 3 回	指定ごみ袋	
	燃やさないごみ		月 2 回		
	粗大ごみ	戸別収集、クリーンセンターかしわざき	月 1 回 (申込制)	粗大ごみ 処理券	
資源物	空き缶	町内資源物ステーション、資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター	月 2 回	青色コンテナ	
	スプレー缶		月 2 回		
	空きびん (透明、茶色、その他)		月 2 回	黄色コンテナ	
	廃蛍光管		月 2 回	オレンジコンテナ	
	プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)		月 4 回	青色ネット	
	ペットボトル		月 4 回	緑色ネット	
	紙類		新聞	月 2 回	ひもでしばる
			雑誌・雑紙		
			ダンボール		
			紙パック		
		紙製容器包装			
	せん定枝・庭の草	町内資源物ステーション、クリーンセンターかしわざき	月 2 回 (4 月～12 月) 3 月は持込みのみ	あら縄、透明袋	
	古着・古布 (もめん)	資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所 (二町事務所は古着のみ)		ひも、透明袋	
	使用済小型家電	クリーンセンターかしわざき、資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所		回収ボックス	
	廃食用油	資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所、柏崎アクアパーク、総合体育館		ペットボトル等	
廃乾電池	クリーンセンターかしわざき、資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所、店頭回収、市役所		回収ボックス		
機密書類	クリーンセンターかしわざき				
使用済 インクカートリッジ	クリーンセンターかしわざき、資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所、市役所				

## イ 事業系ごみ

事業活動に伴って生じたごみ（廃棄物）については、事業者自らの責任において適正に処理することを促しており（廃棄物処理法第3条）、事業系の一般廃棄物については、事業者自らがクリーンセンターかしわざきに持ち込み、市へ処理を依頼するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集・運搬を委託することとしています。

## ウ 処理手数料

処理手数料を表 3-5 に示します。

家庭系ごみのうち、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」を排出する際は、指定ごみ袋の大きさによって処理手数料が定められています。

粗大ごみを排出する際の処理手数料は、1 個当たり 900 円を限度とし、品目ごとに定めています。

また、家庭系ごみを指定ごみ袋に入れずにクリーンセンターかしわざきに搬入する場合や事業系一般廃棄物の処理手数料は、車両 1 台につき搬入量 350kg まで 3,150 円を徴収し、搬入量が 350kg を超える場合は、350kg を超える重量 10kg ごとに 90 円を加算した額を徴収しています。

表 3-5 処理手数料

	種類	大きさ	価 格
収集ごみ	家庭系の 燃やすごみ 燃やさないごみ	極小（5 リットル）	7 円/枚
		小（10 リットル）	14 円/枚
		中（25 リットル）	35 円/枚
		大（50 リットル）	70 円/枚
直接搬入	家庭系及び事業 系の燃やすごみ 燃やさないごみ	—	車両 1 台につき 3,150 円/350kg まで 350kg 超 90 円/10kg を加算
粗大ごみ	家庭系ごみ 事業系ごみ	—	品目により 300 円又は 600 円又 は 900 円

## エ 収集しないもの

クリーンセンターかしわざきで処理できないものは、収集していないため、受入れ可能な許可業者又は販売店に処理を依頼することとしています。

本市で収集しないものは、表 3-6 に示すとおりです。

**表 3-6 収集しないもの**

分 類	主な品目
おもに金属でできたもの	押し切り（農芸用）、金庫（耐火）、米タンク、単管、つるはし、鉄アレイ、ドラム缶、バーベル、ホームタンク など
おもにプラスチック・樹脂でできたもの	畦シート、サーフボード、昇降便座、ボウリングの玉、農業用ビニール・マルチ、ルーフボックス など
おもに木でできたもの	切り株・木材 など
コンクリート・石	がれき、瓦、コンクリートブロック、レンガ、セメント など
ピアノ・オルガン	オルガン、電子ピアノ、ピアノ など
タイヤ	タイヤ（自動車・バイク用など） など
家電リサイクル対象品目	エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、テレビ・液晶テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、ワインセラー（冷蔵庫） など
ボタン電池	ボタン電池 など
小型充電式電池	電池（充電式） など
在宅医療の廃棄物	医療性廃棄物 など
二輪車	バイク・スクーター など
その他	エンジンオイル、介護用ベッド、ガスボンベ、カーポート、草刈り機、劇薬、耕運機、コンプレッサー、芝刈り機、除雪機、石油類（灯油・ガソリン等）、石こうボード、チェーンソー、電気温水器、電動車いす、電動ベッド、農機具、農薬、バッテリー、マージャン卓（電動）、モーター（農業用）、物置（屋外収納庫）、薬品類、浴槽、リアプロジェクションテレビ、レンジフード、消火器 など

(6) 中間処理の状況

ア 燃やすごみの中間処理

クリーンセンターかしわざきごみ処理施設では、本市及び刈羽村から排出される燃やすごみの焼却処理を行っています。

焼却施設の概要及び焼却処理量の実績を表 3-7、表 3-8 及び図 3-6 に示します。

焼却処理量は、人口減少の要因もあり、徐々に減少しています。

表 3-7 クリーンセンターかしわざき焼却施設の概要

項目	内容
施設の名称	クリーンセンターかしわざきごみ処理施設
所在地	柏崎市松波四丁目 13 番 13 号
炉形式	全連続燃焼式焼却炉（流動床式）
稼働年月	平成 4 年（1992 年）4 月
施設規模	160t（80t/日×2 炉）
敷地面積	約 15,141m <sup>2</sup> （焼却施設と粗大ごみ処理施設を合わせた敷地面積）

表 3-8 焼却処理量の推移

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
焼却処理量	t/年 23,485	22,732	22,591	22,303	22,209
家庭系燃やすごみ	t/年 13,267	12,668	12,706	12,549	12,519
事業系燃やすごみ	t/年 9,556	9,507	9,330	9,208	8,975
可燃残渣	t/年 662	557	555	546	715
焼却残渣	t/年 2,412	2,363	2,338	2,290	2,288

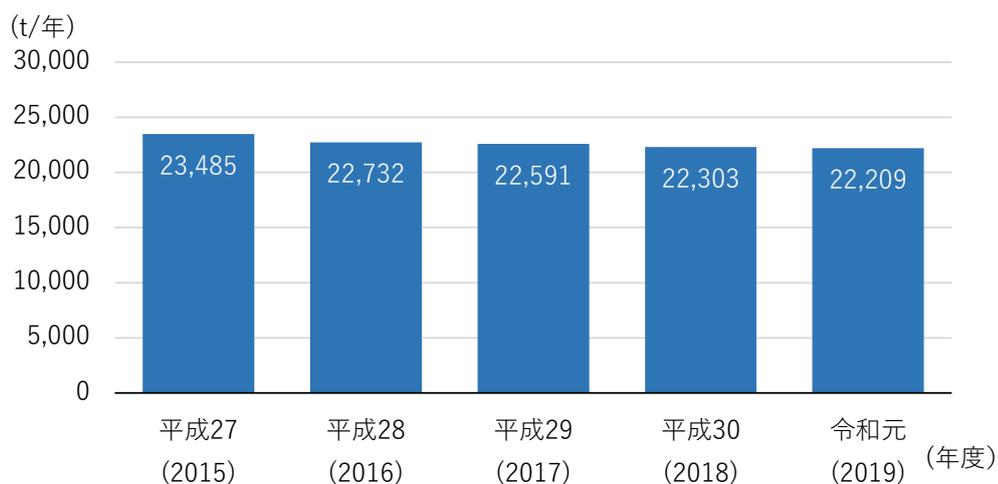


図 3-6 焼却処理量の推移

## イ 燃やさないごみ・粗大ごみの中間処理

燃やさないごみ及び粗大ごみは、クリーンセンターかしわざき内の粗大ごみ処理施設又は可燃性粗大ごみ処理施設で破碎し、可燃残渣、不燃残渣及び施設回収金属に分類します。可燃残渣は焼却し、不燃残渣は埋立処分しています。

粗大ごみ処理施設の概要及び処理量の実績を表 3-9、表 3-10、図 3-7 に示します。

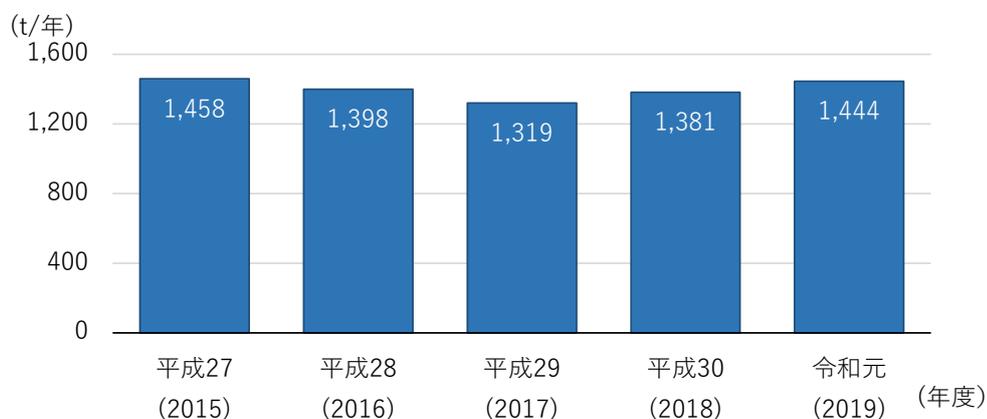
燃やさないごみ及び粗大ごみの処理量は、平成 27 年度（2015 年度）から減少していましたが、平成 30 年度（2018 年度）から増加に転じています。

**表 3-9 粗大ごみ処理施設の概要**

項目	内容	
所在地	柏崎市松波四丁目 13 番 13 号	
施設の種類	粗大ごみ処理施設	可燃性粗大ごみ処理施設
稼働年月	平成 4 年（1992 年）4 月	平成 8 年（1996 年）10 月
施設規模	40t/5h×1 基	5t/5h×1 基
処理方式	衝撃剪断破碎方式	二軸剪断破碎方式

**表 3-10 燃やさないごみ・粗大ごみの処理量の推移**

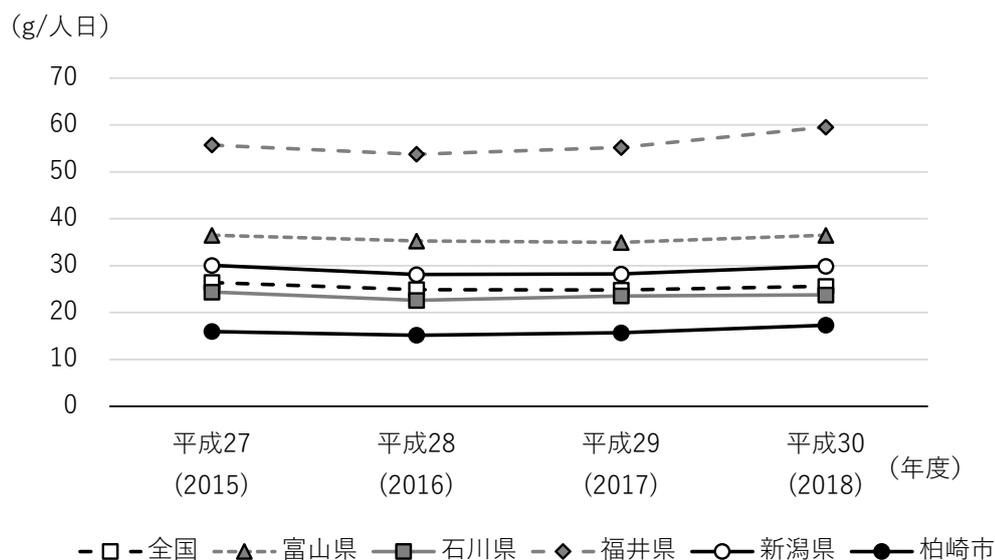
区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
燃やさないごみ・粗大ごみ処理量 t/年	1,458	1,398	1,319	1,381	1,444
家庭系燃やさないごみ t/年	507	475	485	528	534
事業系燃やさないごみ t/年	498	458	354	327	318
家庭系燃粗大ごみ t/年	374	384	402	446	493
事業系粗大ごみ t/年	79	81	78	80	99
可燃残渣 t/年	662	557	555	546	715
不燃残渣 t/年	486	530	455	462	443
施設回収金属 t/年	279	282	283	348	299



**図 3-7 燃やさないごみ・粗大ごみの処理量の推移**

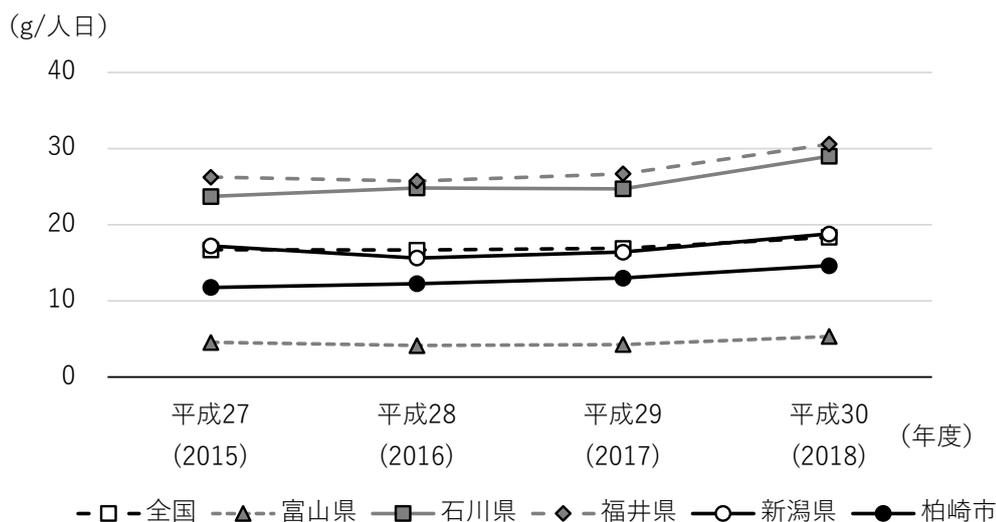
〈北陸地方及び全国の不燃ごみ及び粗大ごみの傾向について〉

北陸地方及び全国の不燃ごみは、福井県を除き横ばいで推移していますが、粗大ごみは平成28年度（2016年度）から平成29年度（2017年度）を境に増加しています。原因の一つとして、以前よりも台風の勢力が強くなっていることから、台風に合わせて家屋を片付けたもの、台風による廃棄物を片付けたものが考えられます。北陸地方においては、平成30年（2018年）7月の豪雨被害による増加も考えられます。



**(参考) 北陸地方及び全国の1人1日当たりの家庭系不燃ごみの推移**

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果



**(参考) 北陸地方及び全国の1人1日当たりの家庭系粗大ごみの推移**

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

### ウ 資源物の中間処理

びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装は、クリーンセンターかしわざき内の資源物中間処理施設で処理を行っています。

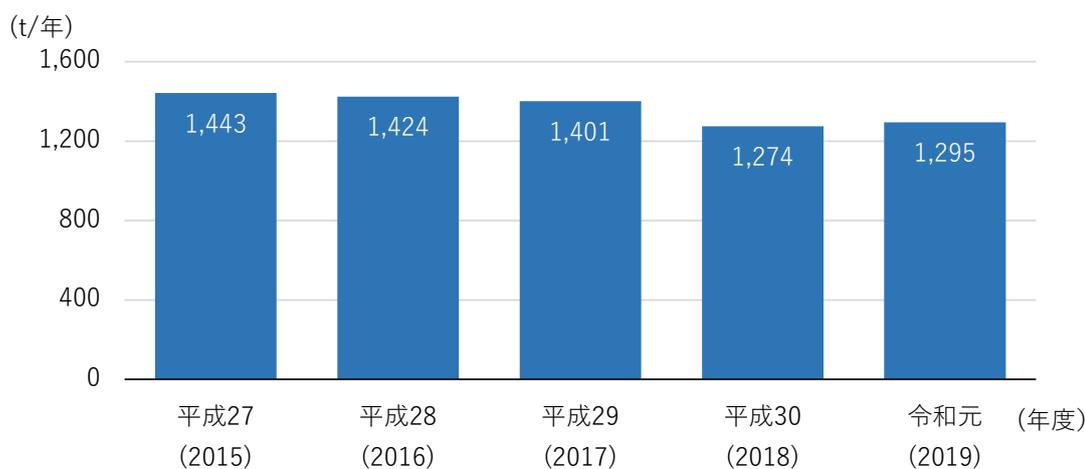
資源物中間処理施設の概要及び処理量の実績を表 3-11、表 3-12 及び図 3-8 に示します。資源物中間処理量は、減少傾向にあり、特にびん類が減少しています。

**表 3-11 資源物中間処理施設の概要**

項目	内容	
施設の名称	資源物中間処理施設	
所在地	柏崎市松波四丁目 13 番 13 号	
稼働年月	平成 10 年 (1998 年) 3 月	平成 25 年 (2013 年) 3 月
対象物	びん	ペットボトル及びプラスチック製容器包装
施設規模	3,800kg/日	ペットボトル:1,150kg/h プラスチック製容器包装:700kg/h
処理方式	ベルトコンベアによる落下破砕 (カレット化)	圧縮減容

**表 3-12 資源物中間処理量の推移**

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
資源物処理量	t/年 1,443	1,424	1,401	1,274	1,295
びん類	t/年 584	586	563	500	487
ペットボトル	t/年 190	192	178	181	182
プラスチック製容器包装	t/年 669	646	660	593	626



**図 3-8 資源物中間処理量の推移**

(7) 最終処分の状況

クリーンセンターかしわざきから排出される焼却残渣や粗大ごみの処理残渣をエコグリーン柏崎夏渡最終処分場で埋立処分しています。

最終処分場の概要及び処分量の実績を表 3-13、表 3-14 及び図 3-9 に示します。

表 3-13 エコグリーン柏崎夏渡最終処分場の概要

項目	内容
施設の名称	エコグリーン柏崎夏渡
所在地	柏崎市大字東長島 3037 番地
稼働年月	平成 14 年 (2002 年) 4 月
埋立面積等	埋立面積：17,224m <sup>2</sup> 、埋立容積：102,256m <sup>3</sup>
埋立対象物	焼却残渣、粗大残渣、側溝汚泥 (覆土用)
浸出水処理施設	処理能力：80m <sup>3</sup> /日 処理方式：生物処理 (接触酸化方式) + 高度処理

表 3-14 最終処分量の推移

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
最終処分量 (柏崎市)	t/年 2,898	2,893	2,793	2,752	2,731
固化灰	t/年 2,412	2,363	2,338	2,290	2,288
不燃残渣	t/年 486	530	455	462	443
最終処分量 (刈羽村)	t/年 183	155	163	145	144
側溝汚泥 (覆土用)	t/年 225	191	198	221	202
最終処分量 合計	t/年 3,306	3,239	3,154	3,118	3,077
埋立累計容量	m <sup>3</sup> 45,018	47,259	49,666	52,017	54,430
残余容量	m <sup>3</sup> 56,982	54,741	52,334	49,983	47,570



図 3-9 最終処分量 (柏崎市) の推移

## (8) ごみの減量化・資源化の取組

### ア 資源化量

資源物の回収量は、平成27年度（2015年度）以降減少しており、リサイクル率も減少しています。資源物の回収量は、過去5年間で約13%減少しており、そのうち、紙類及びびん類が大きく減少しています。紙類は、紙・パルプの生産量が減少していることが理由の一つと考えられ、びん類もガラスの生産量そのものが減少しています。また、缶類、びん類及びペットボトルの軽量化が進んでいることも要因と考えられます。

一方、使用済小型家電は、増加しており、これまでの啓発により、使用済小型家電が資源物として意識されてきたこと、西本町資源物リサイクルセンターでも資源物を回収するようになったこと、対象品目を増加したことなどが増加の原因と考えられます。

表 3-15 資源物の回収量の推移

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	
資源物の回収量(a)	5,945	5,717	5,611	5,415	5,220	
資源物	t/年	5,666	5,435	5,328	5,067	4,921
缶（スプレー缶含む）	t/年	241	237	227	222	225
廃蛍光管	t/年	9	9	8	8	8
廃乾電池	t/年	20	28	26	30	29
びん類	t/年	584	586	563	500	487
ペットボトル	t/年	190	192	178	181	182
プラスチック製容器包装	t/年	669	646	660	593	626
紙類（紙製容器包装含む）	t/年	2,662	2,449	2,255	2,158	2,064
せん定枝・庭の草	t/年	1,178	1,175	1,292	1,237	1,144
古着	t/年	44	44	45	47	51
古布（もめん）	t/年	1	1	1	1	2
廃食用油	t/年	5	6	6	7	7
使用済小型家電	t/年	63	62	66	83	95
機密書類	t/年	0	0	1	0	1
施設回収金属	t/年	279	282	283	348	299
ごみ排出量(b)	t/年	29,947	29,008	28,683	28,205	27,859
リサイクル率=(a)/(b)×100	%	19.9%	19.7%	19.6%	19.2%	18.7%
家庭系ごみのリサイクル率	%	28.6%	28.7%	28.2%	27.3%	26.6%

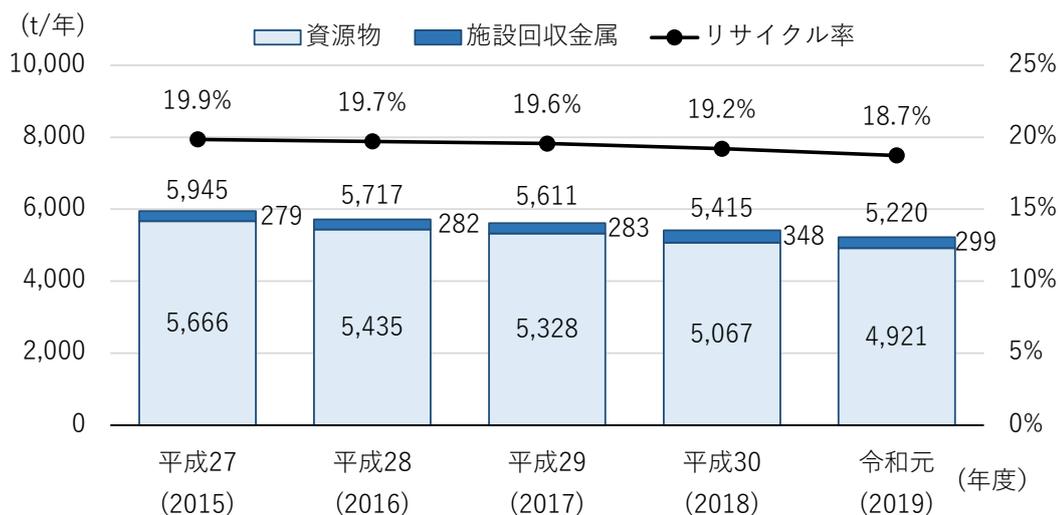


図 3-10 資源物の回収量とリサイクル率の推移

### イ 資源物の拠点回収事業

資源物リサイクルセンターでは資源物の回収を実施しています。平成 30 年度（2018 年度）には西本町資源物リサイクルセンターの開設と、高柳町事務所及び西山町事務所においても資源物の回収を開始しました。

資源物の拠点回収は、多くの市民が利用しており、令和元年度（2019 年度）における 4 拠点の回収量の合計は 1,073.4t と、平成 27 年度（2015 年度）以降最も多くなっています。

表 3-16 資源物リサイクルセンターの概要

項目	内容
施設の名称	資源物リサイクルセンター
所在地	柏崎市松波四丁目 13 番 13 号
稼働年月	平成 20 年（2008 年）4 月
開設日	毎週水・土・日曜日に開設
施設の用途	資源物の回収拠点

表 3-17 西本町資源物リサイクルセンターの概要

項目	内容
施設の名称	西本町資源物リサイクルセンター
所在地	柏崎市西本町三丁目 2 番 37 号
稼働年月	平成 30 年（2018 年）9 月
開設日	毎週水・土・日曜日に開設
施設の用途	資源物の回収拠点

表 3-18 資源物リサイクルセンターにおける資源物の回収量

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
利用人数(人)	149,574	163,570	176,574	166,131	166,439
回収量 (t)	985.6	1,013.2	987.9	909.8	908.7

表 3-19 西本町資源物リサイクルセンターにおける資源物の回収量

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
利用人数(人)	—	—	—	12,402	30,022
回収量 (t)	—	—	—	74.1	162.1

表 3-20 高柳町事務所及び西山町事務所における資源物の回収量

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
利用人数(人)	—	—	—	—	—
回収量 (t)	—	—	—	1.1	2.6

#### ウ 町内会資源物ステーション設置事業補助金

平成 17 年度（2005 年度）から、町内会資源物ステーションを有効に活用し、廃棄物の適正な分別を進め、減量化・再資源化に資するため、町内会資源物ステーションの設置に対する経費の 2 分の 1（上限 5 万円）を町内会に補助しています。

表 3-21 資源物ステーション設置事業実績

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
件数	2	2	2	2	3
補助額 (円)	64,200	67,400	100,000	100,000	143,700

## エ 柏崎市リサイクル協力店制度

循環型社会の形成を目的として、平成 26 年度（2014 年度）から家庭から出る資源物の店頭回収を行うなど、ごみの減量及び資源物リサイクルについての取組を積極的に実施する店舗等を柏崎市リサイクル協力店として認定する制度を開始しました。

**表 3-22 リサイクル協力店数の推移**

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
リサイクル協力店	6	9	12	11	11

## オ 事業者による自主回収

市内の大型スーパーなどでは食品トレイや牛乳パックの回収を進めていますが、事業者アンケート調査（令和元年（2019 年））において、「製造販売した製品の回収に協力している」の 34.7%に対して、「今後とも行わない」が 37.0%と上回っています。よって、店頭回収等を推進する必要があります。

## カ 資源物・ごみの分別説明会

資源物・ごみの分別の周知のため、町内会、地域コミュニティ単位で自主的に啓発に取り組む団体の活動を支援しています。令和元年度（2019 年度）は、大規模な説明会が開催され、参加人数が増えました。

**表 3-23 分別説明会 実施実績**

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
団体数	2	2	2	3	3
参加人数（人）	42	45	39	98	198

## キ クリーンセンター視察実績

視察者に対し、収集した資源物やごみが、クリーンセンター構内でどのように処理されているか説明し、資源化及びごみ減量の啓発へ意識付けをしています。

**表 3-24 クリーンセンター視察実績**

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
団体数	21	24	16	20	14
参加人数（人）	830	879	778	741	520

(9) その他環境美化に関する取組

ア クリーンデー柏崎

平成7年度（1995年度）から毎年6月の第1日曜日を「クリーンデー柏崎」と定め、市民、事業者及び行政が一体となって地域の環境美化活動に取り組んでいます。

表 3-25 クリーンデー柏崎 実施状況

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
参加団体数	294	293	293	293	293
参加人数（人）	25,387	23,633	24,084	24,373	25,461
回収量（t）	241	210	240	217	212
燃やすごみ	80	73	94	76	72
燃やさないごみ	3	3	2	2	2
側溝汚泥	158	134	144	139	138

イ 町内会等清掃活動支援

町内会等が実施する清掃活動にごみ袋の支給、回収ごみの収集・処理の支援をしています。また、ボランティアが行う海岸清掃についても、同様の支援を行っています。

表 3-26 清掃活動 実施状況

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
町内 実施延べ 団体数	209	217	221	240	240
清掃 実施延べ 人数（人）	20,053	20,480	19,295	18,873	18,108
海岸 実施延べ 団体数	35	31	45	51	22
清掃 実施延べ 人数（人）	4,806	3,388	3,647	4,605	1,765

### ウ 海岸清掃活動（業務委託）

海岸の清掃を事業者に委託し、環境美化に努めています。

なお、令和元年度（2019年度）からビーチクリーナーによる清掃も行っています。

**表 3-27 海岸清掃業務 委託状況**

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
実施延べ日数	99	98	111	107	136
実施延べ人数	1,182	1,214	1,300	1,423	1,307
回収量 (t)	197.1	223.2	228.7	213.0	142.5
清掃事業費 (千円)	11,100	11,052	11,787	12,042	13,595

### エ 不法投棄防止対策

平成 30 年度（2018 年度）までは不法投棄防止美化協力員によるパトロールを委託していましたが、令和元年度（2019 年度）からは職員によるパトロールを月 2 回以上行い、不法投棄の発見、回収及び処理を実施し、原因者が判明した場合は警察へ通報しています。また、新潟県と共同で大規模撤去作業を実施しています。

**表 3-28 不法投棄防止対策 実施状況**

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
回収件数	71	75	50	75	59
回収量(kg)	1,643	2,380	1,862	3,679	2,101
大規模撤去場所	無	1	無	無	無
大規模撤去 回収量(kg)	無	5,410	無	無	無

### オ 環境クリーン推進条例実施状況

環境美化の促進及び美観の保護を図り、美しく住みよいまちづくりを推進することを目的に「柏崎市環境クリーン推進条例」（平成 13 年 12 月 20 日条例第 32 号）を施行し、空き地における草刈等の適正管理を要請しています。

**表 3-29 草刈等の適正管理 実施状況**

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
要請件数	19	27	23	15	16

## カ 野焼きへの対応

野焼きは、廃棄物処理法で原則禁止されています。野焼きはダイオキシン類の排出などにより、環境被害をもたらすばかりでなく、煙や悪臭で近所の迷惑となることから、現地指導や広報誌を通じた啓発等を行い、野焼きの防止に取り組んでいます。

表 3-30 野焼きへの対応 実施状況

区分	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
要請件数	19	25	23	27	22

## (10) ごみ処理経費

ごみ処理経費の状況を表 3-31 及び図 3-11 に示します。主な費用として、ごみの収集・運搬費用、ごみ焼却施設の維持管理費用などが含まれています。

ごみ処理経費は増加しており、1人当たり、1t当たりの処理費も増加しています。

表 3-31 ごみ処理経費

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
ごみ処理経費 (千円)	804,533	800,710	859,482	903,295	896,570
人口 (人)	86,813	85,776	84,671	83,504	82,284
1人当たりの処理経費 (円)	9,267	9,335	10,151	10,817	10,896
排出量 (t/年)	29,947	29,008	28,683	28,205	27,859
1t当たりの処理経費 (円)	26,865	27,603	29,965	32,026	32,182

資料：一般廃棄物処理実態調査結果

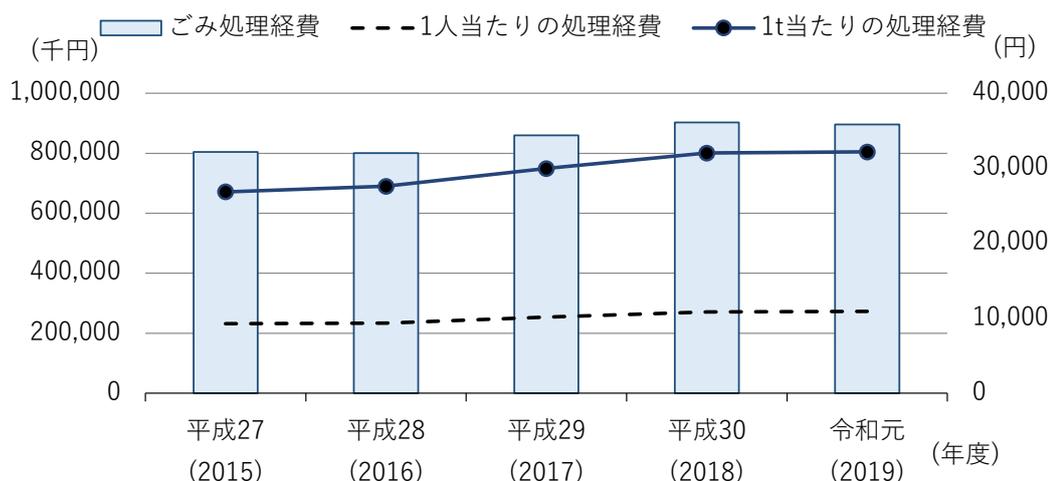


図 3-11 ごみ処理経費の推移

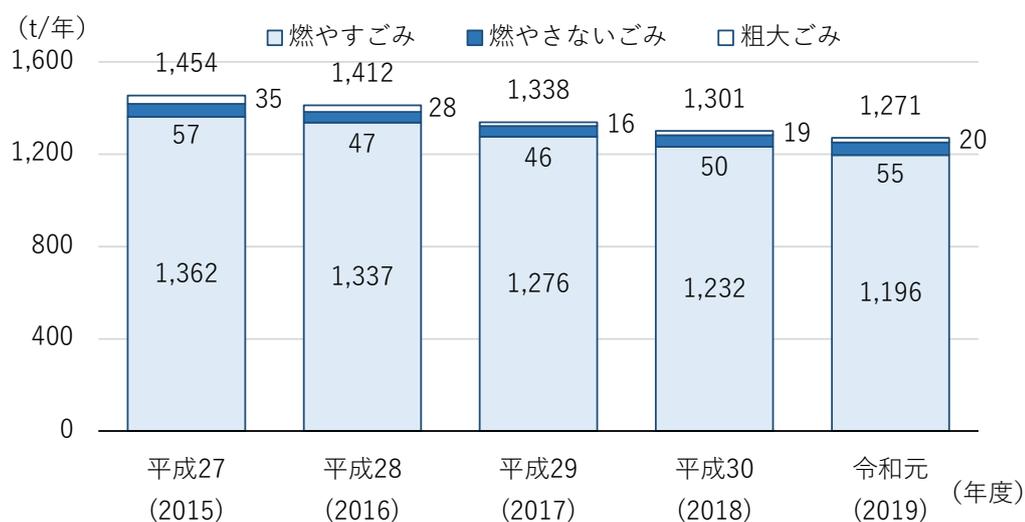
### (11) 刈羽村に係るごみ処理・最終処分場に関する事務の受託

本市では、「ごみ処理・最終処分場に関する事務の委託に関する規約（平成17年5月1日施行）」の規定に基づき、刈羽村の燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの処理及び最終処分場に関する事務を受託しています。

刈羽村からのごみ搬入量を表3-32及び図3-12に示します。刈羽村からのごみ搬入量は、減少傾向にあります。

**表 3-32 刈羽村のごみ搬入量及び最終処分量**

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
搬入量 (t)	1,454	1,412	1,338	1,301	1,271
燃やすごみ	1,362	1,337	1,276	1,232	1,196
燃やさないごみ	57	47	46	50	55
粗大ごみ	35	28	16	19	20
最終処分量	183	155	163	145	144
焼却残渣	152	127	137	121	121
不燃残渣	31	28	26	24	23



**図 3-12 刈羽村のごみ搬入量の推移**

## (12) 施策の実施状況

発生抑制、循環的利用の促進のため、次のような施策を実施しています。

施策	内容	実施状況
発生抑制	● マイバッグ運動など過剰包装抑制に向けた取組を推進	● マイバッグ運動、過剰包装抑制の取組を周知
	● 日常生活の中で、ごみを出さない方法を検討し、ごみの減量に関する取組を周知	● ごみの減量に関する取組として、食品ロスの削減を推進
再使用	● フリーマーケットやイベントでのリユース食器使用など再使用に関する取組を推進	● 感染症対策等に留意しながら、リユース食器の活用を推奨
	● 不用品は、廃棄ではなく中古品として売却できないか検討するライフスタイルを促進	● インターネットを活用した不用品売却が定着
再生利用	● 市民に対して配布物や分別説明会を通じて正しい分別方法を周知	● 配布物や分別説明会を通じて正しい分別方法を周知
	● 廃棄物処理過程における資源化（マテリアルリサイクル）を推進	● 廃棄物処理過程における資源化を推進
	● 事業系ごみの資源化を進めるため、事業者による自主ルートでの資源化	● 商工会議所を通じて周知
収集・運搬計画	● 常に迅速かつ効率的に行われるよう検討	● 収集委託業者における収集ルート等の情報を共有
	● 地球温暖化防止の観点から、低公害車両の導入を推進	● 車輦入替に際し、クリーンディーゼル車を導入
中間処理計画	● 令和 11 年度（2029 年度）以降の施設整備方針として、新しい施設に更新する方法を選定	● 柏崎市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画（令和 2 年（2020 年）3 月）策定
	● 粗大ごみ及び資源物を併せて処理できる新しいマテリアルリサイクル推進施設の整備	
	● 民間の資源化ルートを活用し、効率的かつ経済的な資源物の資源化処理を実施	
最終処分計画	● ごみの減量化・資源化施策を進めることを前提とした適正な埋立管理と浸出水処理施設の運転、周辺環境の保全	● 適正な埋立管理と浸出水処理施設の運転を実施、周辺環境の保全
不法投棄防止対策	● 環境クリーン推進条例に基づきクリーンデー柏崎等の環境美化活動を推進し、市民や事業者の参加による地域の環境保全を推進	● クリーンデー柏崎等の環境美化活動 令和元年度（2019 年度）293 団体
	● 不法投棄廃棄物の撤去を行うとともに、再発防止の柵や看板等の設置・修理、啓発活動の推進	● 環境課職員による月 2 回以上のパトロールを実施。令和元年度（2019 年度）不法投棄回収 59 件

施策	内容	実施状況
災害時の廃棄物処理	● 廃棄物処理施設の耐震化等を図り、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進	● 柏崎市災害廃棄物処理計画(令和2年(2020年)3月)策定
	● 柏崎市地域防災計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築(地域計画)	
	● 災害時の廃棄物の適正処理は、市が現有機械器具及び民間から借り上げた機械器具を最大限に活用し、迅速に実施	
	● 災害廃棄物処理計画の策定を検討	
教育・啓発活動の具体的取組	● 市民、事業者に対し、広報誌やホームページ掲載によるごみと資源物に関する情報の発信	● 広報誌やホームページによる、ごみと資源物に関する情報を発信
	● ごみの分別説明会の継続と分別の周知	● ごみの分別説明会 令和元年度(2019年度) 3回実施
	● 学校での総合学習等における、ごみの減量化・資源化をテーマとした環境教育の実践を支援	● 学校において環境教育の実践を支援
	● 「ふれあい講座」等を通じて、ごみに対する市民の意識向上	● 「ふれあい講座」等を実施
	● 野焼きの通報があった場合には、現場へ出向き違法行為であることを指導するとともに、関係町内会に野焼き禁止のチラシの配布による啓発	● 野焼きへの対応件数 令和元年度(2019年度) 22件
	● 環境にやさしい商品を扱う店舗やリサイクル等のモデルとなる事業所を、ホームページ等で周知・紹介	● 柏崎市リサイクル協力店 令和2年(2020年)4月1日現在 11店を紹介
	● 資源物リサイクルセンター内に環境保護、リサイクルに関連するポスターなどを提示し、来場する市民へ啓発	● 環境保護、リサイクルに関連するポスターなど募集し、資源物リサイクルセンター内に掲示
	● 消費者団体等が実施する不用品販売会などを支援	● 依頼に基づきホームページや広報で周知
	● 市が実施するイベントにフリーマーケットやリユース食器等を導入し、資源の再使用や再資源化を普及啓発	● 関係課との連携による普及啓発
	● 事業所に対し、リサイクル関連法や事業系ごみ排出量が多い現状などを周知	● 事業系ごみの排出状況を周知
● 事業所に対し、資源物の分別方法やごみの出し方について一層の周知	● 事業系ごみの分別方法やごみの出し方について周知	
教育・啓発活動の具体的取組	● 事業所に対し、紙類や生ごみのリサイクルを業とする企業を紹介など、具体的減量策・リサイクル策を提示、また、その取組を要請	● 事業所に対し、紙類や生ごみのリサイクルを業とする企業を紹介など具体的減量策・リサイクル策を提示、また、その取組を要請

施策	内容	実施状況
	● 自己処理責任に関する周知の徹底、ごみの減量化や資源化の普及促進	● 自己処理責任に関する周知徹底
ごみの減量化と資源リサイクルの推進	● 「柏崎市グリーン購入推進に関する基本方針」に基づく、環境物品等の優先的調達を推進	● グリーン購入を実施
	● 「柏崎市レジ袋削減市民運動」の普及啓発	● 「柏崎市レジ袋削減市民運動」の実施
	● 町内会資源物ステーションを設置する町内会に対する補助金を交付	● 補助金の交付 令和元年度(2019年度) 3件
	● ごみの減量及び資源物リサイクルについての取組を積極的に実施する店舗等を柏崎市リサイクル協力店として認定	● 柏崎市リサイクル協力店 令和2年(2020年)4月1日現在 11店
ごみ処理手数料の適正化推進	● ごみ処理コスト、社会情勢等を踏まえ、必要に応じた適正化	● 平成27年(2015年)4月から従量制による課金に変更
ごみの適正処理推進	● 適正処理困難物の処分について、具体的な処分方法や引取り先の紹介などを情報提供	● 適正処理困難物の具体的な処分方法や引取り先の紹介などを情報提供
「資源物・ごみの分別ガイドブック」等の発行	● 「資源物・ごみの分別ガイドブック」等の適宜改定	● 令和2年(2020年)2月に最新版を発行
地球温暖化対策への取組	● 「柏崎市地球温暖化対策実行計画」に基づく、持続可能な社会の実現に向け各施策を検討	● 持続可能な社会の実現に向け各施策を検討
資源物の収集体制見直しによるリサイクル率向上及び焼却ごみ量低減	● 分別しやすい収集形態への改善及び収集体制の見直し	● 分別しやすい収集形態への改善及び収集体制の見直しを検討、アンケートの実施
事業系ごみの減量・資源化に向けた取組への支援	● 紙ごみや生ごみを自主ルートで資源化	● 自主ルートでの資源化を促進
	● 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別方法を周知	● 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分別方法を周知

## 2 計画の目標達成状況と課題

### (1) 発生抑制に関する課題

前計画の目標値（令和2年度（2020年度）、令和7年度（2025年度））及び令和元年度（2019年度）の実績値を表3-33に示します。また、県計画の削減目標率を柏崎市の実績値に当てはめ、比較した場合を併せて示します。

前計画の令和2年度（2020年度）の目標値を達成するためには28g、県の目標値相当を達成するためには36gの更なる削減が必要です。

令和元年度（2019年度）の1人1日当たりごみ排出量を見ると、前計画の令和2年度（2020年度）の目標値の達成は難しい状況です。

一方、令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルスの影響により家庭で過ごす時間が増えたことから、粗大ごみの量は増加していますが、事業系の燃やすごみが減少していることから、ごみ量全体としては減量化が見込まれます。

表 3-33 前計画及び県の目標値との比較

		市の目標値 H28.3策定		実績値	参考 (実績値)	県計画の削減 目標率に当て はめた場合※
		令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)			
ごみ排出量	t/年			27,859	31,251	
1人1日当たりごみ排出量	g/人日	897	869	925	966	889
再生利用を除く 1人1日当たりごみ排出量	g/人日			752	770	677
リサイクル率	%	21.3	23.1	18.7	20.3	27.0
最終処分率	%			9.8	10.3	8.8

□は目標値未達成

※における1人1日当たりごみ排出量 = 平成25年度966g/人日の8%削減（県の設定目標）= 889g/人日

※における再生利用を除く1人1日当たり = 平成25年度770g/人日の12%削減（県の設定目標）= 677g/人日

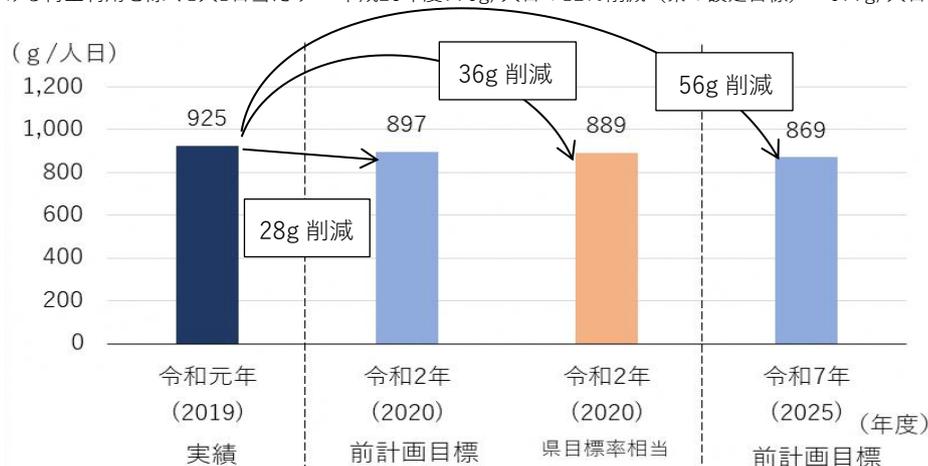


図 3-13 1人1日当たりごみ排出量と前計画及び県の目標値との比較

環境省一般廃棄物処理実態調査結果（10月1日の人口による集計）における、平成30年度（2018年度）の県内市町村の排出量との比較を表3-34に示します。

本市の1人1日当たり家庭系ごみ、1人1日当たり事業系ごみ及び1人1日当たりごみ排出量は、県内平均値より少なくなっています。

この状況を維持するために、これまでの発生抑制や資源化に関する施策に取り組みながら、更なる意識の向上、施策の周知徹底、啓発や指導の強化といった新たな施策の検討が必要です。

表 3-34 県内市町村との比較

	1人1日当たり 家庭系ごみ (単位：g)	1人1日当たり 事業系ごみ (単位：g)	1人1日当たり ごみ排出量 (単位：g)	リサイクル率 (焼却灰のセメント原料化等を除く) (単位：%)
	新潟県平均 655	新潟県平均 338	新潟県平均 1,034	新潟県平均 22.3%
1	出雲崎町 555	粟島浦村 0	出雲崎町 715	糸魚川市 42.0%
2	長岡市 557	田上町 52	見附市 871	妙高市 31.3%
3	見附市 559	加茂市 60	長岡市 885	新発田市 27.2%
4	聖籠町 576	出雲崎町 149	関川村 912	新潟市 26.3%
5	新発田市 589	糸魚川市 171	柏崎市 914	出雲崎町 26.2%
6	十日町市 591	阿賀野市 224	十日町市 917	長岡市 24.6%
7	小千谷市 600	佐渡市 232	聖籠町 929	粟島浦村 23.0%
8	柏崎市 603	関川村 232	弥彦村 935	佐渡市 21.1%
9	上越市 616	阿賀町 252	上越市 942	胎内市 20.9%
10	南魚沼市 622	刈羽村 264	刈羽村 956	上越市 20.8%
11	魚沼市 631	弥彦村 271	阿賀野市 967	柏崎市 19.2%
12	胎内市 638	新潟市 286	糸魚川市 1,013	小千谷市 19.0%
13	津南町 641	長岡市 301	新潟市 1,022	刈羽村 18.9%
14	三条市 654	柏崎市 312	阿賀町 1,058	十日町市 18.6%
15	新潟市 655	見附市 312	田上町 1,061	見附市 17.1%
16	妙高市 659	村上市 319	小千谷市 1,082	魚沼市 16.7%
17	弥彦村 663	五泉市 321	津南町 1,087	弥彦村 16.6%
18	関川村 680	十日町市 326	魚沼市 1,088	三条市 16.2%
19	刈羽村 692	上越市 326	村上市 1,102	湯沢町 15.9%
20	村上市 742	聖籠町 353	南魚沼市 1,115	阿賀野市 15.8%
21	阿賀野市 743	燕市 395	燕市 1,140	阿賀町 15.8%
22	燕市 745	小千谷市 434	胎内市 1,144	津南町 15.3%
23	阿賀町 806	津南町 435	加茂市 1,152	燕市 15.1%
24	糸魚川市 842	魚沼市 457	三条市 1,167	村上市 14.6%
25	五泉市 846	南魚沼市 479	五泉市 1,171	加茂市 13.4%
26	佐渡市 897	三条市 500	佐渡市 1,193	関川村 13.4%
27	田上町 994	胎内市 506	妙高市 1,241	南魚沼市 12.5%
28	加茂市 1,035	妙高市 582	新発田市 1,337	五泉市 11.4%
29	湯沢町 1,095	湯沢町 600	粟島浦村 1,347	聖籠町 11.2%
30	粟島浦村 1,347	新発田市 748	湯沢町 1,695	田上町 9.1%

資料：柏崎市及び県内市町村ともに環境省一般廃棄物処理実態調査結果

(2) 収集・運搬に関する課題

本市は、総人口の約 34%を 65 歳以上の人口が占めており（令和 2 年（2020 年）3 月現在）、今後ますます高齢化率が高くなることが想定されます。ごみの排出や分別が難しくなることも考えられることから、現在の支援体制に加え、更なる支援体制を関係各所と検討していくことが必要です。以下にごみ出し支援制度の事例を示します。

表 3-35 ごみ出し支援制度の事例

タイプ	内容
直接支援型 (直営タイプ)	<p>横浜市：高齢者又は障がい者などの世帯対象者宅の敷地内や玄関先から、週 1 回、職員が直接ごみを収集する。収集時にごみが排出されていない場合等は、安否確認のため、インターホン等で声を掛ける。ケアマネージャーとも連携を図っている。</p> <p>所沢市：市の収集員が週 1 回、利用者世帯の玄関先からごみ・資源物を回収している。声掛けの希望者には、ごみが出されていても声を掛ける。応答がない場合は、収集員が事務所に連絡し、事務所職員から利用世帯に電話をする。電話に出ない場合は、緊急連絡先に連絡する。ケアマネージャーにも様々な面で協力を得ている。</p>
直接支援型 (委託タイプ)	<p>我孫子市：委託事業者は、可燃ごみは週 2 回、資源と不燃ごみは隔週で、利用世帯の玄関先から収集する。ごみが出ていない時だけ、希望者に声掛けし、応答がない場合は、我孫子市クリーンセンターに連絡する。クリーンセンターは、ケアマネージャーや高齢者支援課、緊急連絡先に連絡をして安否確認を行う。</p>
コミュニティ支援型	<p>新潟市：高齢者等のごみ出しを支援する地域団体に、市が支援金を交付する。対象となる地域団体は、自治会、地域コミュニティ協議会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、PTAなどの非営利団体。燃やすごみなどを玄関先から集積所へ排出した場合に 150 円/回、粗大ごみを家屋等から玄関先へ排出した場合に 600 円/回が支援金として交付される。</p> <p>千葉市：高齢者等のごみ出しを支援する地域団体に、市が補助金を交付する。支援の具体的な実施方法は、地域の状況に合わせて、地域団体が決める。対象となる地域団体は、自治会、老人クラブ、マンション管理組合などの非営利団体である。事業開始時補助金が 10,000 円（1 回のみ）、運営費用補助金が 1 世帯当たり月額 1,000 円交付される。</p>

タイプ	内容
事業者による支援	<p>柏崎市：「おおむね 65 歳以上の方で、介助又は介護を要し、市内に家族や親族が不在の方」、「障害者基本法第 2 条に規定する障害者（聴覚障害者のみの方は除く）」で、介助又は介護を要し、市内に家族や親族が不在の方」及び「柏崎市内在住の家庭ごみを集積場所に持ち出すことが困難で、比較的所得低所得の方」を対象とした、ごみ出しの支援制度を（公社）柏崎市シルバー人材センターが行っている。</p> <p>新潟市：家庭ごみ収集運搬委託事業者が、社会福祉協議会及び自治会と連携し、社会貢献事業として無償で、自社の収集エリアの高齢者のごみ出し支援に取り組む。収集日の前日に、収集員が利用世帯の玄関先から積所までごみを運び、収集日当日に一般世帯のごみと一緒にごみを回収する。社会福祉協議会は、自治会と利用要件などの協議を行ったり、事業者が高齢者の異変を発見した場合に連絡を受け、対応に当たる。事業者は「高齢者等あんしん見守りネットワーク」に参加しており、ごみ出し支援の利用世帯以外で、通常のごみ収集中に高齢者の異変などに気づいた場合には、地域包括センターに連絡する。</p>
地域コミュニティによる支援	<p>つくば市：自治会が独自に、地域のボランティアによる高齢者の生活支援に取り組んでいる。地域住民の有志を「高齢者支援隊員」として登録し、高齢世帯の家庭ごみや粗大ごみのごみ出し、簡単な器具（蛍光灯など）の交換・修理などの作業依頼に対応している。高齢者は、利用券 1 枚 100 円で 6 回の家庭ごみのごみ出しを依頼できる。支援隊員には、謝金として、ごみ出しを 6 回行くと 670 円が自治会から支払われる。</p> <p>新潟市：新潟市ごみ出し支援事業を活用して、冬期の 12 月～翌年 3 月に限り、中学生が登校途中に、利用世帯の玄関先から集積所までごみ出しを支援する。コミュニティ協議会、中学校及び福祉部門が連携して行っている。学校と地域の調整は、地域教育コーディネーターが担っている。</p>

資料：高齢者ごみ出し支援事例集 平成 29 年（2017 年）8 月 国立環境研究所

### (3) 中間処理に関する課題

クリーンセンターかしわざきごみ処理場は、稼働開始から約 30 年を経過しました。施設の老朽化や、ごみの排出量減量に伴い、必要な処理能力と施設規模の差が開いたため、効率的な運営管理が困難になるなどの課題が出ています。これを踏まえ、今後のごみ処理の在り方について、あらゆる可能性を検討及び評価することにより、もっとも合理的かつ経済的な施設整備の在り方を検討した、ごみ処理場整備実施計画（平成 29 年度（2017 年度））を策定し、整備方針を新ごみ処理場の建設と決定しました。

なお、新ごみ処理場の稼働は、令和 11 年度（2029 年度）を予定しています。

資源物中間処理施設は、新ごみ処理場の建設に合わせて、適切な整備を検討していきます。

#### (4) 資源化に関する課題

本市のリサイクル率は、平成 27 年度（2015 年度）以降減少しています。

北陸地方や全国のリサイクル率をみると、富山県と本市が 10 年前のリサイクル率を上回っていますが、全国的には緩やかな減少傾向を示しています。

国内において、資源物の対象である紙類は紙・パルプの生産量が減少し、びん類はガラスの生産量が減少していることから、使用量そのものが減少していると考えられます。また、缶類、びん類、ペットボトルは、軽量化が進んでいます。そのほか、スーパーマーケット、ショッピングセンターなどでは、環境への取組として、紙パックやトレイだけでなく、古紙や缶、ペットボトルを回収するところが増えています。このようなことから、資源物の収集量が徐々に減少していると考えられ、リサイクル率の達成が難しくなっています。

資源物として収集する品目そのものが減少あるいは軽量化されていることを踏まえ、リサイクル率の目標を検討する必要があります。

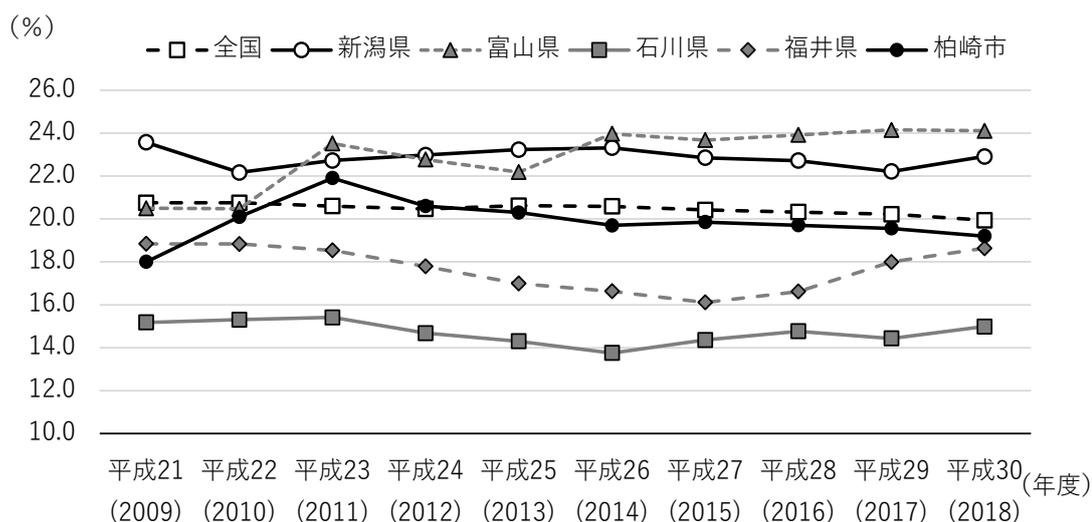


図 3-14 北陸地方及び全国のリサイクル率

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

注) 固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等への直接投入等を含む。

#### 〈資源物の傾向について〉

全国の家系資源物は減少傾向であり、福井県や新潟県も同様の傾向です。

本市で収集した資源物の排出割合を見ると、ごみ排出量に占める資源物の割合は減少しています。資源物に占める紙類、びん類の割合も減少していますが、プラスチック製容器包装やせん定枝・庭の草、使用済小型家電は増加しています。

(参考) 北陸地方及び全国の家庭系資源物の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	4年間の 増減率
全国 g/人日	93.0	90.5	89.2	88.7	-4.7%
新潟県 g/人日	169.9	164.8	162.2	161.2	-5.2%
富山県 g/人日	70.7	77.1	76.9	79.5	12.3%
石川県 g/人日	73.5	71.1	72.7	73.3	-0.2%
福井県 g/人日	66.8	60.8	58.9	61.9	-7.4%
柏崎市 g/人日	178.3	173.6	172.4	166.3	-6.8%

(参考) 北陸地方及び全国の事業系資源物の推移

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	4年間の 増減率
全国 t/年	543,413	584,532	634,128	625,033	15.0%
新潟県 t/年	13,405	12,700	12,239	12,070	-10.0%
富山県 t/年	30,226	31,984	34,232	36,275	20.0%
石川県 t/年	10,175	10,822	10,779	10,042	-1.3%
福井県 t/年	1,111	973	818	782	-29.6%
柏崎市 t/年	処理対象外				—

注) 平成30年度(2018年度)の新潟県は、新発田市を除く(平成29年度(2017年度)以前は収集していないため)。

(参考) 柏崎市の資源物の割合

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	5年間の変化
資源物	18.9%	18.7%	18.6%	18.0%	17.7%	-1.2ポイント
缶(スプレー缶含む)	4.3%	4.4%	4.3%	4.4%	4.6%	0.3ポイント
廃蛍光管	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.0ポイント
廃乾電池	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.2ポイント
びん類	10.3%	10.8%	10.6%	9.9%	9.9%	-0.4ポイント
ペットボトル	3.4%	3.5%	3.3%	3.6%	3.7%	0.3ポイント
プラスチック製容器包装	11.8%	11.9%	12.4%	11.7%	12.7%	0.9ポイント
紙類(紙製容器包装含む)	47.0%	45.1%	42.3%	42.6%	41.9%	-5.1ポイント
せん定枝・庭の草	20.8%	21.6%	24.2%	24.4%	23.2%	2.4ポイント
古着	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%	0.2ポイント
古布(もめん)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0ポイント
廃食用油	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0ポイント
使用済小型家電	1.1%	1.1%	1.2%	1.6%	1.9%	0.8ポイント
機密書類	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0ポイント

注) 資源物は総排出量に対する割合、資源物の各区分は資源物全体に対する割合

## 容器はどこまで軽くなる？

市民の意識は向上しており、3R活動に積極的に取り組んでいただいております。しっかり分別しているのに、リサイクル率には変化がないのはどうしてでしょうか？

原因の一つに容器の軽量化があります。代表的なビール会社の例を見てみましょう。

アサヒビールは、これまでも缶の軽量化を図ってきましたが、平成30年(2018年)、製缶大手4社と共同で、ビール類飲料の350ml缶において、通常よりも1gの軽量化を実現しました。通常缶の14.9gからさらに1gの削減です。

キリンビールでは、缶蓋の口径を小さくし、胴部の薄肉化を進め、平成6年(1994年)には缶胴12.1gだったものを軽量化し、平成23年(2011年)には11.5g、平成28年(2016年)は10.9gとなり、軽量化の開発が進められています。

びんについても同様で、アサヒビールとサントリー酒類、サッポロビールは、3社共通で使用しているビールの瓶容器を改良し、軽量化した新容器を平成26年(2014年)から導入しています。キリンビールでも、これまでより2割軽量化したビール用中瓶(500ml)を開発しています。

また、ペットボトルに関しては、(公財)日本容器包装リサイクル協会の年次レポート2020では、平成30年度(2018年度)の1本あたりの平均重量は、平成16年度(2004年度)に比べ23.6%軽量化されています。

軽量化は、様々な企業が取り組んでおり、今後も開発が続きそうです。

## 新聞は紙で読む？それとも

新聞協会経營業務部調べによると、平成23年(2011年)の発行部数は4,800万部以上ありましたが、令和元年(2019年)には3,800万部を下回りました。1世帯当たりの部数は0.9部から0.66部に減少しています。

一方で、デジタルツールの普及により、新聞や雑誌を購読することができるようになりました。

皆さんは、新聞を紙で読みますか？それともデジタルツールを使用しますか？

紙で読む場合は、資源物として分別をお願いします。

#### (5) 最終処分に関する課題

エコグリーン柏崎夏渡は、ごみの減量化等により埋立量が当初計画より少なかったため、令和 20 年度（2038 年度）まで期間を延長して使用する予定です。

使用期間が延長されたことから、浸出水処理施設においては、耐用年数を超える設備や、老朽化した設備を更新・改修し延命化する必要があります。

#### (6) ごみ処理経費に関する課題

ごみ処理施設は、竣工<sup>しゅん</sup>から約 30 年を経過して老朽化したことや、廃棄物の減量により、施設規模と処理量が乖離し、効率的な運転が困難になってきていることから、処理経費が増加傾向にあります。ごみ処理経費は、平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までに約 1 割増加しています。また、1 人当たりの処理経費や、1 t 当たりの処理経費は、約 2 割増加しています。

これを踏まえ、本市では、クリーンセンターかしわざきごみ処理施設の整備方針を検討し、新ごみ処理施設としてエネルギー回収型廃棄物処理施設をクリーンセンター敷地内に建設する計画を策定しました。新たな施設は、令和 11 年度（2029 年度）の稼働を計画しておりますが、それまでの間は、既存のごみ処理施設の適切な運転及び修繕を実施し、経費の増加を抑える必要があります。

また、ごみ処理経費が増加傾向にある点については、分別説明会などを通じ、市民に周知し、理解を深める必要があります。

## 第4章 ごみ排出量の見通し

---

令和2年度（2020年度）以降に予想されるごみ排出量の見通しを、新型コロナウイルスによる新しい生活様式を考慮し、次のような手順で行いました。

なお、予測式の採用は、各予測式の相関係数や実績との整合性などを総合的に判断し、最も適当とするものを採用します。

使用する予測式を表4-1に示します。

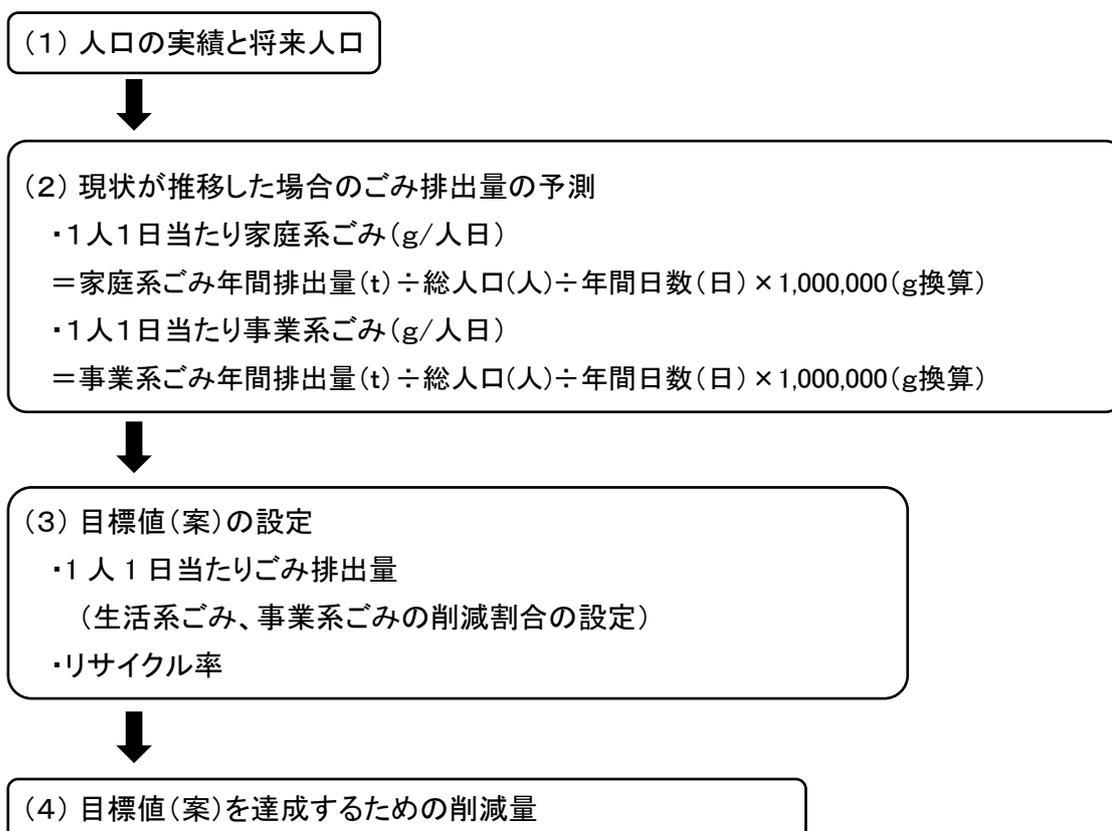
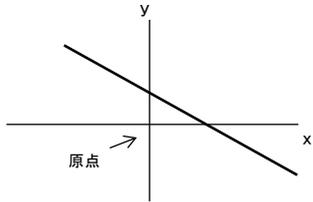
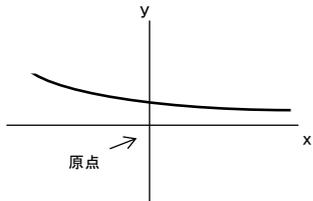
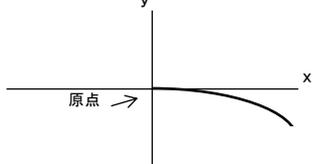
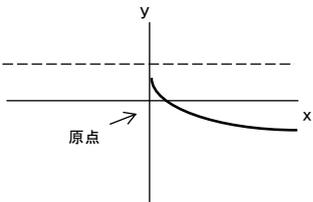
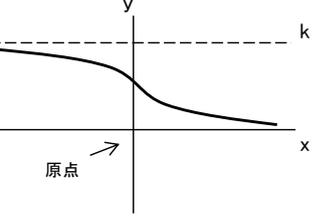


表 4-1 予測式の概要

予測式の種類	模式図	特徴
①一次傾向線 $y=a+b \cdot x$		最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増減することから、長期の予測では不自然な傾向になることもあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。
②一次指数曲線 $y=a \cdot b^x$		実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式であり、多くの場合において実績値の増減率が徐々に大きくなることから、長期的な予測では予測値の妥当性について判断する必要がある。
③べき乗曲線 $y=a \cdot x^b$		遞増増加・減少を示す曲線であり、実績の変動に対して将来的に徐々に緩やかな傾向へと変化するため、長期的な予測において、比較的あてはまりが良い。
④対数式 $y=a+b \cdot \log x$		徐々に増減率が収束していくような推移となる予測式である。長期の予測でも実績値との比較的乖離が少ない。
⑤ロジスティック式 $y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$ K：飽和定数 E：自然対数の底		人口増加の法則の研究から導かれたもので、人口の増加速度は、その時の人口の大きさに比例するが、同時にその時の人口の大きさに関係する抵抗を受けるとい理論による予測式。飽和水準 (K 値) を上限として、上限と下限で左右対称となる。

# 1 人口の実績と将来人口

## (1) 人口の予測

柏崎市第五次総合計画の将来人口は、基本構想中間年（令和3年（2021年））に8.4万人～8.7万人、基本構想目標年（令和8年（2026年度））に8.0万人～8.5万人としており、実績よりも多くなっています。そこで、令和2年（2020年）2月策定の「柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口ビジョン※2の推計値と比較しました。

年度	実績値	予測値					総合計画 (下限値)	人口問題 研究所	人口 ビジョン 推計値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック			
H22	90,766								
23	89,940								
24	89,511								
25	88,608								
26	87,857								
27	86,813								
28	85,776								
29	84,671								
30	83,504								
R1	82,284								
2		81,802	81,895	83,817	83,800	81,159		81,913	81,851
3		80,862	81,011	83,518	83,489	79,844	84,000		
4		79,922	80,137	83,244	83,203	78,462			
5		78,981	79,272	82,991	82,938	77,011			
6		78,041	78,417	82,756	82,692	75,492			
7		77,101	77,571	82,537	82,461	73,906		76,623	76,533
8		76,161	76,734	82,331	82,244	72,255	80,000		
9		75,221	75,906	82,138	82,040	70,540			
10		74,281	75,087	81,956	81,847	68,765			
11		73,340	74,277	81,783	81,663	66,932			
12		72,400	73,475	81,619	81,489	65,045		71,163	71,060
備考	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$			
	定数 a	92144.00000	92275.13168	92496.82833	92372.58530	0.09106			
	定数 b	-940.18182	0.98921	-0.04109	-8231.37250	-0.08432			
	定数 c								
	収束値 k					99,843			
	相関係数	0.99362	0.99202	0.90916	0.91470	0.99916			
相関順位	2	3	5	4	1				
数値順位	4	3	1	2	5				

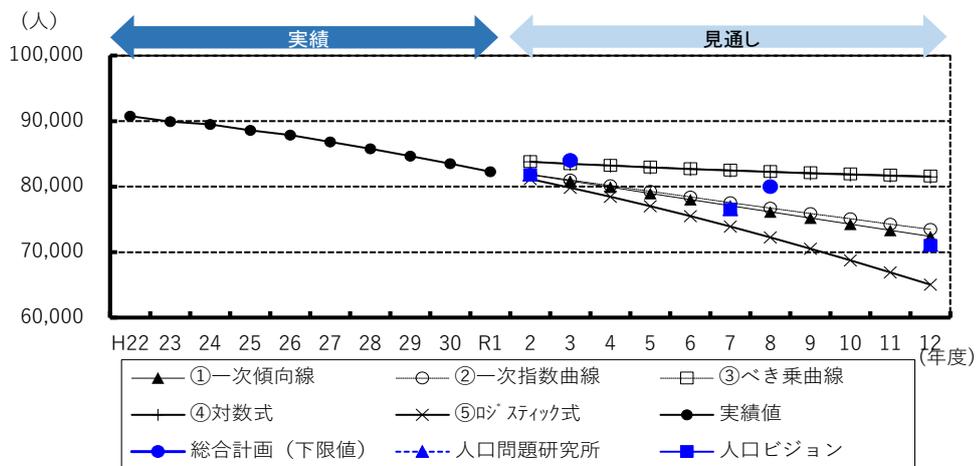


図 4-1 総人口の実績と将来人口

※2 人口ビジョン：本市の人口の現状と将来展望を示した統計資料

(2) 将来人口

将来人口は以下のとおりとします。

- 将来人口：人口ビジョンの推計値（令和 2、7、12 年）の推計値。なお、推計値間は直線補完とする。

表 4-2 人口の実績と将来人口

年度	実績	人口ビジョン	将来人口
H27	86,813		
H28	85,776		
H29	84,671		
H30	83,504		
R元	82,284		
R2		81,851	81,851
R3			80,787
R4			79,723
R5			78,659
R6			77,595
R7		76,533	76,533
R8			75,438
R9			74,343
R10			73,248
R11			72,153
R12		71,060	71,060

※実績は各年 3 月 31 日（住民基本台帳人口）

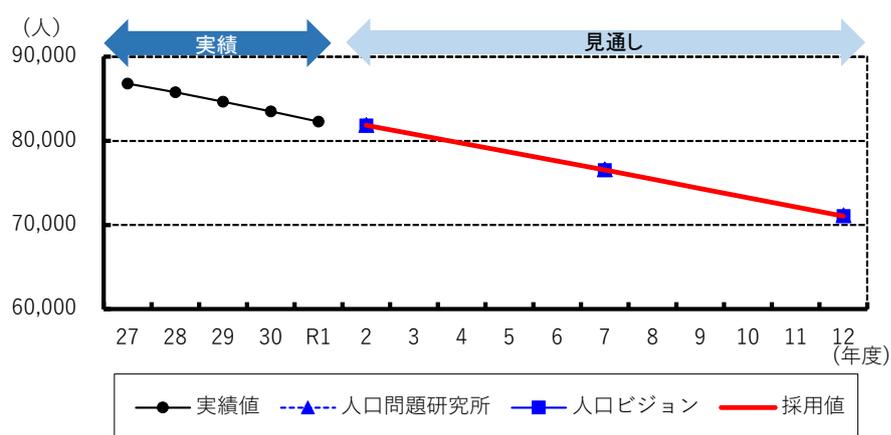


図 4-2 人口の実績と将来人口

## 2 令和2年度（2020年度）の排出量（見込み）

新型コロナウイルス影響下の令和2年（2020年）4月～9月のごみ排出量の実績を例年の月別変動係数を参考に年間排出量として推計しました。

表 4-3 ごみ排出量直近の状況

	総人口	総排出量	1人1日当たり 排出量	リサイクル率
直近の実績 令和元(2019)年度 ( )内は上半期4月～9月	82,284人 (83,093人)	27,859t/年 (14,824t)	925g/人日 (975g/人日)	18.7% (19.0%)
(参考)令和2(2020)年度 上半期(4月～9月)	81,976人	14,027t	935g/人・日	20.4%

表 4-4 令和2年度（2020年度）の排出量の見込み

月	令和2年度												総排出量
	家庭系計								事業系計				
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ	可燃直搬	不燃直搬	粗大直搬		事業系可燃	事業系不燃	事業系粗大		
4月	989.5	38.6	391.2	20.0	15.9	6.3	13.9	1,475.3	666.0	25.8	10.0	701.8	2,177.0
5月	1,164.8	66.7	498.9	30.4	19.9	6.4	23.2	1,810.3	682.6	22.3	10.1	714.9	2,525.2
6月	1,054.0	54.0	515.0	30.9	42.2	0.0	27.7	1,723.8	753.4	23.6	11.8	788.8	2,512.6
7月	1,006.2	34.4	427.7	26.6	13.4	0.1	23.3	1,531.7	731.3	25.3	10.9	767.5	2,299.2
8月	1,077.6	41.6	471.2	22.7	10.1	0.0	23.8	1,647.0	691.7	20.8	9.5	722.0	2,368.9
9月	965.6	32.9	389.2	21.1	9.0	0.0	19.4	1,437.2	683.6	20.2	7.7	711.5	2,148.6
年間見込み	11,919	486	4,904	271	194	25	232	18,031	7,954	248	120	8,322	26,352
R1	12,202	429	4,936	247	317	105	246	18,481.8	8,975	318	99	9,391.8	27,873.7
判定	減少	増加	減少	増加	減少	減少	減少	減少	減少	減少	増加	減少	減少
前期	6,257.6	268.1	2,693.2	151.6	110.7	12.8	131.2		4,208.4	137.9	60.0		
後期	5,661.7	217.6	2,210.8	119.0	83.2	12.3	100.9		3,745.4	110.2	59.6		

※算出例 可燃ごみ前期=4月から9月までの合計=6,257.6t  
 可燃ごみ後期=前期可燃ごみ 6,257.6t÷前期変動係数 1.05×後期変動係数 0.95=5,661.7t  
 可燃ごみの年間見込み=6,257.6t+5,661.7t=11,919t

表 4-5 変動係数

月	変動係数										
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ	可燃直搬	不燃直搬	粗大直搬	事業系可燃	事業系不燃	事業系粗大	
4月	1.02	1.26	1.13	1.06	1.12	1.03	1.05	1.05	1.12	1.06	
5月	1.07	1.27	1.15	1.19	1.45	1.30	1.19	1.04	1.03	0.95	
6月	1.08	1.16	1.13	1.19	1.22	0.95	1.07	1.05	1.05	1.08	
7月	1.02	0.89	1.04	1.07	1.48	0.90	1.19	1.08	1.06	1.14	
8月	1.14	1.03	1.15	1.06	0.79	1.11	1.14	1.06	1.08	1.21	
9月	0.98	0.99	0.95	1.05	0.85	0.87	1.08	0.98	1.03	1.20	
10月	0.99	1.01	1.03	1.15	0.87	0.92	1.09	0.96	0.95	1.02	
11月	0.97	1.02	1.05	1.26	1.18	0.93	1.04	0.98	0.95	1.12	
12月	1.03	1.11	1.02	1.10	0.76	1.17	0.98	1.00	1.01	1.00	
1月	0.90	0.67	0.73	0.48	0.55	0.71	0.61	0.89	0.91	0.79	
2月	0.85	0.60	0.67	0.54	0.61	0.75	0.57	0.89	0.79	0.61	
3月	0.94	0.96	0.91	0.82	1.10	1.34	0.97	1.02	1.01	0.79	
合計	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
前期	1.05	1.10	1.09	1.10	1.15	1.03	1.12	1.04	1.06	1.11	
後期	0.95	0.89	0.90	0.87	0.87	0.98	0.86	0.96	0.94	0.88	

※ 前期の変動係数=4月から9月までの平均、後期の変動係数=10月から3月までの平均

### 3 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測

#### (1) 家庭系ごみ予測結果

##### ア 1人1日当たり燃やすごみ

採用値	対数式
採用理由	実績は、平成28年度（2016年度）に減少後、増加していたが、新型コロナウイルスの影響もあり、令和2年度（2020年度）は、減少する見込みである。この影響は、将来も続くものと考え、本計画では最も緩やかに減少する対数式を採用する。

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
H27	417.55						
28	404.62						
29	411.13						
30	411.73						
R1	415.69						
2	405.12						
3		408.1	408.1	408.6	408.6	408.2	408.6
4		407.3	407.3	408.2	408.3	407.3	408.3
5		406.5	406.5	407.9	407.9	406.4	407.9
6		405.7	405.7	407.6	407.6	405.5	407.6
7		404.9	404.9	407.4	407.4	404.5	407.4
推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$		
定数 a	413.80733	413.77654	413.97509	414.00966	0.10932		
定数 b	-0.80971	0.99804	-0.00670	-6.37587	-0.01944		
定数 c							
収束値 k					459		
相関係数	0.28554	0.28556	0.34642	0.34586	0.28541		
相関順位	4	3	1	2	5		
数値順位	4	3	1	1	5		

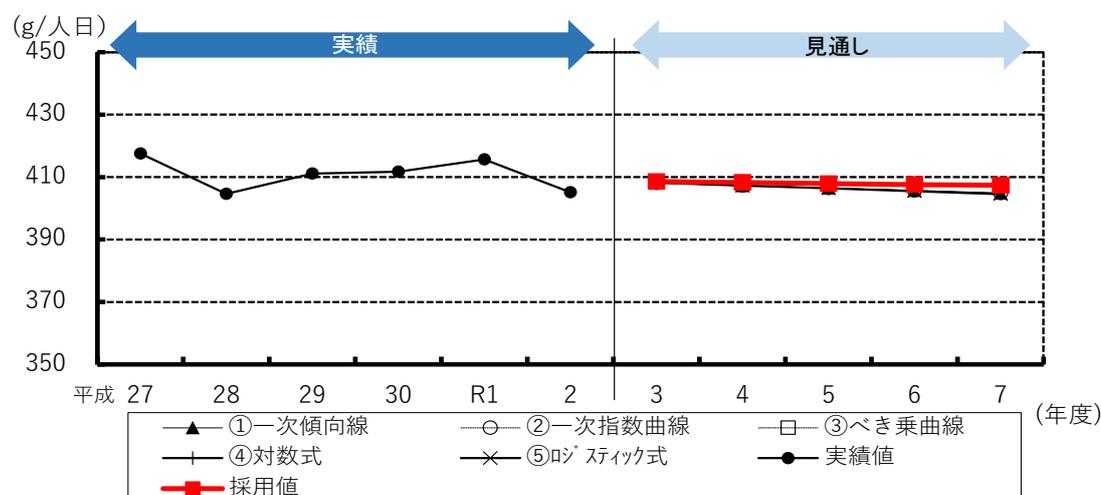


図 4-3 1人1日当たり家庭系燃やすごみの予測

### イ 1人1日当たり燃やさないごみ

採用値	対数式
採用理由	実績は、平成28年度（2016年度）に減少後、増加していたが、新型コロナウイルスの影響もあり、令和2年度（2020年度）は、減少する見込みである。しかし、予測式は増加傾向を示したことから、本計画では最も緩やかに増加する対数式を採用する。

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
H27	15.96						
28	15.17						
29	15.69						
30	17.32						
R1	17.73						
2	17.09						
3		18.0	18.0	17.4	17.4	17.8	17.4
4		18.4	18.5	17.6	17.6	18.1	17.6
5		18.8	19.0	17.7	17.7	18.3	17.7
6		19.3	19.5	17.8	17.8	18.5	17.8
7		19.7	20.0	18.0	17.9	18.6	17.9
推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$		
定数 a	14.99733	15.03636	15.31144	15.29184	0.31857		
定数 b	0.42743	1.02630	0.06634	2.52296	0.17336		
定数 c							
収束値 k					20		
相関係数	0.78039	0.78040	0.71623	0.70858	0.77475		
相関順位	2	1	4	5	3		
数値順位	2	1	4	5	3		

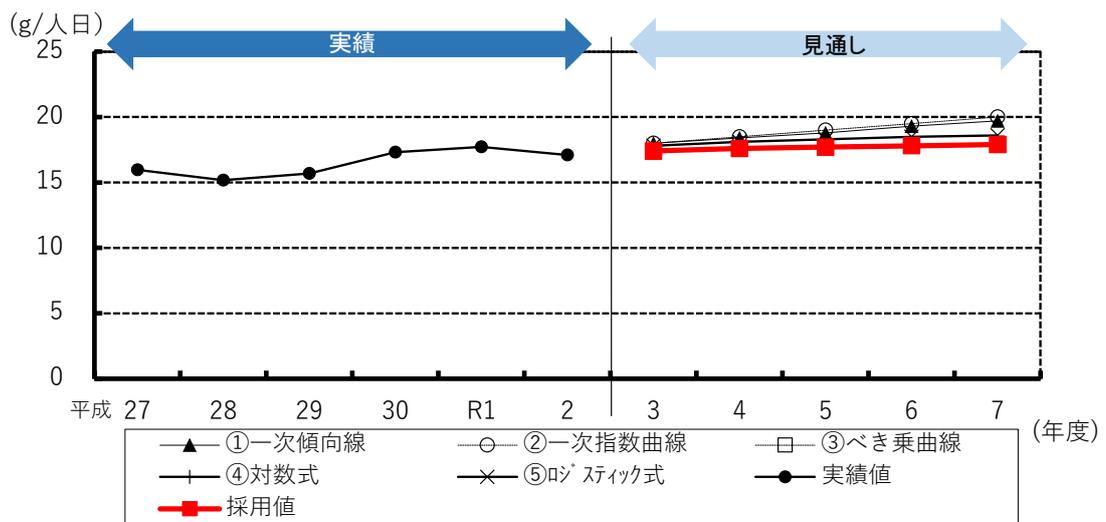


図 4-4 1人1日当たり家庭系燃やさないごみの予測

ウ 1人1日当たり粗大ごみ

採用値	対数式
採用理由	実績は、増加しているが、新型コロナウイルスの影響もあり、令和2年度(2020年度)は、微増の見込みである。この影響は将来も続くものと考え、本計画では最も緩やかに増加する対数式を採用する。

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
H27	11.77						
28	12.27						
29	13.01						
30	14.63						
R1	16.37						
2	16.82						
3		18.1	18.5	16.8	16.7	17.2	16.7
4		19.2	20.0	17.2	17.1	17.6	17.1
5		20.3	21.6	17.7	17.4	17.9	17.4
6		21.4	23.4	18.1	17.7	18.1	17.7
7		22.5	25.4	18.4	18.0	18.2	18.0
推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$		
定数 a	10.22800	10.62479	11.11444	10.89868	1.03263		
定数 b	1.11914	1.08228	0.21128	6.81681	0.37912		
定数 c							
収束値 k					19		
相関係数	0.98078	0.98377	0.93823	0.91896	0.95826		
相関順位	2	1	4	5	3		
数値順位	2	1	3	5	4		

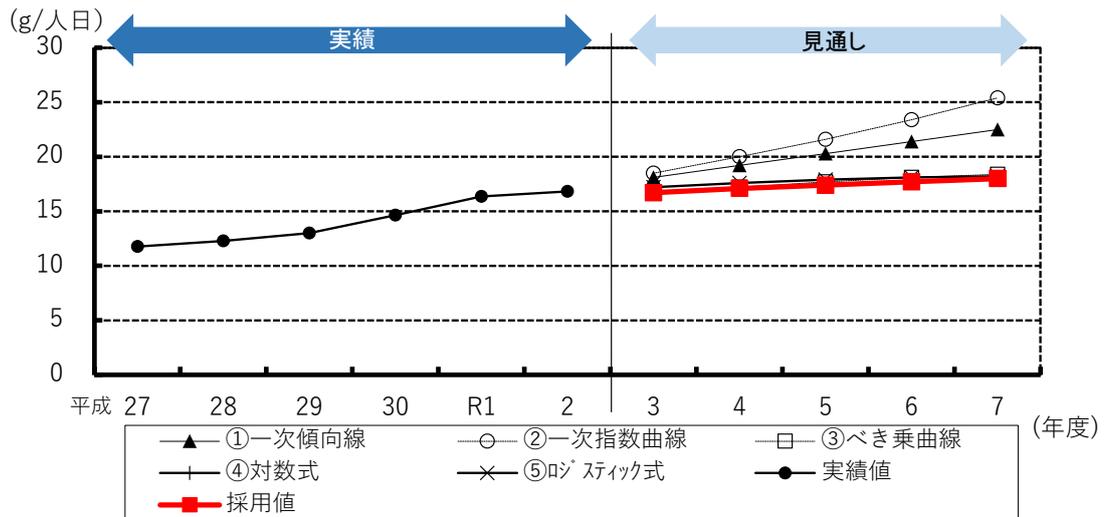


図 4-5 1人1日当たり家庭系粗大ごみの予測

### エ 1人1日当たり資源物

採用値	対数式
採用理由	実績は、減少傾向であり、令和2年度（2020年度）も、減少する見込みである。この傾向は、将来も続くものと考え、本計画では最も緩やかに減少する対数式を採用する。

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
H27	178.32						
28	173.60						
29	172.40						
30	166.25						
R1	163.40						
2	164.01						
3		158.8	159.1	162.4	162.2	156.9	162.4
4		155.7	156.3	161.2	161.1	152.3	161.2
5		152.6	153.4	160.3	160.0	147.3	160.3
6		149.6	150.7	159.4	159.1	142.0	159.4
7		146.5	148.0	158.6	158.3	136.3	158.6
推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$		
定数 a	180.49333	180.71474	179.37855	179.25610	0.09321		
定数 b	-3.09429	0.98199	-0.05125	-20.14348	-0.14091		
定数 c							
収束値 k					196		
相関係数	0.96277	0.96483	0.96222	0.96411	0.94766		
相関順位	3	1	4	2	5		
数値順位	4	3	1	2	5		

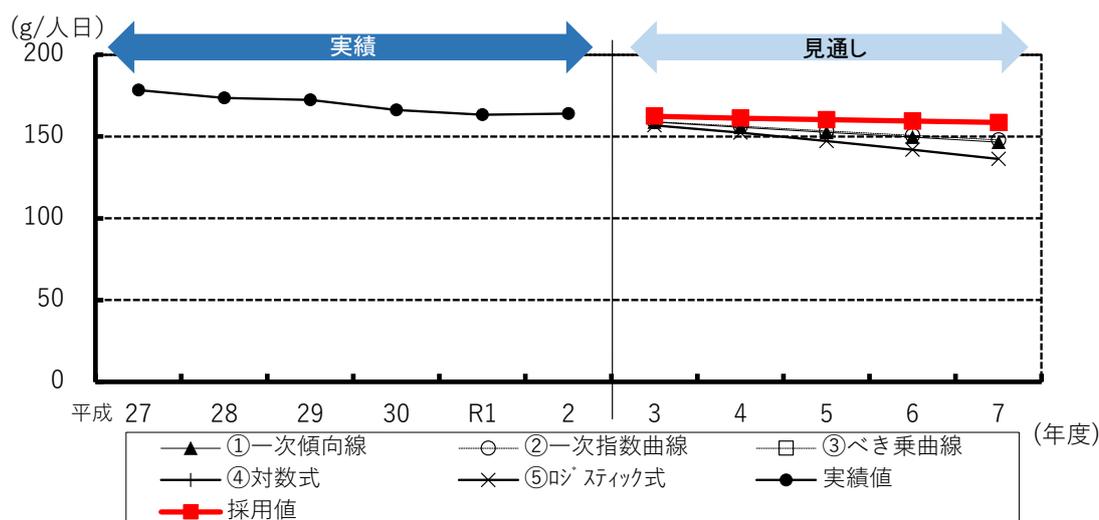


図 4-6 1人1日当たり家庭系資源物の予測

## (2) 事業系ごみ予測結果

### ア 1人1日当たり燃やすごみ

採用値	対数式
採用理由	実績は、横ばいで推移していたが、新型コロナウイルスの影響もあり、令和2年度(2020年度)は、大きく減少する見込みである。この影響は、将来も続くものと考え、本計画では最も緩やかに減少する対数式を採用する。

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
H27	300.75						
28	303.66						
29	301.89						
30	302.11						
R1	298.01						
2	270.70						
3		279.5	279.2	286.9	287.3	280.8	287.3
4		274.7	274.6	285.5	285.9	275.0	285.9
5		269.9	270.1	284.3	284.6	268.8	284.6
6		265.2	265.6	283.2	283.5	262.1	283.5
7		260.4	261.3	282.2	282.5	254.9	282.5
推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$		
定数 a	312.88467	313.68598	308.08528	307.71110	0.08019		
定数 b	-4.77086	0.98351	-0.03664	-24.19971	-0.12298		
定数 c							
収束値 k					334		
相関係数	0.70686	0.69931	0.54542	0.55154	0.74879		
相関順位	2	3	5	4	1		
数値順位	4	3	2	1	5		

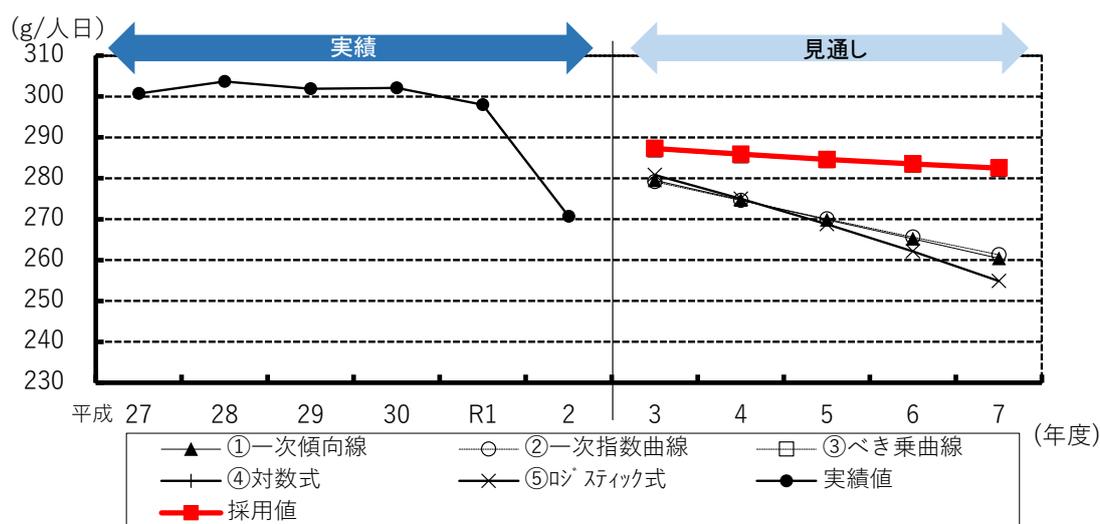


図4-7 1人1日当たり事業系燃やすごみの予測

### イ 1人1日当たり燃やさないごみ

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は、減少傾向で推移していたが、新型コロナウイルスの影響もあり、令和2年度（2020年度）は、減少する見込みである。この影響は、将来も続くものと考え、本計画では最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用する。

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
H27	15.67						
28	14.63						
29	11.45						
30	10.73						
R1	10.56						
2	8.73						
3		7.2	7.9	9.0	8.7	6.2	9.0
4		5.8	7.0	8.6	8.2	4.5	8.6
5		4.5	6.3	8.3	7.7	3.2	8.3
6		3.1	5.6	8.0	7.3	2.2	8.0
7		1.8	5.0	7.8	6.9	1.5	7.8
推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$		
定数 a	16.72467	17.43364	16.56240	16.19019	0.08328		
定数 b	-1.36086	0.89282	-0.31510	-8.87931	-0.43900		
定数 c							
収束値 k					17		
相関係数	0.96146	0.97060	0.95127	0.96500	0.93362		
相関順位	3	1	4	2	5		
数値順位	5	3	1	2	4		

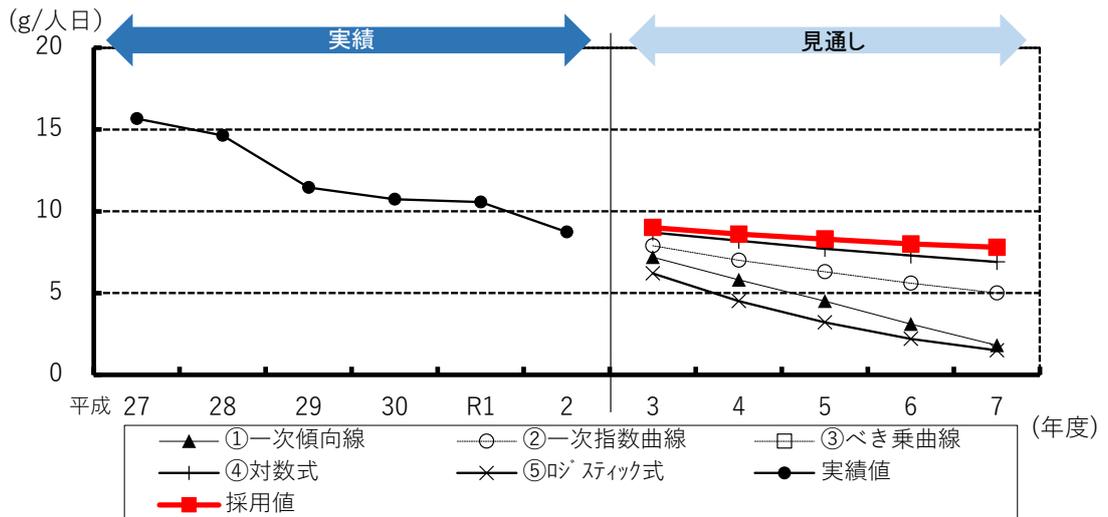


図 4-8 1人1日当たり事業系燃やさないごみの予測

ウ 1人1日当たり粗大ごみ

採用値	対数式
採用理由	実績は平成30年度（2018年度）まで横ばいで推移していたが、新型コロナウイルスの影響もあり、令和2年度（2020年度）は、増加する見込みである。この影響は、将来も続くものと考え、本計画では最も緩やかに増加する対数式を採用する。

年度	実績値	予測値					採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	⑤ロジスティック式	
H27	2.49						
28	2.59						
29	2.52						
30	2.62						
R1	3.29						
2	3.61						
3		3.6	3.7	3.3	3.3	3.6	3.3
4		3.9	3.9	3.4	3.4	3.7	3.4
5		4.1	4.3	3.4	3.4	3.8	3.4
6		4.3	4.6	3.5	3.5	3.8	3.5
7		4.5	4.9	3.6	3.6	3.9	3.6
推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$		
定数 a	2.07333	2.17339	2.31146	2.26081	1.15759		
定数 b	0.22286	1.07754	0.18219	1.24423	0.33897		
定数 c							
収束値 k					4		
相関係数	0.87696	0.89835	0.77932	0.75315	0.82530		
相関順位	2	1	4	5	3		
数値順位	2	1	4	5	3		

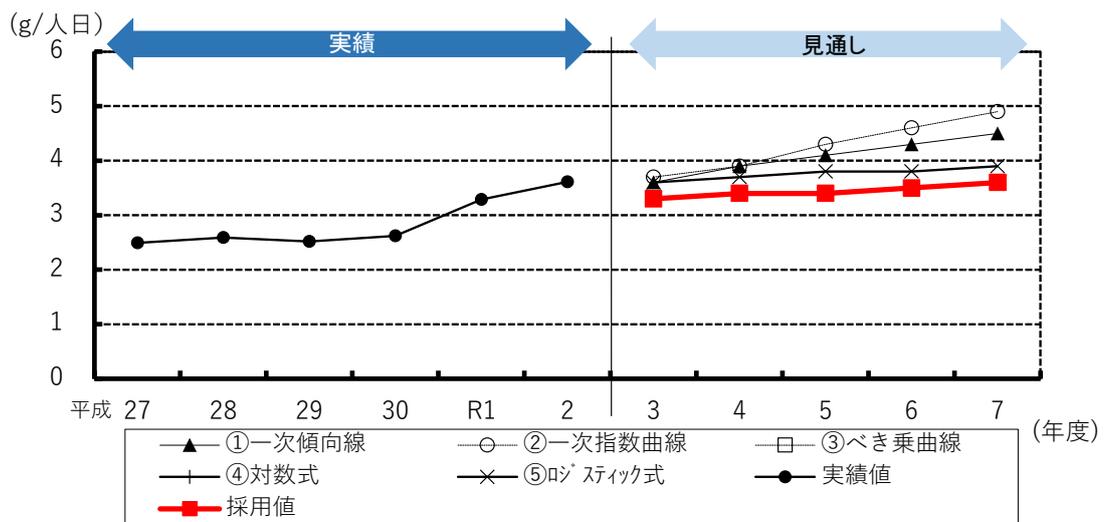


図 4-9 1人1日当たり事業系粗大ごみの予測

### (3) 現状のまま推移した場合のごみ排出量

現状のまま推移した場合のごみ排出量と前計画の目標値（令和2年度（2020年度）及び7年度（2025年度））を比較しました。

予測の結果、令和7年度（2025年度）の1人1日当たり排出量は、896g/人日、リサイクル率 18.7%となり、前計画の目標値の達成は、難しい状況です。一方、令和2年（2020年）年度は、新型コロナウイルスの影響から、ごみの減量化が進んでおり、今後の目標値の設定を行うには、新しい生活様式による影響を考慮する必要があります。

表 4-6 前計画と現状のまま推移した場合のごみ排出量

		市の目標値 H28.3策定		実績値	現状のまま 推移した場合 の見通し
		令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)	令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)
1人1日当たりごみ排出量	g/人日	897	869	925	896
再生利用を除く 1人1日当たりごみ排出量	t/年			752	728
リサイクル率	%	21.3	23.1	18.7	18.7
最終処分率	%			9.8	9.8

□は目標値未達成

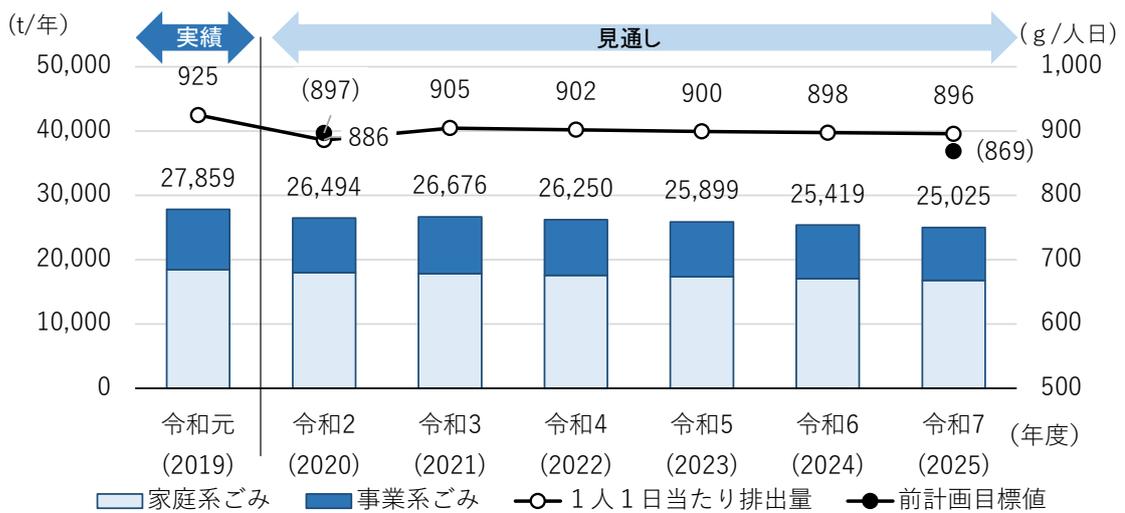


図 4-10 現状のまま推移した場合のごみ排出量の推移

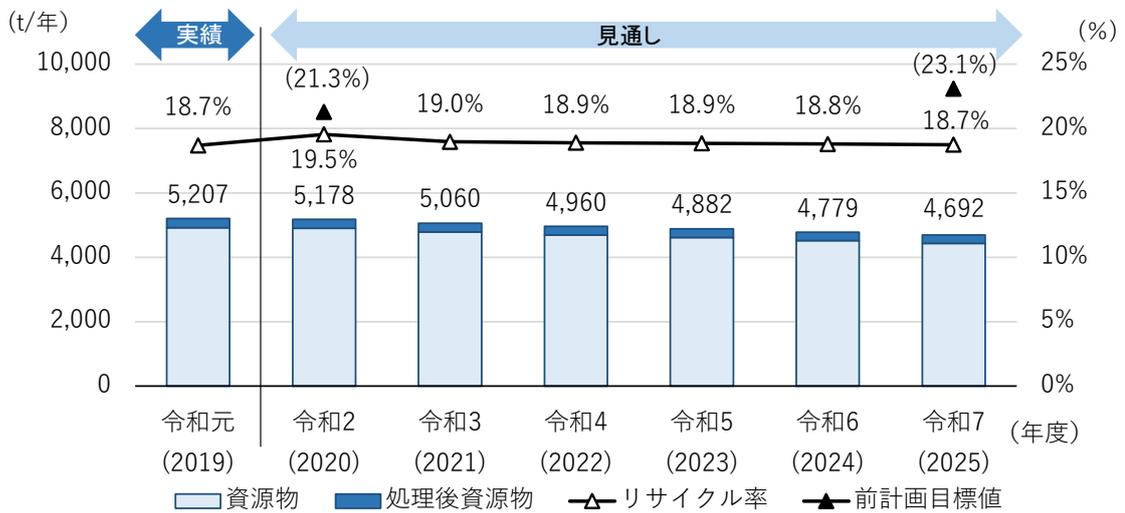


図 4-11 現状のまま推移した場合の資源化量とリサイクル率の推移

## 第5章 将来値の設定（目標設定）

### 1 目標値の設定

新型コロナウイルスによる新しい生活様式に伴うごみの排出量を勘案し、現施策の強化と食品ロスの削減を行うことにより、1人1日当たりのごみの排出量を決定しました。また、リサイクル率については、現状で資源物の分別数は県内1番となっていること、市民から十分な取組をいただいていることから、これまでの施策を強化し、ごみの総排出量を削減することで、上昇を見込んだ率としました。

#### (1) 1人1日当たりごみ排出量

令和7年度（2025年度）においては、1人1日当たりのごみ排出量の目標値を前計画と同じとし、令和元年度（2019年度）実績925gから6.1%削減した869gとすることを目指します。

令和7年度（2025年度）の目標値を  
1人1日当たりごみ排出量 **869g** と設定します。

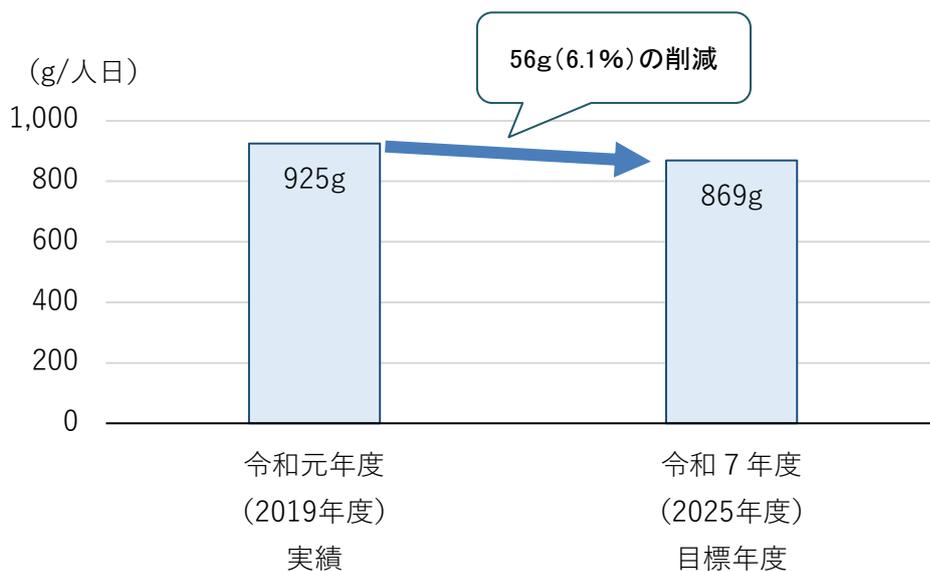


図5-1 1人1日当たりごみ排出量の目標値

## (2) リサイクル率

令和7年度（2025年度）においては、リサイクル率の目標値を前計画と同じとし、ごみの総排出量の削減と燃やすごみに含まれる資源物の分別により、リサイクル率23%以上とします。

令和7年度（2025年度）の目標値を  
リサイクル率 23%以上 と設定します。

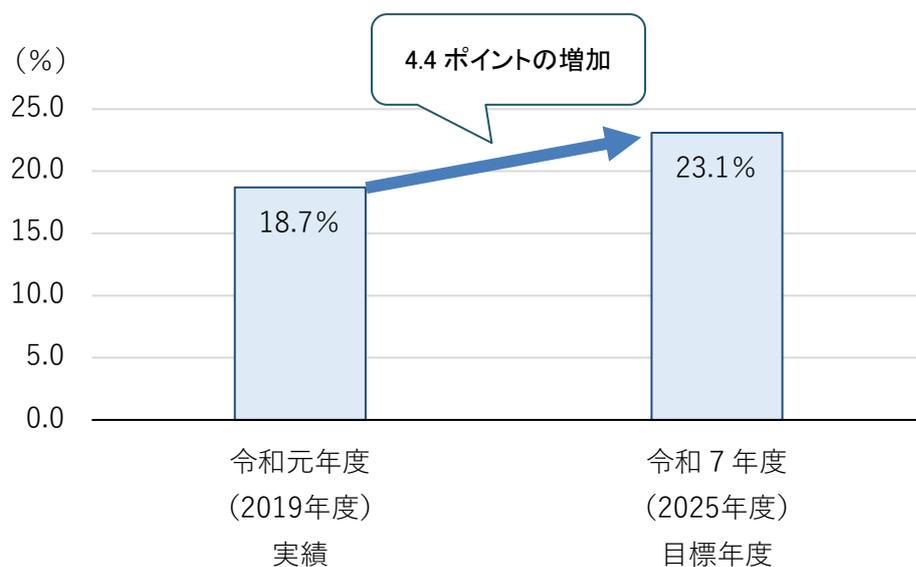
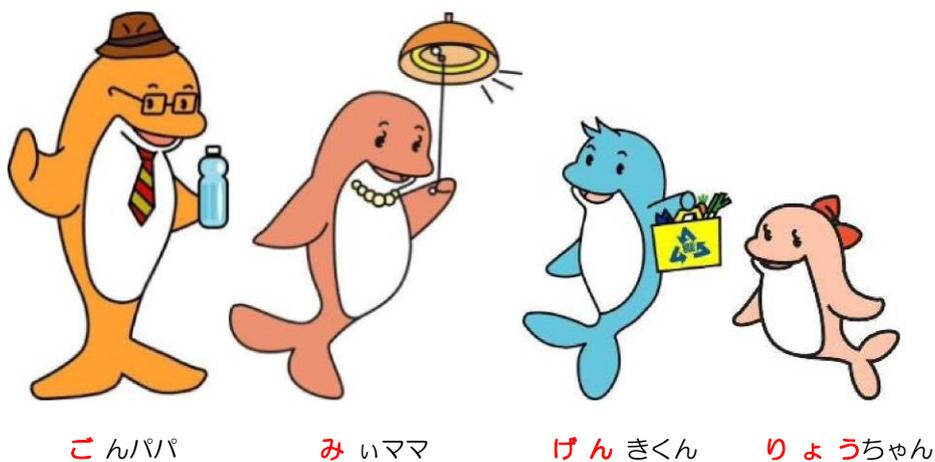


図5-2 リサイクル率の目標値



### (3) 削減するための取組

これまでの施策を継続したままでは前計画の目標値の達成が難しいことから、排出量の削減に向け、燃やすごみとして排出されている紙類やプラスチック類の分別の徹底、生ごみの削減、燃やさないごみ・粗大ごみの削減を行う必要があります。

削減に向けた施策の強化を表 5-1 に示します。(市民・事業者・本市の取組内容は、第 6 章「ごみ処理基本計画」に記載します。)

施策の強化による削減目標を表 5-2 に示します。家庭系ごみについては、平成 27 年度(2015 年度)から令和元年度(2019 年度)のごみ組成分析結果より推計したものです。

**表 5-1 削減に向けた施策の強化**

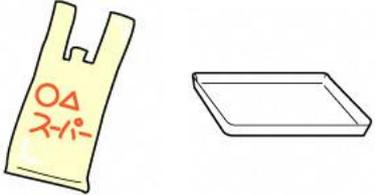
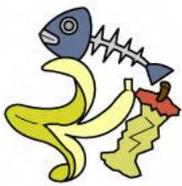
削減対策	具体例
紙類の分別	<p>紙類は燃やすごみの約 40%を占めています。これまでの取組に加え、更に 1 人 1 日当たり 22g の削減(分別)を目標とします。</p> <p>汚れていない紙類は、資源物になります。新聞や雑誌だけでなく、ポストに投函されたチラシや紙パックなども資源物にしましょう。</p> 
プラスチック類の分別	<p>プラスチック類は、燃やすごみの約 23%を占めています。これまでの取組に加え、更に 1 人 1 日当たり 11g の削減(分別)を目標とします。</p> <p>レジ袋を購入せず、マイバッグを使用しましょう。トレイなどは、汚れを取り除いて資源物にしましょう。</p> 
生ごみ(厨芥類)の削減	<p>厨芥類は燃やすごみの約 24%を占めています。これまでの取組に加え、更に 1 人 1 日当たり 5g の削減を目標とします。</p> <p>食材を上手に使い切る、生ごみの発生が少ない調理を実施する、食べ残しをしないなどにより生ごみを削減しましょう。また、生ごみの水切りも徹底しましょう。</p> 
燃やさないごみ・粗大ごみの削減	<p>燃やさないごみ・粗大ごみは、これまでの取組に加え、更に 1 人 1 日当たり 2g の削減を目標とします。</p> <p>不用となった場合は、他人に譲れないか考え、不用品交換会やフリーマーケットを利用しましょう。また、使用済みの小型家電は、資源物にしましょう。</p> 

表 5-2 施策の強化による削減目標

<家庭系ごみ>

		平均ごみ質 (湿ベース)	令和元年度 (2019年度) 内訳	原単位	削減・ 増加目標	削減・ 増加割合	削減対策	
			%					t/年
燃 や す ご み	組 成	紙類※	40.2	5,033	167	22	13.2	紙類の分別
		布類	3.7	463	15			
		木・竹・ワラ類	4.2	526	17			
		プラスチック類	22.9	2,867	95	11	11.6	プラスチック類の分別
		ゴム・皮革類	4.3	538	18			
		厨芥類	23.5	2,942	98	5	5.1	食べ残し等の削減
		不燃物類	0.8	100	3			
		その他	0.4	50	3			
		合計①	100.0	12,519	416	<b>38</b>		
燃やさないごみ・粗大ごみ②			1,027	34	2	5.9	長期使用などによる排出削減	
施策の強化による削減量 合計 ①+②					<b>40</b>			
資源物（燃やすごみからの分別）③					<b>-33</b>			
現状のまま推移した場合の削減量					<b>11</b>			

※紙類は、資源物へ分別するため、資源物で同量増加します。

参考) 環境省「一般廃棄物実態調査結果 施設整備状況」「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査 令和元年度調査」

<事業系ごみ>

		令和元年度(2019年度) 内訳	原単位	削減・ 増加目標	削減・ 増加割合	削減対策
		t/年				
燃やすごみ④		8,975	298	20	6.7	紙類や厨芥類の資源化
燃やさないごみ・粗大ごみ⑤		417	14			
施策の強化による削減量 合計 ④+⑤				<b>20</b>		
現状のまま推移した場合の削減量				<b>18</b>		

<ごみ排出量（家庭系+事業系）>

		令和元年度(2019年度) 内訳	原単位	削減・ 増加目標	削減・ 増加割合	削減対策
		t/年				
燃やすごみ①+④※		21,494	714	58	8.1	排出抑制、分別の徹底
燃やさないごみ・粗大ごみ ②+⑤		1,444	48	2	4.2	長期使用による排出削減
資源物（燃やすごみからの分別）③		4,921	163	-33	-20.2	燃やすごみからの分別
施策の強化による削減量 合計 ①~⑤				<b>27</b>		
現状で推移した場合の削減量（家庭系ごみ+事業系ごみ）				29		
1人1日当たりごみ排出量の削減目標				<b>56</b>		

※燃やすごみの削減量には資源物への分別量が含まれるため、資源物が増加します。

## 2 目標達成時のごみ排出量の見通し

前項に掲げる目標の達成に向け、施策を強化し、目標を達成した場合のごみ排出量の見通しを表5-3、図5-3及び図5-4に示します。

1人1日当たりのごみ排出量は、目標年度である令和7年度（2025年度）に869gとなり、令和元年度実績925gに対して6.1%の減少となります。

リサイクル率は、令和7年度（2025年度）に23.1%となり、令和元年度（2019年度）実績18.7%から4.4ポイントの増加となります。家庭系ごみだけのリサイクル率は、令和7年度（2025年度）に32.2%となります。

表 5-3 施策を強化した場合のごみ排出量

区分		実績		実績見込み	見通し	
		平成27年度 (2015年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和7年度 (2025年度)
総人口	人	86,813	82,284	81,918	80,787	76,533
日数	日	366	366	365	365	365
ごみ排出量	t/年	29,947	27,859	26,494	26,516	24,270
家庭系ごみ	t/年	19,814	18,467	18,031	17,800	16,618
事業系ごみ	t/年	10,133	9,392	8,463	8,716	7,652
1人1日当たりごみ排出量	g/人日	943	925	886	899	869
1人1日当たり家庭系ごみ	g/人日	624	613	603	604	595
1人1日当たり事業系ごみ	g/人日	319	312	283	296	274
資源化量	t/年	5,945	5,207	5,178	5,251	5,603
リサイクル率	%	19.9%	18.7%	19.5%	19.8%	23.1%
家庭系ごみのリサイクル率	%	28.6%	26.6%	27.2%	28.0%	32.2%

注) 小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

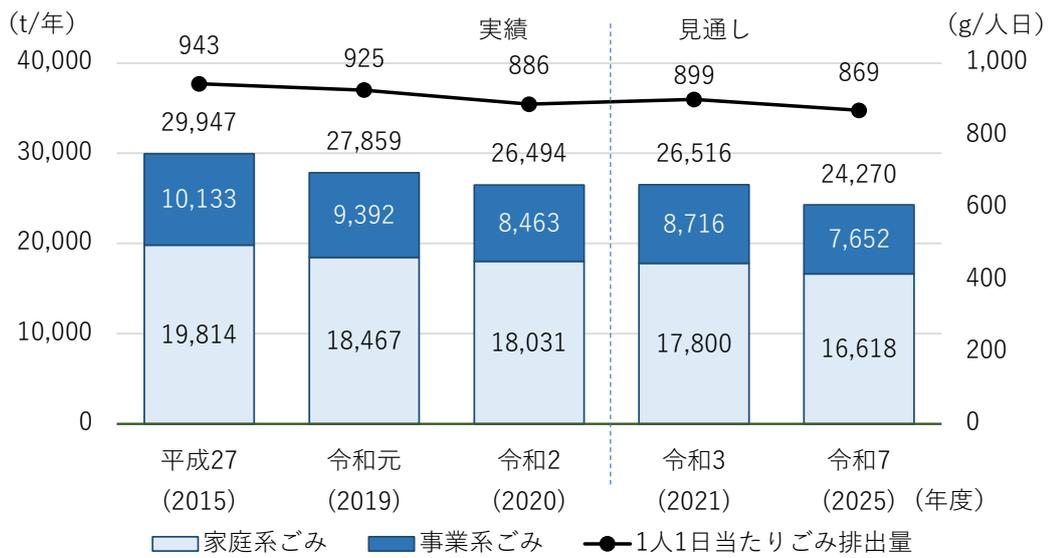


図 5-3 施策を強化した場合のごみ排出量の推移

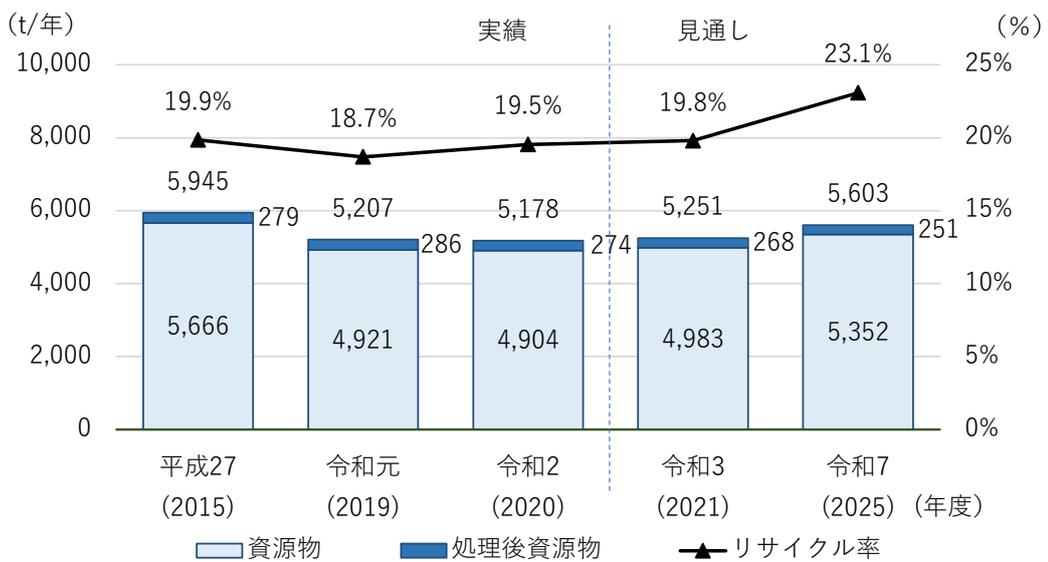


図 5-4 施策を強化した場合の資源化量とリサイクル率の推移

平成27年度（2015年度）から30年度（2018年度）に実施したごみ組成分析結果を基に、施策を強化した場合の令和7年度（2025年度）ごみ処理フローを図5-5に示します。

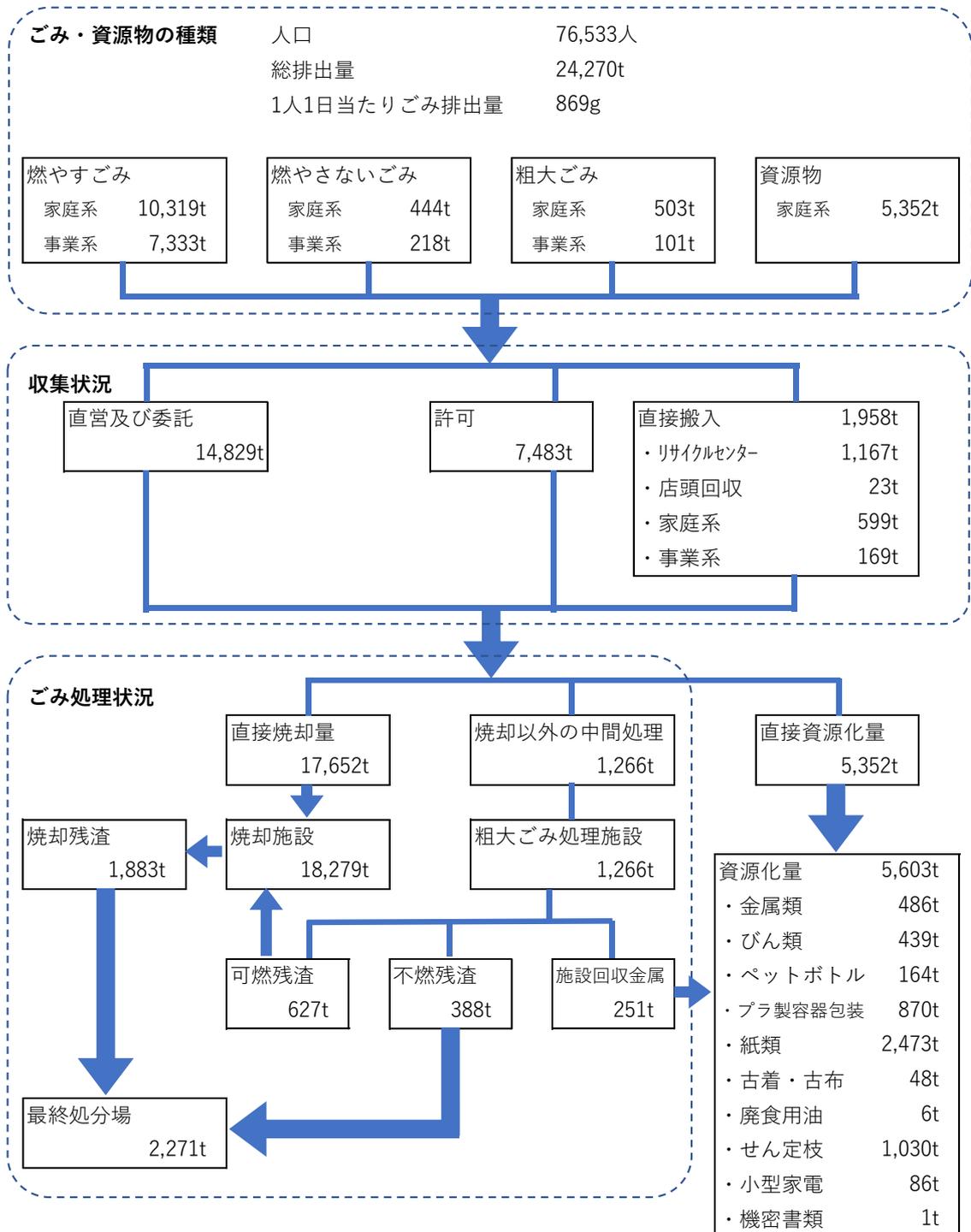


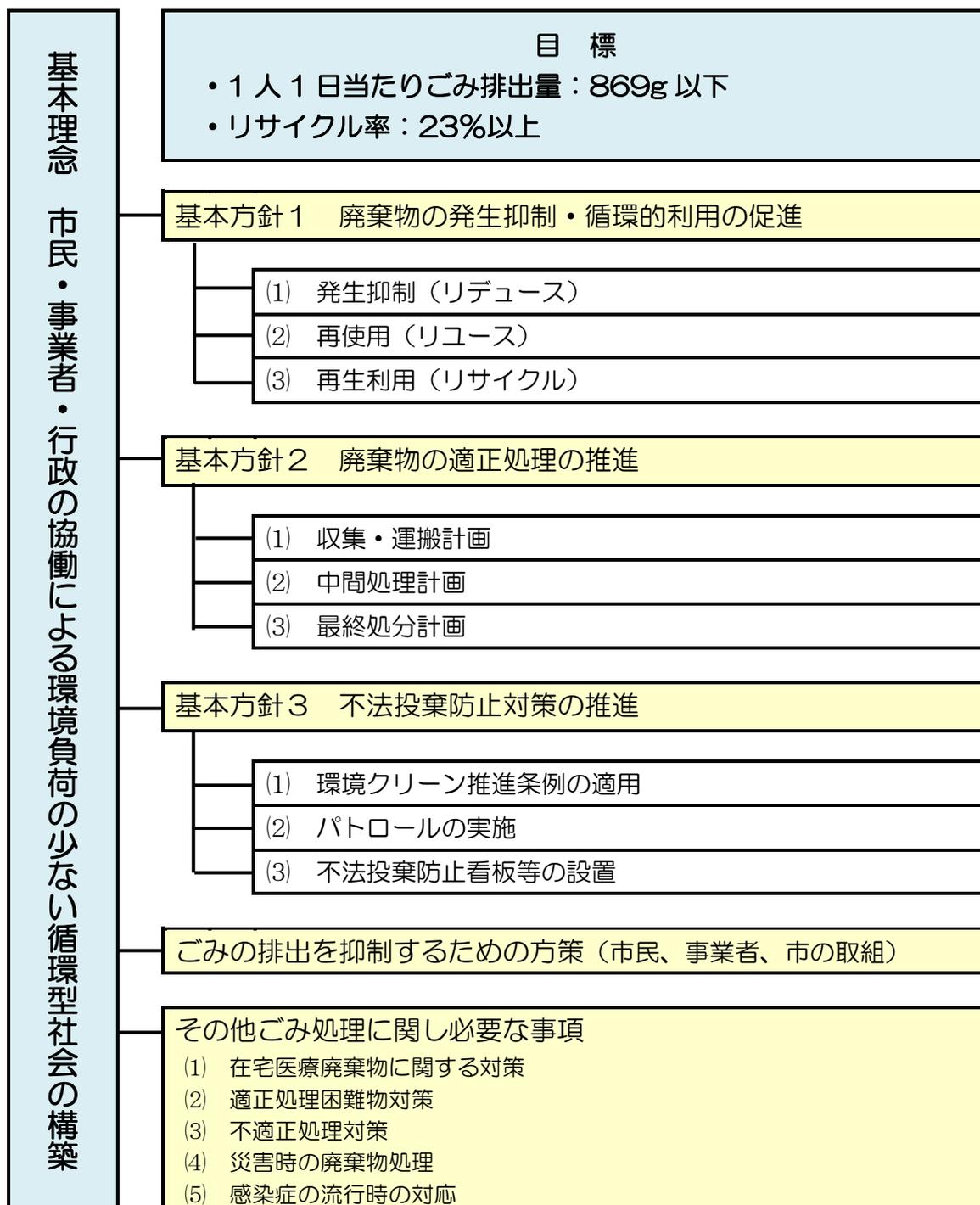
図 5-5 施策を強化した場合のごみ処理フロー

備考：焼却残渣及び不燃残渣は刈羽村の分を除きます。

## 第6章 ごみ処理基本計画

本章では、第1章第3項に掲げる基本理念と基本方針を踏まえ、目標年次に向けSDGsの考え方を取り入れながら、ごみの種類別、処理区分別にごみ処理全体の整合性を図り、内容を定めるものとします。

### 1 施策の体系



## ※参考 SDGsについて

SDGsとは、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030年を目指して明るい未来を作るための17のゴール(表「SDGs17のゴール」参照)と169のターゲットで構成されています。

出典：環境省「持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイド」

### SDGs 17のゴール

	<b>ゴール1（貧困）</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	<b>ゴール2（飢餓）</b> 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	<b>ゴール3（健康な生活）</b> あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	<b>ゴール4（教育）</b> 全ての人々への包摂的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯教育の機会を促進する
	<b>ゴール5（ジェンダー平等）</b> ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女子のエンパワーメントを行う
	<b>ゴール6（水）</b> 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
	<b>ゴール7（エネルギー）</b> 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する
	<b>ゴール8（雇用）</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する
	<b>ゴール9（インフラ）</b> レジリエントなインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの拡大を図る
	<b>ゴール10（不平等の是正）</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する



### ゴール 1 1 (安全な都市)

包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する



### ゴール 1 2 (持続可能な生産・消費)

持続可能な生産消費形態を確保する



### ゴール 1 3 (気候変動)

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



### ゴール 1 4 (海洋)

持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する



### ゴール 1 5 (生態系・森林)

陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・防止及び生物多様性の損失の阻止を促進する



### ゴール 1 6 (法の支配等)

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、全ての人々への司法へのアクセス提供及びあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度の構築を図る



### ゴール 1 7 (パートナーシップ)

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

I G E S 資料より環境省作成

出典：環境省「平成 29 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター



## 2 基本方針 1 廃棄物の発生抑制・循環的利用の促進

本方針を踏まえた上で、新型コロナウイルスによる新しい生活様式にも配慮した、発生抑制、再使用、再生利用に取り組みます。

### (1) 発生抑制（リデュース）

- マイバッグ運動など過剰包装抑制に向けた取組を推進します。
- 日常生活の中で、ごみを出さない方法を検討し、食品ロスの削減による、ごみの減量に関する取組を広く周知します。
- 飲食店では、食べ残しゼロキャンペーンを実施するなど、事業者と連携したごみの減量化及び資源化に関する取組を実施します。
- 飲食店には、新型コロナウイルスの影響により、増加が予想されるテイクアウトの際に、受取のための容器の持込みができるように要請します。
- 県と連携し、「残さず食べよう！にいがた県民運動」の推進を図ります。

### (2) 再使用（リユース）

- 市が実施するイベントにおいて、リユース食器や自然由来の食器等を導入し、資源の再使用や再資源化の普及啓発を図ります。
- 不用品は廃棄するのではなく、必要な方に譲ったり、中古品として売却できないか検討するライフスタイルを促進します。
- 陶器・ガラスなど家庭用食器類のリユースについての情報提供を行います。

### (3) 再生利用（リサイクル）

- 市民に対して配布物や分別説明会を通じて正しい分別方法を周知します。
- 新型コロナウイルスの影響により、増加が予想されるテイクアウト用には、環境にやさしい自然由来の容器を奨励します。
- プラスチック製品などのリサイクルを行っている事業者を紹介し、リサイクル活動の周知を図ります。
- 廃棄物処理過程における資源化（マテリアルリサイクル）を進めます。
- 事業系ごみの資源化を進めるため、事業者に対し自主ルートでの資源化の推進を周知します。
- ごみの減量を進めるためには、製造段階からの対策が必要なことから、拡大生産者責任の徹底を求め、関係団体と連携しながら、国や関係業界などに對し要望していきます。

### 3 基本方針 2 廃棄物の適正処理の推進



廃棄物の適正処理は、公衆衛生の向上と環境への配慮の下、安定的かつ衛生的に行われるものであり、感染症の発生や災害時においても適正な処理が維持できるよう検討します。

#### (1) 収集・運搬計画

収集・運搬は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として実施されるものであり、常に迅速かつ効率的に行われるよう検討します。また、地球温暖化防止の観点から、低公害車両の導入を推進します。

#### ア 収集・運搬の主体

家庭系ごみの収集・運搬主体は、本市とします。

事業系ごみの収集・運搬主体は、事業者とします。

#### イ 収集対象区域

収集区域は、本市の行政区域全域とします。

#### ウ 分別区分

分別区分と主な対象品目は現状どおりとし、表 6-1 に示します。

なお、廃棄物に係る社会情勢の変化など、必要に応じて見直します。

#### エ 収集・運搬の方法

収集・運搬の方法は、特に支障は認められないため、現状どおりとし、表 6-1 に示します。

なお、廃棄物に係る社会情勢の変化など、必要に応じて見直すものとします。

表 6-1 分別区分と収集方法

区 分		収集場所	収集回数	排出形態	収集・運搬		
ごみ	燃やすごみ	町内集積場所、クリーンセンターかしわざき	週 3 回	指定ごみ袋	委託又は自己搬入		
	燃やさないごみ		月 2 回				
	粗大ごみ	戸別収集、クリーンセンターかしわざき	月 1 回 (申込制)	粗大ごみ処理券	直営又は自己搬入		
資源物	空き缶	町内資源物ステーション、資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター	月 2 回	青色コンテナ	委託又は自己搬入		
	スプレー缶		月 2 回				
	空きびん (透明、茶色、その他)		月 2 回	黄色コンテナ			
	廃蛍光管		月 2 回	オレンジコンテナ			
	プラスチック製容器包装 (白色トレイ含む)		月 4 回	青色ネット			
	ペットボトル		月 4 回	緑色ネット			
	紙類		新聞	月 2 回		ひもでしぼる	
			雑誌・雑紙				
			ダンボール				
			紙パック				
			紙製容器包装				
	せん定枝・庭の草		町内資源物ステーション、クリーンセンターかしわざき	月 2 回 (4 月～12 月) 3 月は持込みのみ		あら縄、透明袋	委託又は自己搬入
	古着・古布 (もめん)		資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所 (二町事務所は古着のみ)			ひも、透明袋	自己搬入
	使用済小型家電		クリーンセンターかしわざき、資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所			回収ボックス	
廃食用油	資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所、柏崎アクアパーク、総合体育館		ペットボトル等				
廃乾電池	クリーンセンターかしわざき、資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所、店頭回収、市役所		回収ボックス				
機密書類	クリーンセンターかしわざき						
使用済 インクカートリッジ	クリーンセンターかしわざき、資源物リサイクルセンター、西本町資源物リサイクルセンター、高柳町事務所、西山町事務所、市役所						

## オ 家庭系ごみ

計画目標年度である令和7年度（2025年度）における家庭系ごみ量の見通しを表6-2に示します。

表 6-2 家庭系ごみ搬入量の見通し

区分		実績		見通し	
		平成27年度 (2015年度)	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和7年度 (2025年度)
家庭系ごみ	t/年	19,814	18,467	17,800	16,618
燃やすごみ	t/年	13,267	12,519	11,824	10,319
燃やさないごみ	t/年	507	534	501	444
粗大ごみ	t/年	374	493	492	503
資源物	t/年	5,666	4,921	4,983	5,352

## カ 事業系ごみ

事業者の事業活動に伴って排出される一般廃棄物（事業系ごみ）は、排出者責任に基づき、事業者自らが責任をもって適正に処理することが原則です。また、多量の一般廃棄物を排出する事業者については、自主的な資源化・処理を促します。

事業系ごみについては、事業者自ら又は許可業者に委託して中間処理施設に持ち込むものとします。排出区分は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び粗大ごみとします。

計画目標年度である令和7年度（2025年度）における事業系ごみ見通しを表6-3に示します。

表 6-3 事業系ごみ搬入量の見通し

区分		実績		見通し	
		平成27年度 (2015年度)	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和7年度 (2025年度)
事業系ごみ	t/年	10,133	9,392	8,716	7,652
燃やすごみ	t/年	9,556	8,975	8,354	7,333
燃やさないごみ	t/年	498	318	265	218
粗大ごみ	t/年	79	99	97	101

また、事業系ごみの排出量は、令和元年度（2019年度）ではごみ排出量全体の33.9%を占めており、ごみの減量化を推進していく上で事業系ごみの対策は欠かせません。このため、事業所への減量要請を次のように強化します。

- 事業所に対し、リサイクル関連法や事業系ごみ排出量が多い現状などを周知します。
- 事業所に対し、資源物の分別方法やごみの出し方について一層周知します。
- 事業系ごみの受け入れ基準を明確にし、排出事業者へ提示します。また、受入検

査を実施し、基準に満たない場合は直接指導します。

- 事業所に対し、紙類や生ごみのリサイクルを業とする企業を紹介するなど、具体的な減量策・リサイクル策を提示し、その取組を要請します。
- 大規模事業所に対し、ごみの減量化に対する実態を把握し、必要な事業所に対してはごみ減量計画書の策定を要請します。
- 事業系一般廃棄物の中に、空き缶やガラス等の産業廃棄物が混ざって排出されないよう事業所に対し適正な処理を指導します。

## (2) 中間処理計画

### ア 中間処理に関する基本方針

ごみ及び資源物の中間処理は、これまでどおり安定的かつ衛生的に行います。

中間処理施設の性能を維持するために策定した廃棄物処理施設の整備計画に基づき、安全かつ安定的な施設運営を行います。

### イ 中間処理の方法

中間処理に係る収集と処理方法を表 6-7 に示します。

#### (ア) 燃やすごみ

燃やすごみは、ごみ処理施設で焼却処理を行います。

燃やすごみには、家庭系燃やすごみ及び事業系燃やすごみのほかに、粗大ごみ処理で発生する可燃残渣があります。

焼却処理の見通しを表 6-4 に示します。

表 6-4 焼却処理の見通し

区分		実績		見通し	
		平成27年度 (2015年度)	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和7年度 (2025年度)
焼却処理量	t/年	23,485	22,209	20,849	18,279
家庭系燃やすごみ	t/年	13,267	12,519	11,824	10,319
事業系燃やすごみ	t/年	9,556	8,975	8,354	7,333
可燃残渣	t/年	662	715	671	627

#### (イ) 燃やさないごみ及び粗大ごみ

燃やさないごみ及び粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で処理を行います。破砕処理の後、可燃残渣、不燃残渣及び金属類に分類します。可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は最終処分場で埋立処理、金属類は再生利用を行います。

燃やさないごみ及び粗大ごみの処理の見通しを表 6-5 に示します。

表 6-5 燃やさないごみ及び粗大ごみの処理の見通し

区分	実績		見通し	
	平成27年度 (2015年度)	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和7年度 (2025年度)
燃やさないごみ・粗大ごみ処理量 t/年	1,458	1,444	1,355	1,266
家庭系燃やさないごみ t/年	507	534	501	444
事業系燃やさないごみ t/年	498	318	265	218
家庭系粗大ごみ t/年	374	493	492	503
事業系粗大ごみ t/年	79	99	97	101

(ウ) 資源物

資源物の再使用、再生利用を進めるため、今後も容器包装リサイクル法へ対応していくものとします。また、民間の資源化ルートを活用し、効率的かつ経済的な資源物の資源化処理を実施していきます。

資源物を見通しを表 6-6 に示します。

表 6-6 資源物を見通し

区分	実績		見通し	
	平成27年度 (2015年度)	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和7年度 (2025年度)
資源物 t/年	5,666	4,921	4,983	5,352
缶（スプレー缶含む） t/年	241	225	219	202
廃蛍光灯 t/年	9	8	8	7
廃乾電池 t/年	20	29	28	26
びん類 t/年	584	487	474	439
ペットボトル t/年	190	182	177	164
プラスチック製容器包装 t/年	669	626	674	870
紙類（紙製容器包装含む） t/年	2,662	2,064	2,137	2,473
せん定枝・庭の草 t/年	1,178	1,144	1,113	1,030
古着・古布（もめん） t/年	45	53	52	48
廃食用油 t/年	5	7	7	6
使用済小型家電 t/年	63	95	93	86
機密書類 t/年	0	1	1	1

表 6-7 収集と処理方法

区 分	収集方法	処理方法
燃やすごみ	委託（町内集積場所）、直接搬入、許可業者	焼却後、埋立て
燃やさないごみ	委託（町内集積場所）、直接搬入、許可業者	破碎選別処理後、焼却、売却、埋立て
粗大ごみ	直営（戸別）、直接搬入、許可業者	破碎選別処理後、焼却、売却、埋立て
びん類	委託（資源物ステーション） 拠点回収	リターナルびん、茶・その他カレット、白カレットに選別破碎後、売却又は日本容器包装リサイクル協会、民間業者に委託
缶、紙類	委託（資源物ステーション） 拠点回収	再生事業者到有償売却
プラスチック製 容器製包装	委託（資源物ステーション） 拠点回収	圧縮梱包処理後、日本容器包装リサイクル協会に委託
ペットボトル	委託（資源物ステーション） 拠点回収	圧縮梱包処理後、日本容器包装リサイクル協会に委託
せん定枝・庭の草	委託（資源物ステーション） 直接搬入	資源化処理委託
廃乾電池	拠点回収、店頭回収	資源化処理委託
廃蛍光管	委託（資源物ステーション） 拠点回収、直接搬入	資源化処理委託
スプレー缶	委託（資源物ステーション） 拠点回収、直接搬入	破碎選別処理後、売却
古着・古布（もめん）	拠点回収	再生事業者到有償売却
使用済小型家電	拠点回収	再生事業者到有償売却
機密書類	直接搬入	資源化処理委託
廃食用油	拠点回収	再生事業者到有償売却
使用済インクカートリッジ	クリーンセンター柏崎、拠点回収	事業者による無償引取り

## ウ 施設整備計画

令和元年度（2019年度）に新ごみ処理場建設に係る一般廃棄物中間処理施設整備基本計画を策定しました。施設の稼働は、令和11年度（2029年度）を予定しています。

ごみ処理施設は、エネルギー回収型廃棄物処理施設として、また、粗大ごみ処理施設は、マテリアルリサイクル推進施設として、同一建屋に整備します。

なお、クリーンセンター敷地内の資源物リサイクルセンターは、新ごみ処理場建設に伴い、令和7年度（2025年度）に解体されることから、代替となる施設設置の検討と新ごみ処理場<sup>しゅん</sup>竣工後の新たな資源物リサイクルセンターの建設について検討する必要があります。

### （ア） 施設整備方針と基本条件

#### a 循環型社会を推進する施設

- ・ 市民が身近で安全・安心を感じられる施設
- ・ 高効率なエネルギー回収を可能とする施設
- ・ ふるさとの環境を守る施設
- ・ 経済性に優れた施設

#### b 施設整備に係る基本条件

- ・ 建設用地の選定 クリーンセンター敷地内に建設
- ・ 立地条件 し尿処理場を解体した跡地を含めた用地

### （イ） エネルギー回収型廃棄物処理施設

#### a 処理対象物

- ・ 燃やすごみ
- ・ 海岸清掃をはじめとするボランティア清掃ごみ
- ・ せん定枝・庭の草

バイオマスの一部であるせん定枝・庭の草を焼却処理して廃棄物エネルギーを利活用する。

- ・ 災害廃棄物

#### b 施設規模 計画目標年度（令和11年度（2029年度））

- ・ 計画年間処理量：21,481t/年
- ・ 施設規模：80t/日（40t/日×2炉）

#### c 廃棄物エネルギー回収方式：焼却の排熱を回収し、発電を行う。

- ・ 熱回収設備として、ボイラを設置する。蒸気エネルギーにより、施設内に設置する蒸気タービンを駆動させ、発電する。

### （ウ） マテリアルリサイクル推進施設

#### a 処理対象物（破砕処理し、資源回収を行う。可燃残渣は焼却処理する。）

- ・ 燃やさないごみ
- ・ 粗大ごみ

#### b 施設規模 計画目標年度（令和11年度（2029年度））

- ・ 計画年間処理量：1,213t/年 施設規模：6.1t/日

事業スケジュールを表 6-8 に示します。

**表 6-8 事業スケジュール**

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
都市計画決定									
用地測量									
生活環境影響調査									
土壌汚染調査(※1)									
施設基本設計・事業者選定									
新ごみ処理場									
(上段：設計 下段：施工)									
新ごみ処理場設計・施工監理									
し尿処理施設の解体									
新ごみ処理場稼働開始									
建設検討委員会									

備考：柏崎市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画 令和2年(2020年)3月から作成

※1 土壌汚染調査は、地歴調査により、必要になった場合のみ実施

### (3) 最終処分計画

#### ア 最終処分計画に関する基本方針

ごみの発生抑制、循環的利用を進め、最終処分量の削減に努めます。また、適正な埋立管理と浸出水処理施設の運転を行い、周辺環境の保全に努めます。

#### イ 処分の方法

最終処分は、エコグリーン柏崎夏渡において行います。

ごみの減量化等により埋立量が当初計画より少なかったため、令和20年度（2038年度）まで使用期間を延長するものとします。

#### ウ 最終処分量

最終処分の見通しを表6-9に示します。

表 6-9 最終処分の見通し

区分	実績		見通し		
	平成27年度 (2015年度)	令和元年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和7年度 (2025年度)	
最終処分量（柏崎市）	t/年	2,898	2,731	2,563	2,271
焼却残渣	t/年	2,412	2,288	2,147	1,883
不燃残渣	t/年	486	443	416	388
最終処分量（刈羽村）	t/年	183	144	141	134
側溝汚泥（覆土用）	t/年	225	202	207	207
最終処分量 合計	t/年	3,306	3,077	2,911	2,612
埋立累計容量	m <sup>3</sup>	45,018	54,430	58,754	66,825
埋立容量	m <sup>3</sup>	2,422	2,413	2,156	1,935
残余容量	m <sup>3</sup>	56,982	47,570	43,246	35,175

※容量の見通しは、実績の換算率（最終処分量(t)÷埋立容量(m<sup>3</sup>))の平均値を1.35とし算出した。

#### エ 施設整備計画

令和20年度（2038年度）まで使用期間が延長されたことから、浸出水処理施設においては、耐用年数を超える設備や、老朽化した設備を更新・改修し、延命化する必要があります。施設の延命化に当たっては、基幹的設備改良工事として短期間で実施する方法と毎年の定期整備工事の中で中期的に実施する方法があり、本市にとって最適な方法を検討します。

#### 4 基本方針 3 不法投棄防止対策の推進



不法投棄防止対策として、本市の職員によるパトロールを行い、不法投棄の発見、回収及び処理を実施していますが、小規模な不法投棄は依然として後を絶ちません。不法投棄は景観を損ねるだけでなく、土壌や地下水の汚染など、自然界に甚大な影響を与えます。

以上のことから、市民・事業者への環境啓発及び監視体制など不法投棄防止対策の強化を図ります。また、警察や県などの関係機関とも連携を強化し、情報伝達を密にして不法投棄の監視体制を充実させます。

##### (1) 環境クリーン推進条例の適用

「ごみの投棄」ばかりでなく「飼い犬のふん害防止」、「空き地の適正管理」などを内容とし、悪質な場合は5万円以下の罰金を科すことを可能とした「環境クリーン推進条例」を平成14年(2002年)4月から施行しています。また、環境クリーン推進条例に基づきクリーンデー柏崎等の環境美化活動を推進し、市民や事業者の参加による地域の環境保全を推進します。

##### (2) パトロールの実施

本市の職員により月2回の巡回・監視パトロールを行い、不法投棄物を発見した場合には回収を行います。また、必要に応じて警察や県と連携し、引き続き監視体制の強化を図ります。

##### (3) 不法投棄防止看板等の設置

不法投棄廃棄物の撤去を行うとともに、再発防止の柵や看板等の設置・修理を行い、啓発活動を推進します。

## 5 ごみの排出を抑制するための方策

SDGsでも求められているように、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指すため、市民、事業者、本市が協働により一体となって取り組むことが大切です。

市民・事業者・本市の取組内容をそれぞれ示します。

### (1) 市民による取組

取組内容	
<p><b>発生抑制（リデュース）の取組</b> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生ごみは、捨てる前にひと絞りして水を切りましょう。</li> <li>● 過剰包装を断りましょう。</li> <li>● マイバッグを持参しましょう。</li> <li>● マイボトルを持参し、使い捨て容器の削減に努めましょう。</li> <li>● 新型コロナウイルスの影響により、増加が予想されるテイクアウト等で、容器の持ち込みが可能な場合、なるべく持参しましょう。</li> </ul>	
<p><b>食品ロスを削減する取組</b>  </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食材を上手に使い切り、生ごみの発生が少ない調理を実施しましょう。</li> <li>● 冷蔵庫の中身をチェックし、食品を買いすぎないように心がけ、手つかずの食品を捨てることのないようにしましょう。</li> <li>● 自宅での食事や外食の際の食べ残しを減らしましょう。</li> <li>● 飲食店で食べ残したお料理は、持ち帰れないかお店に確認しましょう。</li> </ul>	
<p><b>再使用（リユース）の取組</b> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみとして捨てる前に、再利用できないか考えましょう。</li> <li>● まだ使えるものを手放すときは、不用品交換会やフリーマーケットを利用しましょう。</li> <li>● ものを大切に長く使い、不用となった場合は他人に譲れないか考えましょう。</li> </ul>	
<p><b>循環的利用（リサイクル）のための取組</b> </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 燃やすごみに含まれている紙類の分別を徹底しましょう。</li> <li>● 店頭回収ボックス等を利用し、資源物のリサイクルに協力しましょう。</li> <li>● 環境にやさしい商品やリサイクル品の利用促進に努めましょう。</li> </ul>	
<p><b>適正処理に向けた取組</b>   </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ・資源物は、決められた分別ルールを守り、排出しましょう。</li> <li>● ごみは、資源物が混ざっていないか、捨てる前にもう一度チェックしましょう。</li> <li>● ごみは、町内会で決められたごみステーションに出してください（他の地域のごみステーションには、ごみを出せません。）。</li> <li>● 本市で収集しないごみについては、資源物・ごみの分別ガイドブックで確認するか、環境課へ問い合わせ、適正に処理しましょう。</li> </ul>	

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 違法な無料回収業者は、不法投棄などにより環境破壊につながるおそれがありますので、使わないでください。</li> <li>● 野焼きは、法律で原則禁止されており、煙や悪臭で近所の迷惑となるため、絶対にやめましょう。</li> <li>● 不法投棄やごみの散乱防止のため、地域の環境美化活動に積極的に取り組みましょう。</li> </ul>

## (2) 事業者による取組

取組内容
<p style="text-align: center;">     </p> <p><b>発生抑制（リデュース）・減量化の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 過剰包装や紙袋の配布は控えましょう。</li> <li>● 包装袋を見直し、プラスチックの使用を削減しましょう。</li> <li>● バイオマスプラスチックや自然由来の素材を活用しましょう。</li> <li>● 使い捨て商品、容器等の製造や利用を自粛し、繰り返し使用できる製品の開発・利用に取り組みましょう。</li> <li>● ごみが多量に発生する事業者は、事業者自ら、又は業界が一体となって、ごみ減量化の取組を進めましょう。</li> <li>● ばら売り、量り売りに進んで取り組みましょう。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">  </p> <p><b>食品ロスを削減する取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲食店は、食べ残しを減らすため、小盛メニュー等の作成に取り組みましょう。</li> <li>● 新型コロナウイルスの影響により、増加が予想されるテイクアウトの際は、消費者の容器持込みに対応しましょう。</li> <li>● 食品ロスの削減のため、フードバンク等を考えましょう。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">   </p> <p><b>循環的利用（リサイクル）のための取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リサイクルに適した原材料・素材を使用しましょう。</li> <li>● 環境にやさしい商品やリサイクル品の利用促進、商品の製造・販売活動に努めましょう。</li> <li>● 事業所排出のもので、資源となる空き缶・紙類・生ごみ等のリサイクルは事業者自ら、又は業界が一体となってそれぞれの再生資源事業者と連携し、資源リサイクルの促進に努めましょう。</li> <li>● 小売店などの業種では、店頭での資源回収を積極的に行いましょう。</li> <li>● 消費者から、リサイクル可能な物の処理を依頼された場合は、積極的に協力しましょう。</li> </ul>

取組内容	
<b>適正処理に向けた取組</b>	  
<ul style="list-style-type: none"> <li>● リサイクルが不可能なごみは、自ら適切な処理ができない場合、専門の廃棄物処理事業者に処理を依頼しましょう。</li> <li>● 事業所として従業員、社員等に対して環境教育を行うよう努めましょう。</li> <li>● 不法投棄防止やごみの散乱防止、海洋プラスチックごみの発生抑制のため、地域内の環境美化活動や海岸清掃活動に協力しましょう。</li> <li>● 製造・加工における有害化学物質の使用はやめましょう。</li> <li>● 製品に含まれる化学物質等について、情報公開に努めましょう。</li> </ul>	

### (3) 市による取組

取組内容	
<b>教育・啓発活動の具体的取組</b>	 
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内会やコミュニティ単位でのごみの分別や減量の説明会を実施し、周知徹底を図ります。</li> <li>● 学校での総合学習等において、ごみの減量化・資源化をテーマとした環境教育の実践を支援します。</li> <li>● 「ふれあい講座」等を通じて、ごみに対する市民の意識向上を図ります。</li> <li>● 資源物・ごみの出し方等を記載した「資源物・ごみの分別ガイドブック」について、今後も適宜改訂を行い、市民に広く普及させます。</li> <li>● 事業所等への情報提供により、自己処理責任に関する周知を徹底し、ごみの減量化や資源化を普及促進します。</li> </ul>	
<b>排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民、事業者に対し広報誌やホームページへの掲載等により、市民 1 人当たりのごみの排出量やリサイクル率等の情報を発信します。</li> <li>● 市民アンケート調査から、60 歳代以上では、リユースに対する関心が低いことから、リユース方法の周知について検討します。</li> <li>● イベントごみの発生を抑制するため、環境にやさしいイベントの普及を図ります。</li> <li>● 市が実施するイベントにおいて、リユース食器や自然由来の食器等を導入し、資源の再使用や再資源化の普及啓発を図ります。</li> <li>● 資源物リサイクルセンター内に環境保護、リサイクルに関連するポスターなどを提示し、来場する市民への啓発を行います。</li> </ul>	

取組内容	
<b>環境教育</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">      </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地球温暖化対策に取り組むための指針を定めた「柏崎市地球温暖化対策実行計画」を周知し、持続可能な社会の実現に向け、積極的に取り組みます。</li> <li>● 海洋プラスチックごみなどの問題から、レジ袋の削減だけでなく、家庭にあるプラスチック製品が海洋プラスチックごみとならないように保管や廃棄について周知します。</li> </ul>
<b>発生抑制と循環的利用のための取組</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境審議会において、市民からの意見を拝聴するとともに行政の施策に反映させ、ごみの減量化と資源化を推進します。</li> <li>● 市民、事業者等におけるグリーン購入の喚起を目的とした「柏崎市グリーン購入推進に関する基本方針」に基づき、環境物品等の優先的調達を推進します。</li> <li>● 資源物ステーションを設置する町内会に対し補助金を交付し、資源の分別回収を促進します。</li> <li>● ごみの減量及び資源物リサイクルに積極的に取り組んでいる店舗を柏崎市リクサイクル協力店として認定し、ホームページ等で周知・紹介します。また、店舗数の増加を図り循環型社会の形成を推進します。</li> <li>● テイクアウト等での容器持参を推奨します。</li> <li>● 消費者団体等が実施する不用品販売会などを支援します。</li> <li>● ごみ処理コスト、近隣市町村の動向、その他社会情勢等を踏まえて、事業系の一般廃棄物処理手数料の適正化を図ります。</li> </ul>
<b>食品ロスを削減する取組</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 柏崎市農業協同組合等の関係団体と連携して、食品ロスの削減に向けた取組を実施します。</li> </ul>
<b>適正処理と環境保全に向けた取組</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">     </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 野焼きの通報があった場合には、現場へ出向き違法行為であることを指導し、状況によっては警察、消防等の関係機関に連絡します。また、関係町内会に野焼き禁止のチラシを配布し、周知します。</li> <li>● 職員によるパトロールを行い、不法投棄の抑止と不法投棄物の速やかな発見・回収を行います。</li> <li>● 海岸清掃を行い、環境美化に取り組めます。</li> </ul>

#### (4) 個別の事項に対する取組

##### ア 水切りの奨励



生ごみの約4割は水分であることから、ほんの少しの水切りでも燃やすごみの排出量を減少させることができます。このため、広報紙、ホームページ、各種イベント等を活用して、「もうひと絞り」の水切りの徹底を呼び掛けます。

##### イ 食品ロス対策



市民アンケート調査結果（令和元年（2019年）9月）から、78.1%の方が食品ロスという言葉を知っており、認知度は高くなっていますが、よく出してしまう食品ロスは「食べ残し」が50.1%と過半数の人が食べ残しをしてしまうことが分かりました。また、家庭でよく出してしまう食品ロスのうち、手つかず食品の34.4%が野菜や果物でした。

このことから、食品ロスの削減のため、上手な収納や冷蔵庫の上手な使い方、エコレシピなどを広報紙、ホームページ、各種イベント等を活用して紹介します。

飲食店には、「3010運動」として「開始後30分、終了前10分は席を立たずにしっかり食べましょう」との呼びかけや、食べきれなかった料理は持ち帰りができるような工夫をお願いします。また、新型コロナウイルスの影響により、増加が予想されるテイクアウトの際などに、持参容器を使えるような取組をお願いします。

新潟県では食品ロス削減のための取組として「残さず食べよう！にいがた県民運動」を進めています。そこで、本市でも市民や事業者呼びかけ、家庭や外食での食べ残しを減らし、環境にやさしい生活を実践するように働きかけます。

食品ロスは、食品ロスダイアリー<sup>※3</sup>をつけることで削減につながります。手付かずや食べ残しで食品を廃棄した場合に、その種類、量、廃棄理由などを記録する食品ロスダイアリーの活用を周知します。

##### ウ フードバンクにおける周知



安全に食べられるものの、包装の損傷、過剰在庫、賞味期限切れが迫る等の理由から廃棄処分されている食品があります。地元の団体や事業者等が行うフードバンクについて、食品ロス削減の観点から、周知、協力を努めます。

##### エ 店頭回収対策



柏崎市リサイクル協力店として認定する制度を継続し、家庭から出る資源物の店頭回収を積極的に実施します。

<sup>※3</sup> 食品ロスダイアリー：日々の生活から発生している食品ロスの量を、日記形式などで記録し、食品ロスの量を把握するとともに、食品ロスによる環境影響や家庭への経済損失に換算する。

## オ 海洋プラスチックごみ対策



ポイ捨てされたり、意図せずに風に飛ばされたりした様々なプラスチック製品が海に流れ込み、漂流ごみや海岸漂着物、マイクロプラスチックになるなど、海の生態系に甚大な影響を与えています。プラスチックごみは自然界では容易には分解されないことから、不法投棄対策の強化や海岸清掃による漂着物撤去を実施します。また、屋外に置きがちな子供のおもちゃやガーデニング用品などが風で飛ばされてしまわないよう屋内へ片づける、飛ばされないような箱に入れるなどの管理を周知します。

また、学校での総合学習等や本市が開催するふれあい講座などで、プラスチックごみをはじめとした海洋ごみもとりあげていきます。

## カ 分別ガイドブック



市民アンケート調査（令和元年（2019年）5月）において、ごみについて知りたい情報として、「分別のガイドブック」という回答が多数あったことから、令和2年（2020年）2月に「資源物・ごみの分別ガイドブック」を改訂しました。今後も適宜改訂を行い、市民に判りやすいガイドブックとしていきます。

## 6 その他ごみの処理に関し必要な事項



### (1) 在宅医療廃棄物に関する対策

一般家庭での在宅医療が普及したことに伴い、一般家庭から医療廃棄物の排出が見込まれます。在宅治療で使用した感染のおそれがある注射針や点滴用バックなどは、ごみ集積所に排出せず、医療機関等へ返すよう市民へ周知するとともに、不適正処理の防止に努めます。また、地域の薬局及び医療機関等は、各々が責任を持ってこれらを回収し、感染性廃棄物として処理する体制を継続します。

### (2) 適正処理困難物対策

タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ、農業機械、農薬などは処理をする施設がないため市は収集していません。しかし、これらの適正処理困難物は少ないながら依然としてごみステーションに排出されているため、適正処理困難物の具体的な処分方法や引取り先の紹介などの情報提供を行います。

### (3) 不適正処理対策

野焼きは不適正処理であり、廃棄物処理法で原則禁止されています。野焼きは、ダイオキシン類の排出などにより、環境被害や煙や悪臭で近所の迷惑となることから、警察や消防と連携して、市民や事業者に対し違法行為であることを周知し、不適正処理の防止に努めます。

#### (4) 災害時の廃棄物処理

近年、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しています。本市においても、災害時には、通常の収集・運搬、処理体制などが十分に機能しないことが予測されます。

このような災害で発生する廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時的に多量に発生し、人の健康又は生活環境に重大な被害が及ぶおそれがあります。また、仮置場における火災発生のおそれ大きいこと等と併せて、感染症発生等の二次被害を防止する観点からも適正かつ円滑・迅速に処理しなければなりません。

本市では、「柏崎市災害廃棄物処理計画」を令和2年(2020年)3月に策定しており、この計画に沿って処理体制の整備を進めるとともに、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速な処理を行います。

#### (5) 感染症流行時の対応

感染症に感染した方が使用したマスクやティッシュ等をごみに出す際には、「ごみに直接触れない」、「ごみ袋を二重にする」、「ごみ袋はできるだけ空気を押出してしっかりしばる」、「ごみをすてた後はしっかりと手を洗う」などの感染症対策を心がけるよう周知します。

また、安定的な処理を継続するため、廃棄物処理業に従事する者は、感染防止対策をしっかりと行い、適切な処理に努めます。



柏 崎 市

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

資料編



## 目 次

- 1 柏崎市環境審議会委員名簿 ..... 資料編-1
- 2 市民・事業者アンケート調査結果 ..... 資料編-2
- 3 用語解説 ..... 資料編-8



## 1 柏崎市環境審議会委員名簿

柏崎市環境審議会委員名簿

役職名	氏名	備考
会長	伊藤 建一	新潟工科大学工学科
副会長	會田 陽子	公募
委員	ウリジバヤル	新潟産業大学
	石塚 正好	柏崎地域森林組合
	池田 真人	柏崎市消費者協会
	小林 司	特定非営利活動法人 柏崎森づくりネットワーク
	前田 弘実	園芸福祉かしわざき
	藤林 壽一	柏崎植物友の会
	白井 広一	柏崎市コミュニティ推進協議会
	阿部 一昭	柏崎商工会議所
	近藤 早苗	社会福祉法人 たいよう福祉会
	鴨下 紀久	柏崎廃棄物収集協同組合
	横尾 保子	新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部
	小川 祐子	公募
矢島 和幸	公募	

## 2 市民・事業者アンケート調査結果

平成 28 年（2016 年）3 月に策定した柏崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直しに当たり、市民及び事業者の皆様が、ごみの排出やリサイクル等に関してどのような考え方を持っているのかを把握し、現行施策の検証や一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を改定するための基礎資料とすることを目的として、本調査を実施しました。

### (1) 調査期間

令和元年（2019 年）5 月 10 日（金）に調査票を発送し、5 月 31 日（金）を回答期限として実施しました。

なお、回答期限後も回答があり、より多くの意見を反映させるため、6 月 7 日（金）到着分までを有効回答としました。

### (2) 調査概要

アンケートの調査概要を以下に示します。

項目	市民	事業者
調査対象	20 歳以上の市民 2, 000 名	市内に所在する 500 社（法人・個人）
調査方法	20 歳以上の全市民（住民基本台帳登録者）を母集団として、上記対象者を無作為抽出し、調査票を郵送し、書面による郵送回答	市内の事業所の中から業種を考慮して無作為に抽出し、調査票を郵送し、書面による郵送回答

### (3) 回収状況

アンケートの回収状況を以下に示します。有効回答率は市民 47.8%、事業者 49.8%と半数を下回りました。

項目	市民	事業者
調査票発送数 (A)	2, 000 件	500 件
有効回答数 (B)	956 件	249 件
有効回答率 (B ÷ A)	47.8%	49.8%

### (4) 市民アンケートの調査結果と考察

#### ア ごみの減量化及びリユース・リサイクルの考え方

##### (ア) 家庭全体の“燃やすごみ”（一週間）の量について

有効回答 956 件（世帯）中、943 件（世帯）の回答があり、燃やすごみの排出（1 週間）に使用する指定ごみ袋は、小（10ℓ）が 1,388 枚、中（25ℓ）が 1,189 枚、極小（5ℓ）が 228 枚、大（50ℓ）が 117 枚となりました。

この結果、指定ごみ袋の容量換算による 1 世帯当たりの排出量は、前回のアンケート

ト（平成27年〔2015年〕実施、以下「前回」という。）の56.2%から53.7%と、2.5%のごみの減量になりました。また、2種類以上の指定ごみ袋の併用率は、全体で29.0%となりました。

**(イ) 指定ごみ袋のサイズについて**

「変えてほしいサイズがある」の18.7%に対し、「今のままでよい」が76.8%となりました。

このことから、平成21年（2009年）のごみの有料化から10年が経過し、ほしいサイズの要望はあるものの、現サイズに順応してきたことがうかがえます。

**(ウ) ごみ袋をよく購入するお店について**

ごみ袋を購入するお店は、「大型量販店（スーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンター）」が最も多く、91.4%と9割以上を占め、ほぼ大型量販店で購入しています。

**(エ) ごみ袋に関する意見について（自由記述）**

各世帯での排出量や指定ごみ袋の取扱方の違いにより、サイズや規格（強度）への様々な要望が寄せられています。現状にだいぶ慣れてきているようです。しかし、指定袋の価格については、高いという意見が多く寄せられました。

**イ 拠点回収について**

**(ア) 資源物リサイクルセンターで回収する品目ごとの利用状況**

資源物リサイクルセンターで回収を行っている、使用済小型家電、廃食用油、古着、廃乾電池及び古布の利用状況は、「使用済小型家電の回収」が41.0%と最も多く、「廃乾電池の回収」が32.6%、「古着の回収」が22.4%でした。

一方、「利用したことがない」が38.9%と2番目に多く、次のイでその理由を分析します。

**(イ) 資源物リサイクルセンターを利用しなかった理由について**

利用したことがない理由として、「対象の回収物が出なかった」が32.3%で最も多く、「資源物リサイクルセンターが遠い」が32.0%と続き、「回収していることを知らなかった」は、前回の31.3%から22.6%に減少していますが、更なるPRが必要と考えます。

**(ウ) 資源物リサイクルセンターの新たな場所への新設について**

新たな場所での開設（新設）については、「現在の2か所のままでよい」が38.8%で最も多く、「新たな開設が必要だ」、「どちらでもよい」が22.2%、「わからない」が13.4%と続きます。

「利用したことがない」や「知らなかった」へのPRも必要ですが、本来の居住する地域の資源物ステーションへ資源物を出すことの周知も必要と考えます。

## ウ ごみの減量化及びリユース・リサイクルについて

### (ア) ごみの減量やリユース・リサイクルの行動について

行動及びその傾向に関しては、「ごみを出す日・時間を守っている」、「資源物の分別をしている」といった排出時のルール、決め事、マナーについては、「いつもしている」が9割前後と、前回とほぼ同じ結果となり、意識の高さが定着していると考えられます。また、ごみの減量のために「生ごみは水切りをしている」は、「いつもしている」が84.3%となり、前回とほぼ同じ結果となっています。

「修理・修繕し、物を大切にしている」に関しては、「いつもしている」、「たまにしている」を合わせると72.7%で、前回の80.8%より減少しています。

「不用になった物を譲ったりしている」や「リサイクルショップを利用している」は、20代から50代の年代では、「いつもしている」、「たまにしている」が5～6割となっていますが、60代、70代以上では、2～3割となっており、リユースに関する意識の違いが分かります。

### (イ) ごみの分別・リサイクル（再資源化）について

「現状の分別数でよい」が80.5%となり、ごみの分別・リサイクル（再資源化）については、現状の分別数でよいと考えています。

当市の分別数は県内でもトップであるにもかかわらず、分別数を減らすとの回答が少なかったことから、リサイクルへの意識が高いことが考えられます。

### (ウ) 「ごみ」についてもっと知りたい情報について

「ごみ」についてもっと知りたい情報については、「分別のガイドブック」が40.0%と最も多く、「資源物の行方」が25.7%、「廃棄物の処理にかかる費用」が14.5%と続きます。

一方、最も関心が低かったのは「ごみ処理やリサイクルに関する法律」で2.7%でした。

分別ガイドブックへの関心が圧倒的に高いことから、改正の際には、より分かりやすい内容が求められます。

### (エ) 商品購入の際のごみの減量への関心について

「詰め替え可能な商品を買う」、「マイバッグを持参し、レジ袋をもらわない」、「包装を簡単にしてもらっている」については、「いつもしている」、「たまにしている」を合わせると6割以上で、前回より増加しており、意識が定着していると考えられます。

一方で、「リユース・リサイクルを考えている」、「再生資源を利用した商品を購入する」、「リサイクルショップを利用して購入する」は、「あまりしていない」、「まったくしていない」を合わせると、6～7割となっており、前回の5～6割から増加していることから、リユース・リサイクルへの考え方が変化していると考えられます。

### (オ) ごみの減量化や資源化を進めるために必要なことについて

「商品の過剰包装しない工夫」が69.1%と最も多く、次いで、「バラ売り・かご盛り等販売方法の工夫（パック詰め・箱詰め・袋詰め等の削減）」が41.8%、「買

い物袋持参の場合のポイント、景品等交換システム」が38.8%の順となりました。

ほとんどの選択肢での年代別の回答において、60代と50代の割合が高くなっていますが、バラ売り・かご盛り等販売方法の工夫（パック詰め・箱詰め・袋詰め等の削減）」に関しては、20代の割合が低くなっています。また、前回と比較すると、「積極的な資源物の分別収集」、「店頭での分別回収場所を増やす」、「地域での集団回収を活発にする」がいずれも減少しています。これは、スーパーでの店頭回収や資源物リサイクルセンターの増設など、以前より回収体制が充足してきているためと考えられます。

## エ 食品ロスについて

### (ア) 「食品ロス」という言葉の認知度について

食品ロスについては、「知っている」が78.1%と最も多く、約8割を占め、認知度が高いということが分かります。

### (イ) 家庭でよく出してしまう食品ロスについて

よく出してしまう「食品ロス」は、「食べ残し」が50.1%と最も多く、5割の人が食べ残しをしてしまうという結果となりました。

次に「食品ロスを出したことはない、あるいは、ふだんから意識している」が25.5%、「手つかず食品（何も手が付けられずに捨てられている食品）」が23.0%と続きます。

### (ウ) 家庭でよく出してしまう「手つかず食品」について

よく出してしまう「手つかずの食品」は、「野菜、果物」が34.4%と最も多く、「調味料」が19.2%、「保存食品（レトルト食品、冷凍食品、缶詰、乾物など）」が19.1%と続きます。

### (エ) 「食品ロス」を出さないために工夫をしていること

「食品ロス」を出さないために工夫していることは、「買い物に行く前に冷蔵庫の中身を確認する」が49.0%と最も多く、「定期的に賞味（消費）期限の確認をする」が43.2%、「出された料理は食べきる」が34.0%と続きます。

### (オ) 外食時、食べ残しをしないためにお店側にしてほしいことについて

食べ残しをしないためにお店側にしてほしいことは、「小盛り、量を選択できるメニューを増やす」が46.0%と最も多く、「食べきれない料理の持ち帰りができるようにし、そのことを知らせる」が26.0%、「特になし」が16.5%と続きます。

## オ ごみに関する課題について

### (ア) ごみの問題の一番の原因について

ごみの問題の原因については、「大量生産・大量消費・大量廃棄等の生活様式」が47.0%と最も多く、「ごみを排出する市民や企業の意識が低い」が15.2%、「ポイ捨て・不法投棄に対する規制や取組が不十分」13.5%となっており、男女別、

年代別による大きな違いは見られません。

#### (イ) 最も重要な対応について

どのような対応が最も重要であるかについては、「ごみの排出そのものを減らすことに取り組むべき」が64.5%と最も多く、次いで「リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）に取り組むべき」が18.1%となっています。

6割以上が「ごみの排出そのものを減らすこと」が重要だと考えており、前回の53.3%を大きく上回っていることから、ごみの発生抑制（リデュース）の意識が高まってきていることが分かります。

#### カ 市の施策について

##### 大切だと思う市の施策について

市の役割として大切だと思うのはどんなことかについては、「家庭ごみの減量化・施策（資源のリサイクル）を進める」が39.0%と最も多く、「市民に対してごみに関する情報提供や意識啓発を行う」が20.1%、「不法投棄などに対する取締りを強化する」が15.6%となりました。

#### キ リサイクル、ごみ問題について

##### ごみ問題に関する自由記載

ごみの問題に関しての自由記載欄への回答は278件に上り、「ごみ減量に係ること」が15.8%と最も多く、そのうち「食品ロス」に関する記載は8件ありました。

次いで、「廃棄物行政全般に係ること」が15.5%、「収集（回収）・処理（処分）に係ること」が14.0%と続きます。

「資源物リサイクルに係ること」は12.2%でしたが、そのうち「リサイクルセンター」に関する記載は11件ありました。このことから、ごみの減量に対する関心の高さが分かります。

#### (5) 事業者アンケートの調査結果と考察

##### ア 資源物と一般廃棄物の分別について

「既に行っており、今後行う」が96.0%と最も多く、高い意識で減量化やリサイクルに取り組んでいることが分かります。

一方で、製造・販売した製品の回収については、「既に行っており、今後行う」と「今後は、行っていきたい」を合わせて39.3%に対して、「今後とも行わない」が47.8%と約5割を占め、理由として「自社には関係ないと感じる」と回答した事業者が多かったことから、業種で事情は異なりますが、事業者の意識の改善が必要であると考えられます。

## イ 環境負荷の低減や資源リサイクルへの取組について

原材料や物品の調達時の環境負担の少ない物を優先的に採用する取組は、前回の43.0%から今回44.2%となり、廃棄物の処理やリサイクルの容易性を考えての製品の製造をする取組についても、前回の30.3%から今回33.3%となり、意識が向上していることが分かります。また、どちらの取組も「今後は、行っていきたい」の回答が多かったことから、市としても必要な情報を提供する必要があると考えられます。

## ウ ごみの減量やリサイクルを行う上での問題点について

ごみの減量やリサイクルを行う上での問題点については、57.8%が「特に問題ない」と回答していますが、「手間がかかる」や「経済的なメリットが少ない」との回答もあることから、事業者の排出者責任について認識するよう、市として更に啓発する必要があります。

## エ 環境マネジメントシステム（EMS）取得の状況

環境マネジメントシステムの認証は、12.9%の事業所が取得しています。

## オ ごみ・資源物の処理方法について

事業所から排出される事業系一般廃棄物の大半は、廃棄物業者に委託し、処理されています。

一方、一般家庭から排出されるごみを取り扱う町内のごみ・資源物ステーションを利用している事業者が見受けられます。

市では、ホームページや商工会議所等を通じて啓発チラシを配布するなどの周知を行っていますが、少量排出事業者に事業系一般廃棄物の出し方について更なる周知を行う必要があると考えられます。

### 3 用語解説

#### 用語解説

頭文字	用語	用語解説
あ行	新しい生活様式	新型コロナウイルスの感染防止のため、テレワークやオンライン会議の導入などの働き方の変化によるごみ排出量の減少やテイクアウトの増加による外食の減少などによる事業系ごみの減少を考慮する。
	一般廃棄物	一般家庭から排出される家庭ごみの他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（事業系ごみ）を指す。廃棄物処理法上は産業廃棄物以外の廃棄物と定義されている。
	一般廃棄物中間処理施設整備基本計画	令和 11 年度（2029 年度）に稼働予定の新ごみ処理場を建設するための基本となる計画
	エコグリーン柏崎夏渡	平成 14 年（2002 年）5 月に、市内夏渡地内に竣工した一般廃棄物最終処分場
	S D G s	本編 72 ページ参照
か行	海洋プラスチックごみ	ポイ捨てや適正な処理をされないことで、風や雨などにより河川や海に流れ込んだプラスチックごみ
	家庭系ごみ	一般家庭の日常生活から排出されるごみ
	柏崎市第五次総合計画	市の行政計画の最上位にあり、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針となるもので、基本構想・基本計画で構成される。
	柏崎市環境審議会	柏崎市の環境保全に関する基本的事項と重要事項を調査審議する機関
	可燃性残渣	粗大ごみ等を破砕し、資源物を選別した後に残る可燃性の処理残渣のこと。燃やすごみとともに焼却処理する。
	ごみ処理基本計画策定指針	平成 28 年（2016 年）9 月に環境省により示された、市町村によるごみ処理基本計画策定のための指針。策定に当たって整理検討すべき事項やその方法が示されている。
	ごみ排出量	ごみとして排出されたものから発生抑制、分別収集による減量分を除いたもの
さ行	再生利用	ごみを新しい製品の原材料や部品として再び利用すること。

頭文字	用語	用語解説
	再生利用率	ごみ排出量に対するリサイクル量の割合
	再利用	一度不要となった製品や容器等を再び利用すること。
	3 R	リデュース (Reduce) : 発生抑制。ごみを減らす。 リユース (Reuse) : 再利用。再び利用する。 リサイクル (Recycle) : 再生利用。資源として再び利用する。 この3つの頭文字をとった略称。資源を有効利用し、廃棄物をできるだけ出さない循環型社会をつくるための基本的な考え方
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など廃棄物処理法及び施行令で定められた20種類の廃棄物をいう。
	事業系ごみ	企業のオフィスなど事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の不要物
	事業系一般廃棄物	「事業系ごみ」参照
	循環型社会形成推進基本法	平成12年(2000年)法律第110号。循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律
	食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。食べ物を捨てることはもったいないことで、環境にも悪い影響を与えてしまう。
た行	ダイオキシン類	ごみの焼却など、ものの燃焼により非意図的に生成される有害物質であり、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、これらとよく似た性質であるコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めて、ダイオキシン類という。
	中間処理	収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立てた後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、

頭文字	用語	用語解説
		有効利用する役割もある。
は行	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出を抑制し、適正な分別、収集、運搬、処分等の処理を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る事項などを規定した法律
	発生抑制(リデュース)	意識啓発、ごみ有料化、マイバッグ、再使用、過剰包装抑制などによりごみの発生そのものを抑えること。
	不燃性残渣	粗大ごみ等を破碎し、資源物を選別した後に残る不燃性の処理残渣のこと。主に埋立処分する。
ま行	マイクロプラスチック	プラスチックごみが劣化し小さくなったもので、5ミリ以下のものをいう。
ら行	リサイクル	「再生利用」参照
	リサイクル率	「再生利用率」参照
	リユース	「再利用」参照





## 柏崎市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

【令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）】

令和3年（2021年）3月改定



編集・発行 柏崎市 市民生活部環境課

〒945-0011

新潟県柏崎市松波四丁目13番13号（クリーンセンターかしわざき）

TEL 0257-23-5170 FAX 0257-24-4196

U R L <https://www.city.kashiwazaki.lg.jp>

e-mail [kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp](mailto:kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp)

---